

海倉

第四章 全羅道 (南道) 靈巖郡 概勢

約一里西終面に屬する海倉なりと雖も人家僅に二戸にして部落を爲さず然れども郡邑に至る距離近く道路平坦にして交通便なるに而も海水稍深き故に木浦居留地との間石油發動機船日々往復して旅客及小荷物を運へり乗客賃錢一人五十錢貨物一箇二十錢にして大抵四時間乃至五時間にして到達す海倉の前面即ち灣の北岸に一部落あり之れを都浦と爲す北一終面に屬して戸數八十一人口二百三十六海淺く小船尙ほ且つ潮汐を利用するにあらざれば出入難しと雖も郡の呑吐口にして商船の寄泊するもの常に絶へず郡邑に至る二里道路平坦なり海倉との間僅に十餘町渡船ありて旅客往來せり其他昆一終面に於ける西倉も亦郡内多數の市場にして木浦を距る遠からず商船の往來頻々たり

靈巖邑

郡邑靈巖は月出山の北麓に在り別名を月奈朗州郎山と稱す皆建置沿革に基因せり戸數四百餘人口一千八百餘あり此他に日本人の現住者三十七戸六十四人雜貨を商ふもの旅舎飲食店を營むもの其他理髮職寫真師等ありて大抵の機關備はれり官署には郡衙の外に財務署郵便電信取扱所巡查駐在所あり又日本憲兵分遣所守備隊を置かる此地郡の主要部に位置して附近耕地廣く地味肥沃にして農産

場市

に富み人煙一帯に密なれば隨て物資の集散多く市街稍殷賑なり教育機關には公立普通學校あり日本人教師一名邦人訓導二名にして生徒約一百名あり衛生機關には日本人醫師一名あり

交通

郡内場市は邑場五、十、德津(北一)、三、八、犢川(昆二)、四、九、灰洞(北二)、三、八、火院一、六に開かる就中邑場及犢川場市盛んにして集散貨物は大概康津に於けると同様なり交通は邑下より木浦に至る海路に依れば海倉より日々石油發動機船往復せること前示の如し若し陸行するとせば西方靈巖半島の末端龍塘(又龍堂)に出て此より渡船す陸路通して十里道路平坦にして往來繁し其他北方羅州郡の榮山浦に至る六里同郡の潘南市に至る四里東方長興邑に六里餘南方康津邑に五里海南邑に八里とし榮山浦間の道路最も良好なり又郡内犢川市に至る四里西倉に至る六里にして此二地は共に陸路木浦に至る經過地なりとす

通信

通信機關は郡邑に於ける郵便電信取扱所一あるのみ同取扱所は木浦より長興邑方面に至る中繼所にして毎日差立を爲し木浦へは海倉より石油發動機船便に依れり

物産

第四章 全羅道 (南道) 第九節 靈巖郡 概勢

郡内物産の重要なものは米及雜穀にして一年の産額約四十二萬石と稱す、其他棉花三十萬斤、木綿八千餘反、紬布百餘反、櫛約二十五萬箇を出す、櫛は古來本郡著名の物産なり、農家の副業として其製作に従事するもの二百餘戸、一箇の價平均三十文と見積れば一年の製産一萬五千圓に上るべし、主として京城に送られ其他本道又は慶尙道の各地に輸送せらるるもの少なからず。

漁情

河塞網

海産の主要なるものは食鹽にして其他蝦、蟹、牡蠣、蛸、鮑等ありと雖も漁業は概して振はす、本郡及羅州郡に屬する地先に在りては河流を利用して河塞網と稱する一種の駐木網を使用す。

終南面と昆二終面と相對して擁する内灣は養蠟場に適し、佐賀縣韓海出漁組合及岡山縣兒島養貝會社の養殖許可地あり、左に其區域を記さん。

牡蠣養殖許可地

(一) 佐賀縣 韓海出漁組合許可地 西終面饅頭崎より同郡昆二面中の島見通線を起點とし、南に西終面松島より昆二面兜山見通線を終點とし、之れを二區に分つ。

第一區 西終面地先長さ一千八百間、濬沿左右五間、此面積六町步とす。

第二區 昆二終面地先長さ一千六百間、濬沿左右各五間、面積五町三反三畝十步とす。

出願は隆熙元年九月二日にして、許可は隆熙二年三月九日なり、同年七月の交箕を樹て試験に着手したるに成績良好ならず、然れども夢灘地方に比し好果なりと云ふ。

(二) 岡山縣 兒島養貝會社許可地 西方昆二終面石崎より終南面飛島見通線を以て起點とし、東南方昆二終面中島より西終面饅頭崎見通線及終南面小松島より西終面饅頭崎見通線を終點とし、之れを三區に分つ。

第一區 昆二終面地先長さ二千九百八十五間半、幅濬沿左右各七間、面積十三町九反七畝二十步とす。

第二區 終南面地先長さ二千三百八十九間六合、幅濬沿左右各七間、面積十一町一反五畝四步とす。

第三區 西終面地先長さ六百六十四間四合、幅濬沿左右各七間、之れを甲とし長さ二百三十六間八合、幅濬沿左右各七間、之れを乙とし、面積合して

四町二反十六歩とす。

出願は隆熙元年九月三十日にして許可は同年三月十八日なり、同年五、六月の交、竹、雜木、松等を材料として筭を階段狀に樹て試験に著手せり。

第十節 羅州郡

本と百濟發羅郡又通義と呼ひたり、新羅錦山と名け、又錦城と號し、高麗今の名に改む、後ち成宗の十四年節度使を置きて鎮海軍と稱し、海陽道に隸屬せしか、顯宗の九年陞して牧と爲せり、本朝之れを襲きて近代に及ひしか建陽元年西海に於ける屬島を割きて智島郡を新設せらるゝや同時に牧を廢して郡と爲し以て今に至れり。

北方咸平郡に接し、東方榮山江を以て南平郡と劃し、南方同江を跨きて靈巖郡に接し、西方務安郡に隣す、境域廣からすと雖も榮山江流域に於ける平野の主要部に於て地味肥沃農産豐穰なること全南第一に位し殊に米産地として著名なり。

沿革

境域

區劃及臨江面

郡内區劃二十七面、内江に沿へるを坪里、伏巖、東部、新村、侍郎、水多、仰浦、智良、上谷、郁谷、馬山、吾山、曲江、豆潤、公水の十五面とす、而して坪里、以下、仰浦に至る七面は順次河北に并ひて仰浦、面は西方務安府に隣接し、智良以下、公水に至る八面は順次河南に並列し、智良、面は北方に在りて東北、南平郡に接し、公水、面は最南に位して南方靈巖郡と界を交へり。

郡の境域此の如くにして海岸を有せず、水産に關しては唯た榮山江に於て僅に小規模なる河川漁業を營まらるゝに過ぎずと雖も然も郡は木浦貿易の中心なると同時に水産物の集散地として重要な場所たり。

郡邑羅州は別名を發羅、通義、錦山、錦城、鎮海軍等と號す、蓋し建置沿革に基因せり、元と全南觀察府を置かれし地にして現觀察道所在地たる光州を距る西方六里餘、榮山浦を距る北東一里許、榮山江に沿ひて東部及西部の二面に跨り、羅州平野の中央に位して人煙稠密市街殷賑の一區たり、近年觀察道を光州に移され一時衰頽の觀を呈せしも元と天然の地利を占むるを以て日本人の居住者日々増加し昨隆熙二年(明治四十一年)六月末現在調査に依れば城の内外を通して其戸數八十七、人口

羅州邑

二百十四を數へ、多くは農業を目的とするものにして大半城外に散在せり、市内に居住するものは約半數に過ぎずと雖も旅店、飲食店、雜貨店、其他大抵の機關備はらざるはなし、官署には郡衙の外に財務署、警察署、郵便所等あり、此地場市は城の内外に開かれ共に例市にして城内市は三七▲城外市(南門外)は四、九を市日とし、魚類、木綿、各種漆器、扇子、團扇、竹篾、其他雜貨の集散少なからず、附近場市中、有數の一に數ふへし。

場市

郡内場市は邑の内外二場の外、智良面に屬する榮山市(五、十)の開市、公水面に屬する南倉市(二、七)、潘南面に屬する道馬橋市(四、九)、細花面に屬する東倉市(五、十)、水多面に屬する佳洞市(三、八)、最北咸平郡界三加面に屬する平林市等ありて、就中榮山市及道馬橋市盛んなり。

生産物

郡の生産物は米穀を以て第一に數へらるゝと雖も、棉花も亦多産し、木綿の製産少なからず、又本郡は古來、養蠶地として知らるゝ所、紬布を織製して、多少の輸出あり、工藝品には竹、籐、團扇、扇子、漆器類ありて、是れ亦著名の物産中に數へらる、其製作に従事するもの邑城、榮山浦、其他主要部落には大抵五、六戸乃至七、八戸を有し、每一

運輸交通

年の産一萬圓に達すへし、京城、平壤其他に輸送せらるゝもの少なからず。運輸交通は榮山江域内を貫流して爲めに利する所甚た大なるものあり、同江は羅州を経て尙ほ上游幾許の間、舟楫の便あるのみならず、榮山浦に至る間は小汽船の溯航に支へなく、現に數隻の小汽船及石油發動機船日々木浦との間を往來して郵便物、旅客及貨物を運へり、又域内一帯に道路克く開け往來便なり、殊に榮山浦より郡邑羅州を経て光州に至る間は平坦砥の如く且つ幅廣くして馬車を通ずるに支へなし。

通信

通信機關を設置せらるゝは郡邑及榮山浦の二所に止まれども共に日々木浦及光州便の集配あるのみならず、二所共に電報を取扱はるか故に他郡に較らへて甚た便なり、又此二所には警備電話あり。

榮山浦

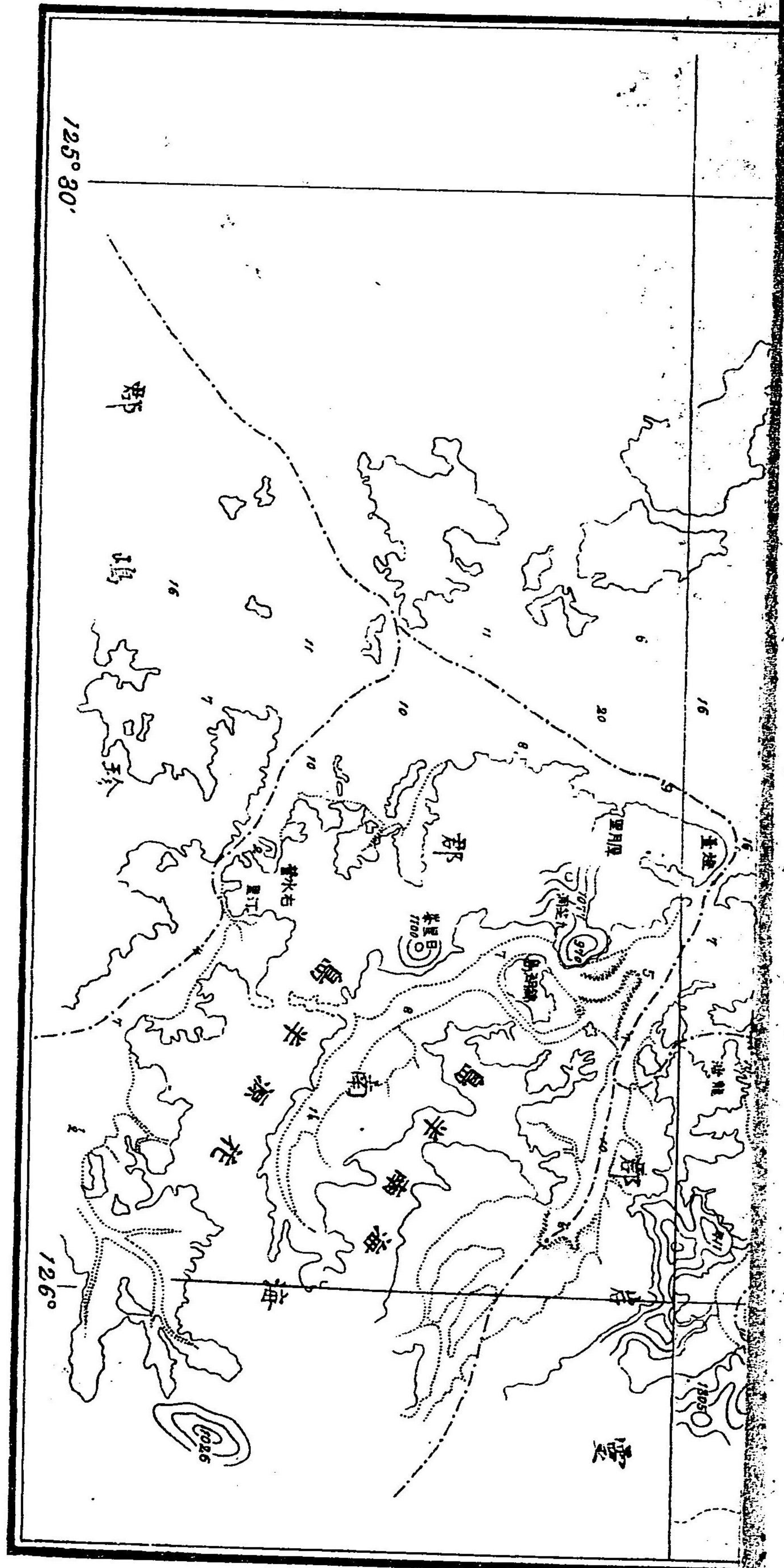
榮山浦(榮山浦)は榮浦と略稱し、又永浦と書す、智良面に屬して郡邑の南東約一里、榮山江の東岸に位置せり、此地郡の吞吐口たると同時に榮山江流域一帯に於ける出入貨物の中繼場にして、其木浦との關係は恰も全北、忠南の境上を流るゝ錦江の中流に於ける江景と群山との關係の如く、其他の點に就ても亦彼是相似たるもの

あり、但し榮山江の流域は錦江流域に較らへて遙に狭小なれば隨て此地の市況彼地に及はざる遠しと雖も然も木浦との交通便にして往來の頻繁なる彼れに優れるものあり、此地日本人の居住者は附近に散在せるものを合せて戸數八十八、人口三百六十三と稱す(隆熙二年六月末調査に依る)其多くは農業に従事すと雖も各種商業を營む者も亦少なからず、自治機關として日本人會を組織し宛然一居留地の觀を呈せり。


金融機關には農工銀行支店あり、官署としては唯た羅州警察署に屬する巡查駐在所一あるのみ、但し警備機關として憲兵分隊駐屯せり。

現時木浦間の交通には小蒸汽船三隻、石油發動機船一隻を以て相互に往來し一日二回の發著あり、之れを定期船とし郵便物を搭載す、此他に尙ほ汽船一隻月約十回不定期に往來するものあり、孰れも日本人の經營する所にして乗客賃錢は一人八拾錢なり、貨物運賃は種類に依りて不同あり、其重なるものに就て摘録せば穀物一石拾二錢、明太一箇八錢、干鱈百斤拾五錢、鹽魚一才五錢、海草類百斤拾五錢、砂糖一箇拾錢、石油一函七錢、酒醬油大樽一箇參拾錢、同上斗樽八錢、燐寸一箱七錢、木綿及麻布一箇六十反貳拾錢、金巾一反壹錢、雜貨數取一箇七錢等なり。

木浦間の交通



全羅南道西沿岸



輸出品の重要なものは米其他雜穀棉花、木綿、麻布、牛皮、團扇、扇子、竹篾、各種漆器等にして多くは帆船に依つて木浦に移送せらる。

第十一節 務安府

本と百濟の勿阿分郡、新羅務安と呼び、高麗勿良に改め、尋て成宗十年舊に復して務安と稱し、羅州の領縣と爲せり。本朝これに因り縣監を置きしも、建陽の改革に郡と爲し、後ち府と爲し、今に至る。

本府は榮山江の西側一帯の地にして、北方僅に咸平郡に接續し、東方の一部榮山江の一支を以て羅州郡と劃し、其他は悉く潮水を環らして、其大部分は殆んど半島を成せり、而して其北部に於て別に又た西海に向つて蜿蜒蛇行する半島あり、海圖之れを臨淄半島と記す、是れ亦本府の管轄する所なり、本府の西方及南端の前面には島嶼無數に散在すれども、皆智島郡に屬し、本府の所管たるは周邊を繞れる水路

沿革

境域

より以内に於て淤泥中に位せる無人の小嶼のみ、故に本府の地は西方一帶智島郡に屬する諸島に依りて屏障せられ、其外洋に臨めるは臨淄半島の西南堂頭附近の地に止まれり、此岬角は咸平灣口を扼するものにして其北方なる對角は即ち靈光郡に屬する鹽所面とす、又榮山江を隔てて相望む地は東方に在りては羅州郡、南東一帶は靈巖郡なり、其東方より蜿蜒として來り木浦錨地の南側を爲せる半島は即ち靈巖郡に屬する昆一終面の地にして海圖に所謂靈巖半島なり、屬島中稍知らるものは木浦の前面に浮へる三鶴島なり、島は生産的價値を有せずと雖も、稚松粗生して花卉に富み閑遊の適地なり、されは春漸く甜とならんか木浦の居留民船を浮へて至るもの少なからず。

府の全域は此の如くにして其本土は南北に長く東西に狭し、山岳は縦横に起伏すれども高峻なるもの少なく、地勢中央に隆起して東西兩側に低下せり、故に水流も亦これに伴ひて東西に流下し、東側のものは榮山江に、西側のものは咸平灣及務安江に注入す。

山岳

地勢

山岳の著しきものは中部に僧達山あり、海拔一千九十五呎にして府内第一の靈

山なり、其支脈南走して半島の南端に隆起するもの之れを餘達山と爲す、二峰より成る、一峰は七百四十三呎にして一峰は六百十七呎に過ぎずと雖も共に黒色を呈せる峨々たる奇峰にして遠望甚た顯著なり、木浦は即ち其南東麓に在り、故に旅客時牙海より花源半島の北端と達里島との海峽を通過せば直に之れを望み得べく、同時に木浦の所在を知ることを得ん。

榮山江は蟾津江と共に蘆嶺山脈の南側に於ける大江にして國內五大江の一に數へらる、江は流域に沃野を形成するのみならず、羅州邑附近に至るまで潮汐干満の影響を受け航運に利すること大なるものあり、江の氾濫期は八、九月の頃にして時に増水三十尺に達することあり、然れども此の如きは甚た稀有の事實とす、此地方氣候温和なるを以て嚴冬の交と雖も僅に薄氷を結ふに止まり、舟行に妨げあらず。

榮山江

沿岸

沿岸の形勢は江畔、海岸共に屈曲甚しく殊に西沿岸は臨淄半島蜿蜒として其復雜なること言語に絶し、形容に辭あらず、然れども一帶干潟泥堆廣衍して水淺く僅に漕を通するに過ぎされは木浦を除きて繫船に適地なし。

主要平地

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 概勢

府の主要平地は中央に於ける佐府、嚴多二面に互るもの、金洞面の東部なる羅州郡に接續するもの、榮山江に沿へる進禮面の一部、一老及三郷二面に跨るもの、臨淄半島の南側即ち多慶面の大部分等なり、就中佐府、嚴多二面に互る平地は其中央に咸平郡より南下し來る一溪流を通して水田克く開け、郡内一の米產地たり、金洞面の平地は所謂羅州平野の一部を爲すものなり、是れ亦咸平郡より來る一溪流を通してありて美田一帯に擴延するを見る、然れども此溪流は本郡と羅州郡とを劃するものにして本面に屬する部分は地域廣からず、其他の平地中江畔に於けるものは各水田を有すと雖も臨海面に屬するものは灌漑の利を缺くか故に其耕地は幾んど畑地なり、最近の調査に従へば全郡の耕地面積は水田四千零三十二結六負、畑二千二百六十九結十負あり、即ち水田は幾んど畑の一倍にして之れを日本反別に換算すれば水田六千九百八十四町步、畑四千五百五十六町七畝步に相當す、土地の値段は水田一斗落三貫文乃至五貫文、畑一斗落二貫二、三百文にして日本人の農事經營者か購入せる平均價格は十六圓なり。

區劃及其位置

行政區劃は府内、二老内、三郷、一西、二西、望雲、多慶、海際、珍下山、玄化、外邑、新老、嚴多、佐

耕地面積

府、金洞、進禮、石津、朴谷、一老、二老外の二十面なり、此中府内、二老内、及三郷の三面は東側榮山江に、西側海に、二西以下、玄化に至る、七面は海に、進禮以下、一老に至る、四面は榮山江に沿ひ、其他の六面は中部に在りて其四邊を臨江及臨海の各面に圍繞せらる、但し嚴多面は一溪流を以て佐府、進禮の二面と劃し、其溪流注口の小部分榮山江に沿へり。

府治

府治は今木浦の背後即ち府内、南橋洞に在り(此地の状況は後に述へん)然るに其舊地を務安邑と稱す、故に往々治所と誤ることあり、舊地は府の稍、中央部に在りて其所屬面を外邑面と稱す、位置は治所として適地なれども交通の便は現地に若かず、府治を現地に移されしは木浦の開港に基けり、現時舊地には唯巡查駐在所を置かるるに止まれは隨て往時の觀なしと雖も府内四通の要地にして且つ木浦及羅州より咸平其他西岸諸邑に通する道路の衝に位せるか故に日本人も居住して今に仍ほ府内主要の市街たるに値ひせり。

交通

交通は木浦を中心とす、三面河海を環らすか故に水運の便少なからず、陸路も概して割合に良好なり、主要道路は木浦より務安を経て咸平其他西岸諸邑に至るも

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 概勢

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 概勢
のにして之れを郵便線路とす。

物産中主要なるは米、麥、大豆其他の穀類及棉花等なり、就中棉花は質良好を以て聞へ一年の産大約二十七萬斤と稱す、其多くは日本へ輸送せらる、又た穀類毎一年の産高米一萬三、四百石、麥五千四百石、大豆五千五百石許なり、棉花の産多き紡織の業行はれ、白木綿は本府の特産物と稱せらる、其産一年二萬疋を下らず。

水産物
水産物は沿岸の形勢に伴ひて其産多からず、木浦の市場に上る魚類の如きは日本漁夫の齎らす處にして遠く外海に出て漁獲せるものに係れり、本府近海に於て漁獲せらるる魚類の主要なるものは黒鯛、鱧、鱈、鮓、鰻等にして就中黒鯛は其産稍多し、鰻、鱧、鮓等は榮山江に於て漁獲せらるるもの少なからず、然れども鰻は日本漁夫の漁獲する所なり、又同江にては牡蠣を産す、朴谷面に屬する夢灘附近にては日本人許可を得て其養殖に従事するものあり。

鹽田
食鹽は多少の産あり、既成鹽田の外尙ほ開拓するに適地少なからずと雖も土質智島郡に比して不良なり、既成田の所在を列記すれば左の如し。

- 海際面 石浦 民臺浦 牙士乃 蛤津里 五柳洞

府内面

- 多慶面 曲子洞 水場里
- 望雲面 前蒼浦 多慶浦 月落里 新月里
- 玄化面 平山村 太朴山 中村洞 瀛海村 龍洞里

務安半島南西端の地にして東方二老内面に接續するに止まり、其他の三面は海に沿へり、地區狹小なるに丘陵縱横して殊に其南西端の全部には餘達山蟠屈せるか故に平坦なる地盤は唯た灣内の所々に於て干潟地と連續せる小地區のものを除きては他に之れを見ること能はず、然れども本面の南端には木浦居留地あり、其背後なる南橋洞には府治を置かれ、又其他の諸官署あり、隨て人煙の稠密なること諸他の各面に冠たり。

地勢此の如く、土地も亦狹小なれば部落は悉く皆沿岸に在り、之れを東方より順次に列擧すれば左の如し。

- 内 洞 龍塘里 蓮 洞 新昌洞 陽 洞 北橋洞 南橋洞

萬福洞 竹洞 温錦洞 鳶峙洞 山亭里 觀海洞

此等部落の内内洞以下竹洞に至る八洞は木浦の東方なる干潟灣の周圍に並ひ、温錦洞は木浦の西方に鳶峙洞以下觀海洞に至る三洞は西海に瀕する干潟灣に沿へり、而して北橋洞、南橋洞、萬福洞、竹洞は木浦租界と連續して一街を爲し、新昌洞及陽洞は北橋洞の北東方に分離せりと雖も共に其地を距る遠からず、故に此等は皆木浦市街の一部と看做さるべきなり、但し南橋洞及北橋洞は從來存在せし雙橋里にして、新昌洞、萬福洞、竹洞は木浦開港後に於ける新開地なり、本面戸數は今隆熙三年六月末現在、租界地を除きて一千一百八十三戸と稱す、其大多數は木浦租界に連續する前記各洞及租界の西方なる温錦洞等に集團し、其他の部落に在りては寡少なり。

本面は土地狹小にして平地寡少なれば住民農業を主として生を營むものなきにあらすと雖も多くは商業を營み、又は木浦租界に至りて労働に従事し、其生活は都て租界を中心とす。

住民の生業此の如くにして漁に依りて生を營むは甚た少なく、各部落中漁村と

木浦港

木浦の外

小高の瀬

木浦の泊地

看做さるべきは温錦洞唯た一あるのみ、此地の概況は別に述ふる所あるへし、其他重要部落の概勢は木浦と共に敘述せん。

木浦港 榮山江の北岸即ち務安半島の南西角に位して恰も北緯三十四度四十七分、東經百二十六度二十二分に相當す、開港の一にして榮山江流域一帯の百貨を吞吐すること甚だ大なるものあり。

港の外口は北、中、南の三口あり、然れども北、中の二口は附近に砂堆擴行して水淺く且つ水路に小嶼散在するが故に小船ならては通航難なり、南口は海圖に木浦口と稱せらる、花源半島の北角と達里島間の海峡なり、此水路は幅僅に三百五十間、潮流急激なれども水深く且つ無碍にして通航困難ならず、本港に出入する常水路にして日本人は小高の瀬戸と稱す、蓋し木浦開港當時の一紀念なり(開港當時先登る木浦の居留民同船長の爲め紀念せんとて此名を附せしむ)

泊地は其前面を靈巖半島及高下島に依つて屏障せらる、其幅廣き所七百間餘、汽船の投錨に適するは木浦租界の前面水深七尋の處なりといふ、高下島は南北に長く、其北角は遠く北方に斗出して泊地の西方一帯を保障す、故に泊地は諸風共に甚

た安全なり、租界の東方に大なる深入灣あり、全然干潟灣にして僅に蜿蜒せる一條の濬を通ずるのみ、濬は租界の東端に浮へる小嶼松島の北方より東方を環り租界の前面を経て汽船の泊地と相通す、此濬筋は小船の泊地にして集合するもの甚だ盛んなり、租界の上陸所も亦此濬筋に在り。

航路標識

航路標識は時牙海の約中央航路の東側時下島及花源半島の北角に燈臺あり、前者は南岸諸港より木浦に至る航路を保全するものにして後者は木浦口を指示すると同時に導燈の用に供せらる、又高下島北角の西北方に浮標あり、鐵造圓錐形紅色塗にして頭部に點火せらる、燈火はピンチ瓦斯にして明暗白色なり、本浮標は其南方なる淺灘を避くるの用に供せらる、而して其位置は務安半島の南角と高下島の北角との一線及務安半島の西角と烽燧山との一線か相交又する所とす、又泊地を指示するものに租界の前面に浮へる三鶴島の南端干出七呎岩上に立標あり。

潮汐

潮汐は南口即ち木浦口の内方達里島の東側泊鼻附近にて朔望高潮二時十二分、大潮升十三呎四分の三、小潮升七呎二分の一、小潮差五呎なり。

開港沿革

本港の開港せられしは群山浦に先たつこと二年、鎮南浦と同時にして實に開國

租界

五百六年即ち光武元年(明治三)十月一日なりき、然れども其開港は疾くに傳へられし處にして元と是れ日本政府の主唱に因れり、甲午の歳日清戰役起るや其七月二十日即ち明治二十七年八月二十日同國との間に締結されたる暫定合同條款第四項に「將來兩國ノ交際ヲ親密ニシ且貿易ヲ獎勵センカ爲朝鮮政府ハ全羅道ノ沿岸ニ於テ通商港ヲ開クヘシ」と記せしか如き蓋し本港の開港と關係なくんはわらず。

租界は西方輪達山の南側半腹を限りとし、北方其一支たる小丘を容れ東方松島に至り、南方一帯江に沿へる不正三角形の地にして其面積約一百万平方米突(凡三坪)と稱す、總て各國租界なり、今隆熙三年六月末調査に依れば租界地區の所有既に確定せるもの七十二萬六千二十五平方米突にして其内譯左の如し。

| 國籍別 | 官有地 | | 民有地 | | 國籍別 | 官有地 | | 民有地 | |
|-----|-----|---------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|---------|
| | 所有者 | 面積(米平方) | 所有者 | 面積(米平方) | | 所有者 | 面積(米平方) | 所有者 | 面積(米平方) |
| 日本 | 三 | 五〇五二六 | 一〇三 | 五九三九五 | 獨逸 | — | — | — | 五、四〇 |
| 韓國 | 三 | 一六九九三 | — | — | 佛國 | — | — | — | 二八〇 |
| 清國 | — | — | 三 | 四〇八八 | 英國 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | 二、四七五 |

| | | | | | | | | | |
|----|---|------|---|-------|----|---|--------|-----|---------|
| 露國 | 一 | 一九三二 | 一 | 二〇六五七 | 合計 | 八 | 九九,〇〇五 | 一〇九 | 六二六,七〇〇 |
|----|---|------|---|-------|----|---|--------|-----|---------|

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 府内面 木浦

備考 前表の外木浦居留地會所有のもの一萬九千七百六十五平方米突あり。

是れに依つて觀れば仍は二十七萬三千九百餘平方米突の地積は未競賣地として殘存する割合なり。

租界地區は甲、乙、丙の三等に分たれ其賣渡すべき地區の面積は各等に付最大及最小の制限あり、即ち甲、乙、丙の兩地區は其最大限一千平方米突(凡そ三百八坪)最小限五百平方米突(凡そ百五十四坪)乙地區最大限五千平方米突(凡そ千五百四十坪)最小限一千平方米突(凡そ三百八坪)なり、而して其公定原價は一百平方米突に付甲地區は銀貨六弗、乙地區は同三弗、丙地區同五弗なり、但し甲地區は水準上の平地又は田圃にして乙地區は丘陵又は傾斜地、丙地區は海岸の干潟地にして埋立を要するものさす、又此標準さすべき銀貨は如何なる種類の銀貨を以てするかは其年に於て決定せらるべき答にして豫て確定ならず、賣渡さるべき地區は希望者の購買請求を待つて競賣に付せらる、希望者は希望する所の地區番號面積を記載したる申込書を自國領事館に差出すへし、當該官吏各國領事館より其書類を受理して競賣を施行するときは其日を各關

租界の市街

係者に豫告し、當日は各關係者立會の上競賣す、斯くて其地競落したるときは手附として競落代價の五分一を即納し、殘額は十日以内に納付を要す、全額納付の上は地券を交付せらるへし、若し期限に競落代金を納付せざるときは競落は無効となり、手附金は沒收せらるへし。
 ●地租は初年に在りては買受當日より其年末までの分を地券交付前に納入し、其以後は毎年一月十日までに其年度分を前納せざるへからず、滞納するときは公權の行使を停止せらるるのみならず尙ほ夫々制裁を受くへし、地租年税は一百平方米突に付甲地區は銀貨六弗、乙地區は二弗、丙地區は六弗さす、是等は皆光武元年十月十六日京城に於て外部大臣及列國使臣が調印したる租界章程に規定する所なり。

租界は此の如く各國民の雜居制なれども其居留民の大多數は日本人にして市街は幾んど全部日本人獨力の經營に成れるか故に隨て其名の如きも亦悉く日本名を附し恰も其專管地たると撰むなし、茲に市街を概示すれば河岸の西方一帯は南海岸通にして一丁目より二丁目に至り、其北方に接續するは本町通にして五丁目まで、其西方即ち鎭達山の東麓なるは山手通にして四丁目まで、本町通、山手通と

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 府内面 木浦

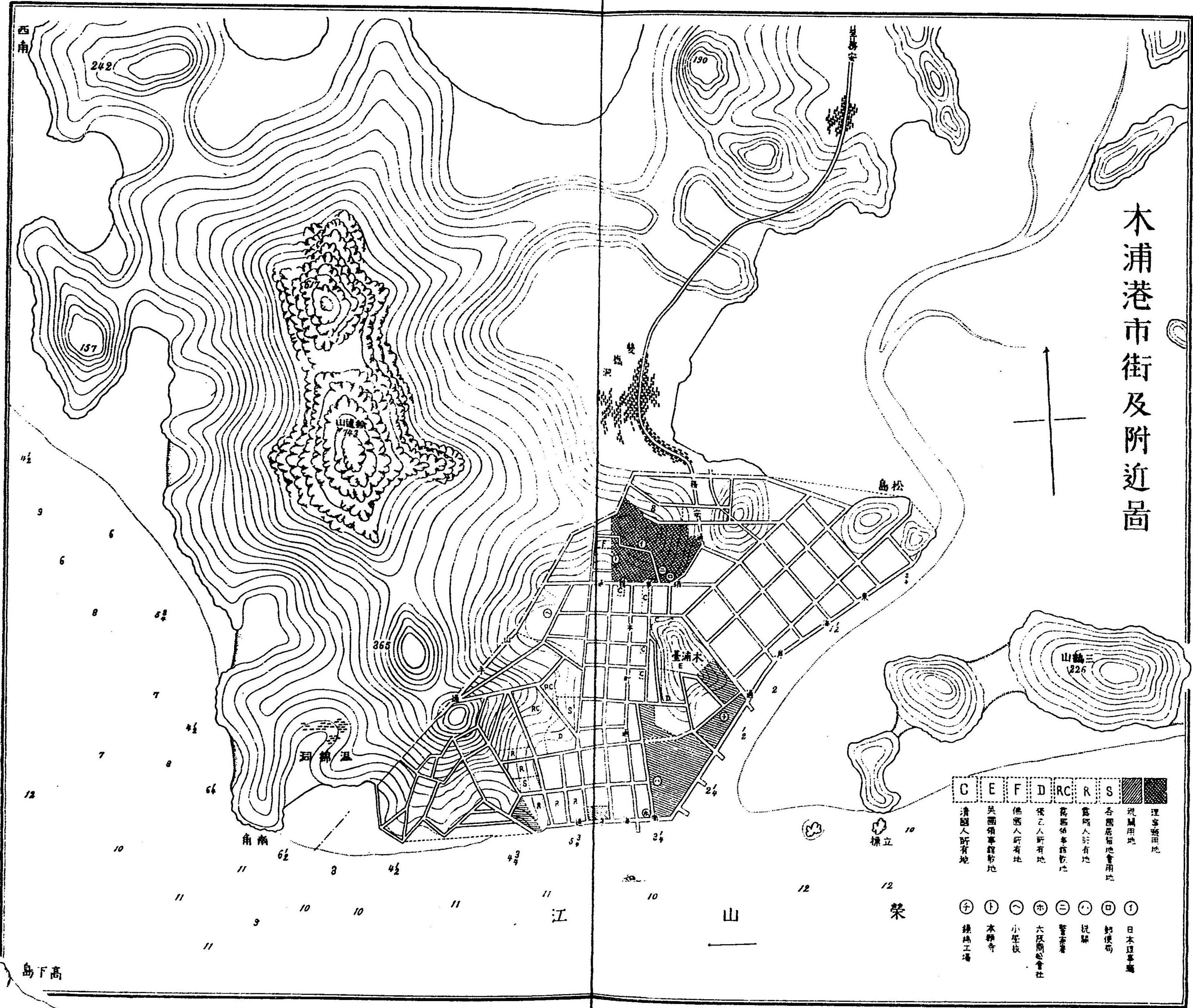
開港前
現在

相連続して鎭達山の一支なる南麓に領事館通之れを横断して海岸より邦人部落に通するものに務安通六丁目まで其東方河岸に東海岸通七丁目まで中央なる丘陵及其周圍を木浦臺とし通して七街あり而して其最も發達せるは領事館通東海岸通一丁目等なり概して街路井然商業盛んにして克く賑はへり試に之れを開港當時の地圖に見れば東南兩海岸通領事館通の東端及務安通一丁目の如きは都て干潟地又領事館通の大部分及本町通りの一帯は水田務安通二丁目以北及山手通木浦臺は全然丘陵にして從來部落の存在せしは唯た木浦臺の東側なる一小區域に止まれり此は往年木浦鎮を置かれ萬戸在治の地にして水軍の要港たりしのみならず貢米集積場として其名知られし所なるも開港當時に在りては既に頽廢して人家は僅に四五十を算するに過ぎざりしなり本港の發展は之れを群山に比すれば稍遜色ありと雖も而も變化の著しき驚くべきものなきにあらず是れ管に租界の一區のみに止まらずして邦人部落に在りても亦然り。

邦人部落の租界に接續せるものは本面の首に一言したるか如く竹洞萬福洞南楊洞北橋洞にして此四洞は即ち本浦の一街を爲すものなり其他北橋洞の北方に

邦人市街

木浦港市街及附近圖



| | | | | | | | |
|--------|----------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
| G | E | F | D | R | C | R | S |
| 清國人所有地 | 英國領事館所在地 | 德領事館所在地 | 俄領事館所在地 | 露領事館所在地 | 露領事館所在地 | 各國居留地 | 理專用地 |
| ⊕ | ⊙ | ⊖ | ⊗ | ⊘ | ⊙ | ⊙ | ⊙ |
| 練兵工場 | 本報社 | 小學校 | 大區商會 | 警察署 | 稅關 | 郵便局 | 日本領事館 |

邦人部落
の戸數

寄留外國
人の戸數

陽洞、新昌洞あり、租界の西南方餘達山の南麓江に沿ふて温錦洞あり、皆是れ木浦の一部と看做さるべきものにして木浦日本居留民團の區域に入れり、此等部落中在來のものは南北兩橋洞及陽洞にして南北兩橋洞は之れを雙橋里と稱し開港當時に在りては人家僅に五十戸許、陽洞の如きは唯た十數戸の茅屋散在せるに過ぎざりき。

今隆熙三年六月末現在戸數は竹洞、萬福洞、南橋洞、北橋洞の四洞を合せて七百二十七、其他新昌洞七十、陽洞六十三、温錦洞七十七合計九百三十七戸に及へり、尙ほ此外に日本人の雜居するもの少なからず。

前同月末現在居留外國人は日本人八百二十五戸、清國人二十八戸、米國人及佛國人三戸、計八百五十六戸なり、日本人の大多數は商業に従事し又農及漁を營むものあり、清國人は商業に米國人及佛國人は布教及教育に従事せり。

左に過去十年間に於ける居留外國人の戸口を表示すへし。

| 年次 | 日本人 | | 清國人 | | 其他の外國人 | | 合計 | |
|--------|-----|------|-----|----|--------|----|-----|------|
| | 戸數 | 男女 | 戸數 | 男女 | 戸數 | 男女 | 戸數 | 男女 |
| 明治三十三年 | 二八 | 五四四 | 二 | 三 | 三 | 六 | 二三三 | 五八四 |
| 同 三十四年 | 二五 | 五四九 | 一 | 五 | 三 | 六 | 二七三 | 三五四 |
| 同 三十五年 | 二六 | 五九二 | 三 | 四 | 五 | 九 | 二九三 | 三九八 |
| 同 三十六年 | 三三 | 七八二 | 一 | 四 | 五 | 二 | 三三三 | 四四九 |
| 同 三十七年 | 三九 | 七九三 | 一 | 四 | 四 | 二 | 三九九 | 四四二 |
| 同 三十八年 | 三七 | 八四八 | 三 | 五 | 四 | 三 | 三九九 | 四四二 |
| 同 三十九年 | 五五 | 一〇一八 | 二 | 九 | 三 | 一〇 | 五八五 | 八四四 |
| 同 四十年 | 七三 | 一〇六六 | 二 | 三 | 三 | 六 | 七六二 | 一〇五五 |
| 同 四十一年 | 七四 | 一〇六六 | 二 | 三 | 三 | 六 | 七六二 | 一〇五五 |
| 同 四十二年 | 八五 | 一四一四 | 二 | 三 | 三 | 六 | 八五六 | 一二〇一 |
| 合計 | 二八 | 五四四 | 二 | 三 | 三 | 六 | 二三三 | 五八四 |

租界に於ける諸般の制度は光武元年十月十六日を以て、調印せられたる租界章

日本人の自治團體

理事廳

教育機關

程に規定する所にして一般の行政は同章程に基きて組織せる居留地會之れを掌理す、但し其警察事務は開港當時より日本警察署に委託せり。

居留日本人は其自治機關として民團を組織す、區域は居留地一圓及其境界線より十韓里以内の地なり、開港の翌年即ち明治三十一年二月十七日世話掛を置きたるに基源す、(當時世話掛七名を撰み、内後ち居留民會に改め、統監政治となりて明治三十九年八月十五日民團法實施せらるるや今の民團を組織するに至れり。

統監府所屬理事廳は租界の北方怪巖を頂ける老人峰の山腹に在り、元と日本領事館として建築せられしものに係り外觀の美なる、風致に富める、各港に於ける理事廳中無比と稱せらるる所なり、其他英國は木浦臺の丘上に、露國は西側山手通の丘上に各領事館の敷地を有すれども其設置を見るに至らず。

教育機關は租界に日本居留民團立尋常高等小學校あり、今明治四十二年三月(陸年)現在生徒二百六十八名を算す、本港に於ける居留民兒童教育に關しては東本願寺木浦支院に待つ所少なからず、同支院は開港の翌年明治三十一年十一月十六日に於て既に其境内に校舎を設け爾來引續きて其任に當ること三年餘に及へり、

而して居留民自から斯業を經營するに至りしは實に明治三十五年一月なりき
(當時本願寺支院は從來使用の校舍及器具)其他邦人兒童の學校には南橋洞に育英
中學校あり、北橋洞に公立普通學校あり又た陽洞には米國宣教師の設立せる中學
校あり。

圖書館

圖書館には租界に木浦圖書俱樂部あり、明治四十年(隆熙元年)七月高根信禮外五名の
設立せし所なり、明治四十一年末現在和漢書三百十五部、五百四十冊を藏す、藏書甚
た寡少なりと雖も各開港中這般の機關を有するは唯た釜山と本港あるのみ。

衛生機關

衛生機關は未だ完備せず、病院一あるも民團は建物及醫療器械器具を設備して
補助金を支出し、個人に經營せしむるものに係れり。

飲料水に乏しきは本港の一大缺點なり、現時居留民團は北方約一里の水源地よ
り毎日水槽船にて運搬し居留民に給水す、(其價は一斗に)水道布設は本浦に於ける
事業として最も急務とする所なり。

商業會議所

日本人商業會議所は其居留民團構内に在り、明治三十年の創設に係り議員定數
は十五名なり。

水産組合

朝鮮海水産組合木浦支部は木浦臺に在り、明治三十三年六月の設置に係る、巡邏
船として石油發動機船一隻を有す、其巡邏區域は理事廳管轄區域の沿海なり。

諸會社及
諸工場

朝日興業株式會社 木浦鐵工合名會社(以上木浦に本店)韓國興業株式會社出
張所 韓國實業株式會社支店 韓國棉花株式會社出張所 大阪商船株式會
社支店 韓國銀行出張所 第十八銀行支店
韓國棉花株式會社附屬工場 福田又支店 綠綿工場 木村健夫經營木浦精米
所 山本萬次郎經營製油所 武内鶴太郎經營精米所(以上蒸汽原動力)高田精
米所 北川精米所 松永精米所(以上石油發動機)木浦鐵工合名會社工場 多
田鐵工場 石井鐵工場

其他民法上の組合に木浦興農協會あり、同業組合に穀物商組合 輸入商組合
松函石油商組合あり。

陸路交通

本港は府内及附近諸邑よりする交通の中心なりと雖も陸に在りては往來便な
らず、近頃羅州を経て光州に至る間通路改築成りしと雖も其半は榮山江を利用せ

さるを得ず、舊邑務安を経て咸平邑に至る十里餘、道路崎嶇にして幅も亦狭し、湖南鐵道は將に近日を以て南北兩端より著手せらるへく傳へらる、本鐵道全通の曉は本港の發展更に一段なるへし。

水路交通

水路交通は既に開港地なるを以て稍、頻々なり、則ち大阪商船會社の所屬汽船に大阪、鎮南浦を回航するもの二隻、大阪、仁川間を回航するもの三隻、長崎、大連間を回航するもの一隻計六隻、▲尼ヶ崎汽船會社の所屬船に大阪、仁川間を回航するもの一隻、▲博多汽船會社の所屬船に唐津、鎮南浦間を回航するもの一隻、合計八隻、各往復共に寄航す、故に三、四日には各地に至る便船あり、而して本港より各地に至る大阪商船會社の乗客賃銀は大率左の如し。

| 地方 | 一等 | | | 二等 | | | 三等 | | |
|-----|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|
| | 仁川 | 釜山 | 馬山 | 仁川 | 釜山 | 馬山 | 仁川 | 釜山 | 馬山 |
| 群山 | 一〇〇〇〇 | 七〇〇〇 | 四〇〇〇 | 七〇〇〇 | 四〇〇〇 | 二五〇〇 | 七〇〇〇 | 五〇〇〇 | 四〇〇〇 |
| 鎮南浦 | 一八〇〇〇 | 一二〇〇〇 | 七〇〇〇 | 一二〇〇〇 | 七〇〇〇 | 四〇〇〇 | 七〇〇〇 | 五〇〇〇 | 四〇〇〇 |
| 嚴原 | 一四〇〇〇 | 九〇〇〇 | 五〇〇〇 | 九〇〇〇 | 五〇〇〇 | 三〇〇〇 | 五〇〇〇 | 三〇〇〇 | 二〇〇〇 |

| | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 下關、長崎 | 一八、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 神戸、大阪 | 二四、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |

又釜山汽船株式會社の所屬汽船にして南岸諸港を巡航し本港を終點とするものに宗信丸及福山丸等あり、月大凡四回入航す、但し其寄航地及運賃等は起點地たる釜山港に於て詳記したる所なり。

又本港を起點として沿岸及諸島間に往來するもの少なからず、而して航海稍、長距離に渉るものを福田有造の經營する木浦、濟州線、木浦、長興線、木浦、法聖浦線、木浦、群山線の五航路とし、使用汽船に都丸、運勢丸、妙見丸、永樂丸等あり。

木浦、濟州線 楸子島に寄航して濟州島の北岸濟州邑に至るものなり、月六回定期に往復す、但し濟州島は濟州邑を以て發著地と爲すものなれども現時は朝天子まで延航せり。

木浦、長興線 珍島、莞島に寄航して寶城灣内なる長興郡海倉に至るものなり、月四回定期に往復す。

木浦、群山線 智島、法聖浦、苗浦に寄航して群山港に至るものなり、月三回往復す。

●木浦●苗浦●線 智島、法聖浦に寄航して扶安郡に属する苗浦に至るものなり、月三回往復す、此線に對しては曾て木浦商業會議所は航海獎勵の意を以て補助金支出を議決したることあり、蓋し苗浦は木浦、群山兩地商業の競争區域に係るを以てなり。

●木浦●法聖●浦●線 智島を経て靈光郡に属する法聖浦に至るものなり、月二回往復す。

此各線は元と木浦在住竹内鶴太郎の經營せし所にして政府は獎勵の趣旨に依り、今隆熙三年一月三十日付を以て同人の出願に對し本年より同七年(明治四年)に至る五箇年間毎一年▲木浦、濟州島間に七千五百圓▲木浦、長興間及木浦、法聖浦間の二線に四千八百圓▲木浦、群山間及木浦、苗浦間の二線に二千五百圓、計一萬四千八百圓を貸付すべく決定し、同時に其航海を勵行すべく命令したり、但し此金額は無利息据置にして隆熙十三年(明治五年)より向十年間に年賦償還すへき規定なり、而して其經營者を福田有造に變更許可の指令を發したるは今隆熙三年六月二十二日なりき。

前記各線の外に大井回漕部の經營に係る榮山浦に往復するもの及平岡回漕部の經營に係る靈巖郡海倉に往復するものあり。
榮山浦間には汽船紀念丸、吉祥號、石油發動機船正福丸等を以て一月六十回往復とし、毎日二隻つつ發著あり、尙ほ此他に隨時航行する汽船一隻ありて月大凡十回往復せり。
靈巖郡の海倉に至るものは石油發動機船にして是れ亦毎日往復す、此間の航路各線中最も近し。

●乗客運賃表

木浦、長海倉間

木浦、朝天里間

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------------------------|----|------------------------|----|------------------------|-----|------------------------|----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|
| 木浦 | 八〇〇 <small>円</small> | 珍島 | 一、〇〇〇 <small>円</small> | 莞島 | 一、〇〇〇 <small>円</small> | 海倉 | 一、五〇〇 <small>円</small> | 木浦 | 二、五〇〇 <small>円</small> | 楸子島 | 一、五〇〇 <small>円</small> | 濟州島 | 二、〇〇〇 <small>円</small> | 朝天里 | 三、二〇〇 <small>円</small> |
| 木浦 | 一、五〇〇 <small>円</small> | 海倉 | 一、〇〇〇 <small>円</small> | 木浦 | 三、〇〇〇 <small>円</small> | 朝天里 | 三、二〇〇 <small>円</small> | 木浦 | 二、〇〇〇 <small>円</small> | 朝天里 | 五、〇〇〇 <small>円</small> | | | | |

| 元價 | 紙幣 | 穀物 | 明太魚 | 海參 | 干鱈 | 鹽魚 | 和布 | 砂糖 | 海草 | 麥粉 | 素麵 | 石油 | 酒醬 |
|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 百圓 | 百圓 | 一石 | 一個 | 一才 | 百斤 | 一才 | 一個 | 一個 | 百斤 | 一個 | 一個 | 一個 | 大樽 |
| 三六 | 三五 | 二〇 | 二六 | 八 | 二四 | 〇 | 四〇 | 二〇 | 二四 | 二〇 | 二〇 | 三 | 四〇 |
| 四五 | 四五 | 二五 | 二〇 | 〇 | 三〇 | 三 | 五〇 | 二五 | 三〇 | 二 | 二 | 一五 | 五〇 |
| 四五 | 四五 | 二五 | 二〇 | 〇 | 三〇 | 三 | 五〇 | 二五 | 三〇 | 二 | 二 | 一五 | 五〇 |
| 三六 | 三六 | 二〇 | 二六 | 八 | 二四 | 〇 | 四〇 | 二〇 | 二四 | 二〇 | 二〇 | 三 | 四〇 |
| 三五 | 三五 | 二〇 | 二六 | 八 | 二四 | 〇 | 四〇 | 二〇 | 二四 | 二〇 | 二〇 | 三 | 四〇 |
| 四五 | 四五 | 二五 | 二〇 | 〇 | 三〇 | 三 | 五〇 | 二五 | 三〇 | 二 | 二 | 一五 | 五〇 |
| 三六 | 三六 | 二四 | 二六 | 八 | 二四 | 〇 | 四〇 | 二〇 | 二四 | 二〇 | 二〇 | 三 | 四〇 |
| 三五 | 三五 | 二四 | 二六 | 八 | 二四 | 〇 | 四〇 | 二〇 | 二四 | 二〇 | 二〇 | 三 | 四〇 |
| 四五 | 四五 | 二五 | 二〇 | 〇 | 三〇 | 三 | 五〇 | 二五 | 三〇 | 二 | 二 | 一五 | 五〇 |
| 四五 | 四五 | 二五 | 二〇 | 〇 | 三〇 | 三 | 五〇 | 二五 | 三〇 | 二 | 二 | 一五 | 五〇 |
| 三〇 | 三〇 | 二〇 | 二八 | 五 | 二五 | 五 | 一〇 | 一〇 | 一五 | 一〇 | 一〇 | 七 | 三〇 |
| 三五 | 三五 | 二〇 | 二八 | 五 | 二五 | 五 | 一〇 | 一〇 | 一五 | 一〇 | 一〇 | 六 | 三五 |

| 各線路 | 品名 | 單位/地名 | 一等品 | 二等品 | 三等品 |
|--------|------|-------|-----|-----|-----|
| 木浦朝天浦間 | 榸子 | 島 | 一才 | 一才 | 一才 |
| | 濟州朝天 | 島 | 一才 | 一才 | 一才 |
| | 珍島 | 島 | 一才 | 一才 | 一才 |
| 木浦長海倉間 | 莞島 | 島 | 一才 | 一才 | 一才 |
| | 海倉 | 島 | 一才 | 一才 | 一才 |
| | 智島 | 島 | 一才 | 一才 | 一才 |
| 木浦群山間 | 法聖 | 浦 | 一才 | 一才 | 一才 |
| | 苗浦 | 浦 | 一才 | 一才 | 一才 |
| | 群山 | 浦 | 一才 | 一才 | 一才 |
| 木浦間 | 榮山浦 | 浦 | 一才 | 一才 | 一才 |
| 木浦靈巖 | 海倉 | 倉 | 一才 | 一才 | 一才 |

● 貨物運賃表 (錢位)

| | | |
|----------|-----|-------|
| 木浦 | 榮山浦 | 八〇〇 |
| | 海倉 | 五〇〇 |
| 木浦、靈巖海倉間 | 榮山浦 | 八〇〇 |
| | 海倉 | 五〇〇 |
| 木浦 | 智島 | 六〇〇 |
| | 法聖浦 | 七〇〇 |
| 木浦 | 苗浦 | 八〇〇 |
| | 群山 | 一〇〇〇 |
| 木浦 | 榮山浦 | 一、二〇〇 |
| | 海倉 | 一、〇〇〇 |

羅州、南平等諸邑を経て光州方面に至るものあり。
電話は隆熙元年より市内通話を開始し線條延長二十一里二十五町餘に及び目下加入者一百七十四名あり、市街對話區は目下の所光州、羅州、榮山浦の三箇所に止まれり。

貿易の大勢は之れを昨隆熙二年中の統計に見るに出入船舶總數は二千一百六十八隻、四十四萬八千八百八十二噸にして外國貿易船一千二十隻、四十二萬七十三噸沿岸貿易船一千一百四十九隻、二萬八千八百九噸なり、然れども本港は寄航地に過ぎざれば此統計は貿易を窺ふに就て何等價值あるものにあらすして唯た交通の大勢を語れるに過ぎざるなり、各港の例に準して之れを表示すれば左の如し。

| 汽船 | 入 | | | 出 | | | 合計 | | |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 外國 | 沿岸 | 計 | 外國 | 沿岸 | 計 | 外國 | 沿岸 | 計 |
| 隻 | 三九六 | 五五五 | 九五一 | 三九八 | 五四三 | 九四一 | 七九四 | 一〇八八 | 一八八二 |
| 噸 | 二〇四八三 | 一三、九四一 | 二八、七五四 | 二〇六一九六 | 一三、六二〇 | 三三、八〇六 | 四二、〇〇九 | 二七、五五二 | 四三、八五六〇 |

| 計 | 帆船 | | 戎克 | | 計 |
|---|-----|-------|-----|-------|---------|
| | 七二 | 三六七九 | 四六 | 九七〇 | |
| 噸 | 九 | 三三〇 | 三三 | 三五〇 | 一四、六一一 |
| 噸 | 八〇 | 三九九九 | 六九 | 一、三三〇 | 二、三、〇七三 |
| 噸 | 七〇 | 三六〇四 | 三九 | 八二一 | 二、〇六一一 |
| 噸 | 五 | 二三八 | 三三 | 三五〇 | 一、四、一九八 |
| 噸 | 七五 | 三八四二 | 六二 | 一、二六一 | 二、四、八〇九 |
| 噸 | 一四一 | 七、二八三 | 八五 | 一、七八一 | 四、二、〇七三 |
| 噸 | 一四 | 五五八 | 四六 | 七〇〇 | 二、八、八〇九 |
| 噸 | 一五五 | 七、八四二 | 一三三 | 二、四八一 | 四、四、八八二 |

次に貿易價額の統計は總額二百六十四萬五千六百二十二圓にして其外國貿易は輸出八十六萬七百三十二圓、輸入六十五萬九千一百二圓、計一百五十一萬九千八百三十四圓を算し、沿岸貿易は移出二十九萬二千七百四十六圓、移入八十三萬三千五百四十三圓、計一百一十二萬六千二百八十九圓なるを見る、是れ亦各港の例に依り各重要品を大別して表示せん。

第一表 外國貿易

| 外國貿易 | | 輸 | |
|---------|---------|--------|--------|
| 種目 | 價額 | 種目 | 價額 |
| 穀物類 | 八五七、二五五 | 穀物及種子類 | 二、二二八 |
| 米 | 六四八、二二八 | 水產物 | 一〇、五三九 |
| 大小麥 | 六二二、五五六 | 蠟 | 九七九 |
| 大小豆 | 六、七九三 | 昆布 | 五八三 |
| 其他穀物及種子 | 一三、五〇一 | 乾魚 | 一、八八六 |
| 水產物 | 四七、七一四 | 魚鱗 | 三、八六八 |
| 石花菜 | 一、八〇五 | 食鹽 | 三、二二三 |
| 鮮魚 | 一二九 | 蔬菜果實類 | 一四、七六二 |
| 乾魚 | 八九九 | 飲食物類 | 二六、九二三 |
| 鹹魚 | 一一八 | 砂糖及糖菓類 | 二六、三二三 |
| 乾鰹 | 一〇 | 酒類 | 三四、六四七 |
| | | 皮毛骨角類 | 五九〇 |

| | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 鐵 | 七八 | 藥材及化學藥 | 三、三七四 |
| 海羅 | 一三、八五一 | 油及蠟 | 五、五一九 |
| 魚肥料 | 二七、一五五 | 染料及塗料 | 三、八五九 |
| 其他水產物 | 三、六六九 | 絲綢及繩索 | 二一、六五八 |
| 飲食物類 | 一、七九〇 | 綿布 | 七七、二五八 |
| 牛皮 | 二八、二四四 | 麻布 | 七四六 |
| 牛骨角牙類 | 三三二 | 毛布 | 一、二六四 |
| 藥材及染料塗料 | 四六七 | 絹布 | 一七九 |
| 油及蠟 | 二二〇 | 諸布及製布 | 一五、五二二 |
| 生綿 | 一六、八九八 | 衣服及附屬品 | 一九、三八〇 |
| 線綿 | 八五、二七七 | 紙及紙製品 | 一七、〇九九 |
| 鑛物及鑛石 | 四〇三 | 鑛物及鑛石 | 一〇、八九八 |
| 金屬及金屬製品 | 二四三 | 鐵及鋼 | 二三、九六九 |
| 其他諸品 | 二七、四四九 | 其他金屬 | 一三、八四四 |

第二表 沿岸貿易

| 移 | 出 | | 入 | |
|---------|-------|---------|--------|-----------|
| | 種目 | 價額 | 種目 | 價額 |
| 外國品 | | 二七六、一六〇 | 內國品 | 一四四、八〇三 |
| 計 | | 八六〇、七三二 | 計 | 六五九、一〇二 |
| 總計 | | | | 一、五一九、八三四 |
| 外國品 | 三、四七七 | | 金屬製品 | 三五、〇三三 |
| 飲食物 | 六九 | | 車輛及機械 | 一一、六二三 |
| 藥材及製藥 | 三五 | | 船舶 | 三〇、二四六 |
| 布帛及布帛製品 | 七二 | | 繩及草 | 八、五二二 |
| 金屬及金屬製品 | 一、一九七 | | 煙草 | 三六、二七四 |
| 車輛及船舶 | 四一八 | | 木材及其製品 | 三三、九八四 |
| 其他諸品 | 一、六八六 | | 其他諸品 | 一七二、八四九 |
| 計 | | | 計 | 六五九、一〇二 |
| 總計 | | | | 一、五一九、八三四 |

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 府內面 木浦

| 移 | 出 | | 入 | |
|-------|--------|----|--------|-----------|
| | 種目 | 價額 | 種目 | 價額 |
| 穀物類 | 七三、三四六 | | 水產物 | 七八、九二二 |
| 米 | 七三、〇八六 | | 生乾鹽魚 | 七八、九二二 |
| 小麥 | 二六〇 | | 海藻 | 一〇 |
| 水產物 | 八、四六四 | | 諸藥材及油類 | 一一、一七九 |
| 生乾鹽魚 | 七、二二〇 | | 絲纒繩索類 | 三、六八〇 |
| 海藻 | 一、三四四 | | 及布帛類 | 一、二六〇 |
| 煙草 | 七八八 | | 其他諸品 | 四九、七六二 |
| 酒類 | 二、〇一二 | | 外國品 | 六八八、七四〇 |
| 飲食物 | 七二、九四九 | | 酒及醬油類 | 一六、二二四 |
| 綿布 | 二九、六五八 | | 飲食物 | 一六、三四九 |
| 麻布及葛布 | 二、〇五〇 | | 藥材又染塗料 | 一五、三四六 |
| 其他諸品 | 八六、八九三 | | 石油 | 六八、七六一 |
| 外國品 | 一六、五八六 | | 絲纒繩索類 | 五五七 |
| 食鹽 | 四、〇〇七 | | 生金巾 | 八六、五二五 |
| 計 | | | 計 | 八六、五二五 |
| 總計 | | | | 一、五一九、八三四 |

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 府內面 木浦

| 年次 | 光武十年 (同三十九年) | | 隆熙元年 (同四十年) | | 同 二年 (同四十二年) | |
|--------|--------------|---------|-------------|--------|--------------|--------|
| | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 |
| 同 三十九年 | 四〇五〇八 | 一六五、四〇六 | — | — | — | — |
| 同 四十年 | — | — | 二二五、九八三 | 二〇、九五八 | 三三〇、五〇〇 | 一〇、九〇四 |
| 同 四十二年 | — | — | 九六三、七四六 | 四九、九七三 | 七五、八〇九 | 一三、五七一 |
| 同 四十二年 | — | — | 一四五、一六一 | 三、四七〇 | 四三、九七一 | 一、五七六 |
| 同 四十二年 | — | — | 六三三、五五六 | 二二、八〇七 | 一六、八九八 | 二、五九〇 |
| 計 | — | — | 一、九二〇、四六六 | 六三、九二二 | 一、五五〇、七〇七 | 五五、〇七〇 |

左に掲ぐるものは開港の初年より昨隆熙二年に至る外國貿易總額の累年統計なり、其光武八年より同十年に亙りて輸出額著しく遞減せるは前表の示すか如く米穀の輸出を減少せしか爲めに於て他方には仁川其他へ移出多大なりしを想ふへし、而して此の現象たる蓋し日露の交戦と關係なくんはあらず。

| 年次 | 輸出品價額 | 輸入品價額 | 計 |
|--------------|-------|-------|--------|
| 光武十年 (同三十九年) | 七、二五六 | 七、三五一 | 一四、六〇七 |
| 隆熙元年 (同四十年) | — | — | — |
| 同 二年 (同四十二年) | — | — | — |
| 計 | 七、二五六 | 七、三五一 | 一四、六〇七 |

| 年次 | 輸出品價額 | 輸入品價額 | 計 |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 同 三十九年 | 四、二八〇五 | 二、四一、一八四 | 六、五三、九八九 |
| 同 四十年 | 五、七五八三六 | 三、二五八二五 | 八、九一、六六一 |
| 同 四十一年 | 七、三三、五四八 | 二、五七五三二 | 九、九〇、〇六九 |
| 同 四十二年 | 七、二、八六八 | 二、二、二四一 | 九、四四、〇〇九 |
| 同 四十三年 | 一、〇三〇、五四二 | 三、二、二八六 | 一、三四三、一三八 |
| 同 四十四年 | 六、六四、七四七 | 二、〇一、四三三 | 八、六六、一六九 |
| 同 四十五年 | 四、八〇〇、八九 | 三、三〇〇、六〇 | 八、〇〇、一四九 |
| 同 四十六年 | 四、二五、八八一 | 四、二三、五八三 | 八、三九、四六三 |
| 同 四十七年 | 一、三三、一三三 | 六、六八、二九九 | 一、九七、九六三 |
| 同 四十八年 | 八、六〇、七三三 | 六、五九、一〇三 | 一、五二、九三四 |

本港貿易の大勢此の如くにして其關係は輸出入共に日本を主とし、其他の諸國に在りては最近の統計を見るに輸出に於て貿易總價額の千分の四十二、輸入に於て百分の十四を算するに止まれり、而して其輸入は英、米、獨、清、蘭、領、印、度、瑞、西、白、耳、義等の諸國と關係を有すれども輸出は唯々清國のみに限れり。

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 府内面 木浦

沿岸貿易は是れ亦最近の現象に於て釜山を第一とし、仁川、元山、馬山、群山、鎮南浦等これに遞次し、移出は仁川第一にして其他は釜山、元山、群山、城津等の順序なり。

本港の商業區域は内地に在りては全羅南道西部の諸郡即ち靈光、長城、潭陽、昌平、光州、綾州、南平、羅州、咸平、靈巖、長興、寶城、興陽、康津、海南、務安等にして、諸島に在りては智島、群島、羅州、群島、珍島、莞島及其各附屬諸島、濟州島に至ると雖も濟州島は今や幾んど釜山に侵略せられ本港は其地の土産品たる海藻に依りて關係を繼續するの姿なり、莞島に在りても亦其移入品は釜山より供給を仰ぐもの少なからず、同島には近頃釜山汽船會社の沿岸回航船と、本港を起點として長興に至るものと寄航す、則ち此地方は輪船貿易に屬する兩地の競争地點と謂ふへし、又西岸に在りては法聖浦以北に及ばず、商業會議所は商權擴張の手段として曾て木浦、苗浦間の航海を奨勵せしことあり。

本港に集中する主要物産の産地を概示すれば、米穀は榮山江流域一帶即ち南平、羅州、靈巖、光州等にして、棉花は珍島、康津、海南、務安の各郡、綿布は康津、興陽、谷城、羅州、海南、務安の各郡、麻布は羅州、寶城、鎮安等の各郡、煙草は長興、康津、靈光の各郡、海藻は

珍島、其屬島、濟州島(釜山郡のものに主)、牛皮は區域内の各郡等(人の集團地方)、食鹽は智島、群島、羅州、群島、珍島、及靈巖、海南、康津等諸郡の沿岸なりとす。

金融機關は租界に韓國銀行出張所、第十八銀行支店あり、韓國銀行出張所は第一銀行出張所の後繼者なり、過去三年間に於ける預金高及貸出金高を表示すれば左の如し。

第一表 銀行預金種類別三箇年比較 (第一銀行出張所)

| 種別 | 明治四十一年 | | 明治四十年 | | 明治三十九年 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 總高 | 年末現在高 | 總高 | 年末現在高 | 總高 | 年末現在高 |
| 定期 | 1,313,033 | 3,458,844 | 1,000,366 | 61,072 | 1,043,455 | 22,114 |
| 當座 | 2,918,061 | 1,410,111 | 4,207,578 | 2,447,744 | 3,778,783 | 1,596,055 |
| 小口當座 | 452,054 | 477,927 | 677,042 | 463,385 | 592,268 | 73,929 |
| 其他 | 139,637 | 76,877 | 126,557 | 106,622 | 216,215 | 43,655 |
| 小計 | 3,642,785 | 2,322,099 | 5,061,233 | 2,422,593 | 4,591,422 | 2,600,23 |
| 官公金 | 5,423 | 3,214 | 9,6876 | 15,244 | — | — |
| 合計 | 3,648,208 | 2,325,313 | 5,158,099 | 2,577,837 | 4,591,422 | 2,600,23 |

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 府内面 木浦
 第二表 銀行貸出金種類別三箇年比較 (第一銀行出張所)

| 種別 | 明治四十一年 | | 明治四十年 | | 明治三十九年 | |
|--------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|---------|
| | 總高 | 年末現在高 | 總高 | 年末現在高 | 總高 | 年末現在高 |
| 貸付金 | 二,〇六一,四〇七 | 四四二,九二二 | 一九四,二六二 | 四七五,四〇八 | 八四五,五九〇 | 一六二,一三六 |
| 當座預金貸越 | 三,七三〇,三二五 | 八〇,七四四 | 五〇五,九七四 | 六八五,三三九 | 二一九,一六六 | 二六,六九七 |
| 割引手形 | 一,七八二,三三三 | 一七六,三〇二 | 一,三六八,五五七 | 一,八七,八九八 | 三,四七,九六七 | 七,六四三 |
| 荷爲替手形 | 一,〇三三,四六一 | 二六,四〇〇 | 一,六〇七,八八二 | 一,一〇,一〇五 | 一,三三〇,八五六 | 一〇六,〇五五 |
| 合計 | 八,五四六,一〇六 | 八二六,三六七 | 九,九五〇,三三八 | 八五一,九五〇 | 四,七〇六,〇七五 | 三七一,三二一 |

前表貸出年末現在金に對する擔保別は明治四十一年に於ける取扱商品四十六萬一千九百五十七圓、不動産十六萬五千三百十九圓、信用十五萬三千六百四十三圓、有價證券三萬四千二百十七圓、其他一千二百三十一圓なり。
 次に明治四十一年中二行か取扱ひたる送金爲替其他手形の受拂高を各區別して表示すれば左の如し。

銀行爲替受拂高

| 行名 | 受 | | 入 | | 拂 | | 出 | | 合計 | |
|----|------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| | 送金爲替 | 荷爲替 | 代金取立 | 送金爲替 | 荷爲替 | 代金取立 | 受入 | 拂出 | 受入 | 拂出 |
| 内國 | 第一銀行出張所 十八銀行支店 計 | 三四一,〇九六 三五二,七六五 六九三,八六一 | 四六,六五〇 七〇,八九一 七九,五四一 | 二二六,一五七 一七九,五四一 三九五,六九八 | 三〇三,六七二 一三九,四八四 四四二,一五六 | 一九二,〇五 四八,一六七 六七,二七二 | 八七,四八七 九六,三三三 一八五,八〇〇 | 五六,一九〇三 六〇三,一九七 二,六五,一〇〇 | 四〇九,二六五 二八五,九六四 六九五,二二九 | 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 |
| 日本 | 第一銀行出張所 十八銀行支店 計 | 三三八,五八四 一五,一〇五 四八九,六三三 | 七〇,四一九 一一九,六六五 一九〇,〇五四 | 二〇五,七二八 二八五,〇一九 四九〇,七三七 | 一五五,一〇二 一七〇,〇九七 三三三,二九九 | 三六〇,六八〇 四一三,一九五 七七三,八七五 | 一九六,〇四〇 七四,〇二八 二七〇,〇六八 | 六,一四,七三二 五五,五七〇五 二,七〇,四二六 | 七一,一九三 六五,七三〇 一,三六,九二四 | 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 |
| 其他 | 第一銀行出張所 十八銀行支店 計 | 六四三 — 六四三 | — — — | 一〇,三五 五三三 一,五五七 | 一九九,四四 — — | — — — | 二二,九七二 三,八八二 二六,八五三 | 一,六七八 五三三 二,二〇〇 | 四二,九一五 三,八八二 四六,七九七 | 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 |
| 合計 | 第一銀行出張所 十八銀行支店 計 | 六八〇,三三三 五〇三,八一六 一一八四,一三九 | 七五〇,六八九 一九〇,五二六 二六五,五九五 | 四三三,九一〇 四六五,〇八二 八八七,九九二 | 四七七,八一八 三〇九,五八一 七八七,三九九 | 三七九,七八五 四六一,三六二 八四一,二四七 | 三〇六,四九八 一七六,三三三 四八二,七二二 | 一,七八,三〇二 一,五九,四二四 二,三三,七三六 | 一,〇三〇,一〇三 九四七,一六六 二,〇三〇,一〇三 | 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 一,〇三〇,一〇三 |

第四章 全羅道 (南道) 第十一節 務安府 内府面 木浦

漁業は前一言したるか如く府の全岸一般に盛んならず、況んや本港の如き集散市場に於てをや、然れども濫錫洞は元と濟州島の移民に依り成りたる部落にして住民中漁に従事するもの少なからず、但し其多くは日本漁夫に雇はれて従業するものに係り獨立して經營するは寡なし、此地本港の西南端に位して船舶出入に便なり、故に本邦普通帆船又は内外漁船の輻輳するもの常に絶へず、然れども木浦に至る道路は鎭達山の南麓なる傾斜地を開鑿せしものにして車馬を通すること困難なり。

邦人漁夫の漁業此の如く不振なりと雖も日本漁夫の漁業は稍盛んにして日本人經營の魚市場に上れる生鮮魚は幾んど全部彼等の供給する所なり、現時本港に定住するもの三十餘人あり、其出身は廣島、山口、岡山、香川の各縣にして就中多數なるを廣島とし、明治三十二年の頃率先して定住したりといふ、各自所有の漁船大小合せて十八隻あり、悉く皆延繩漁船にして小形船は近海又は榮山江を、大形船は普く南西兩沿海を涉漁し周年に及ぶ、左に彼等か年中涉漁する漁場及餌料の概要を表示すへし。

| 月次 | 漁場 | 餌料 | 摘要 |
|-----|-----------------|--------|---|
| 一月 | 太郎島、青山島、大黒山島各近海 | めくらうなぎ | 小形漁船は或は休業し、或は附近内海を漁りて海鱈又は鰻を漁獲す。 |
| 二月 | 濟州島 | 同 | 同 |
| 三月 | 同 | 同 | 同 |
| 四月 | 同、木浦近海、蝸島近海 | 蛤、蛸 | 濟州島に於ける鯛の盛漁期なり、此頃に至れば小形漁船も近海に出漁す。木浦近海黒鯛の盛漁期なり、終りて蝸島以北近海の鯛に移る、然れども距離遠きを以て出漁するは稀なり。蝸子の鯛漁場は明治三十九年の發見に係る、それまで鯛漁に困難したるは此月なり。 |
| 五月 | 楸子島近海 | 同 | 珍島の漁場は此月を初期とす、此頃は鮪流網の全盛期なるを以て延繩漁船は其影響を受くること少からず、漁獲も少なし。珍島近海鯛の盛漁期なり、此頃は極して魚類潤澤なり。 |
| 六月 | 珍島、所安島各近海 | 蛸 | |
| 七月 | 同 | 同 | |
| 八月 | 同 | 同 | |
| 九月 | 同 | 海月 | |
| 十月 | 同 | 蛸 | 此頃漁獲する魚類は鯛の外、黒鯛、鮫、鱧、鱈等なり。 |
| 十一月 | 青山島、太郎島、巨文島各近海 | 同 | |
| 十二月 | 楸子島、大黒山島各近海 | 同 | 此月大黒山島近海に於ける漁獲物はヘンコグイ、鮫等なり。 |

前表諸島中大陸より遠隔せるものに在りては漁を行ふに大、小潮時を問はざるも楸子島又は莞島にては重に小潮時を撰めり、水深は濟州島近海の漁場（沖合）最も深く五十尋乃至八十尋に達す、これに次ぎて青山島、太郎島、巨文島の漁場も亦深く、珍島附近の漁場最も淺し、往來便なるは珍島及莞島附近の漁場にして殊に珍島の漁場最も便なり、故に此漁場は木浦定住漁夫に依りて寶庫とも稱せられし處なり、然れども今は漁場漸く沖合に移轉し、復た従前の如く漁利多からざるに至れり、其他の漁場に出漁するときは十日乃至十四、五日間に一回歸港するの姿にして殊に冬季に至れば一月一回の歸港すら尙ほ爲し能はざることあり、然れども濟州島に在りては汽船往來せるか故に其漁獲を托送し得るの便あり、同島にては其北岸なるペン島を根據として其沖合を涉漁す。

餌料
漁業組織

餌料の中鱈は康津灣の前方二湮コーマ島にて求む、一疋代葉錢一文位なり、蛸は木浦の對岸沙浦にて求む、二、三月頃最も不廉にして一疋十二文を價すれども四月に入れば其半價となる、めくらうなぎ、海月は到處にて捕ふること容易なり。彼等の漁業組織は大概各獨立にして船主船頭なり、延繩漁船一隻の乗組人は五

漁獲高

名にして各船共に二名若くは三名つゝ韓人を雇備す、雇備人の多數は溫錦洞に移住せる濟州島人なり、雇備方法は給料なるあり、歩合なるあり、給料なれば月五圓乃至七圓にして食料は船主の負擔なり、歩合なれば水揚高の一割を市場手数料として尙ほ其殘額の一割を漁具の損料として控除し、次に又其殘高の三分の一を食料、餌料及雜費として引去り、其殘額を乗組人員に應じて平分す、但し日韓人に依りて多少の差あるは勿論なり、此歩合方法は仕込を爲す場合に於ても同様なりとす。一漁船一年の水揚高は大凡一千圓許なるへし、而して其半額は夏季即ち六月より九月に至る四箇月間に於て稼き得るといふ。通漁船の本港に寄航するもの多きは鯛繩漁船及鮫鱈網漁船にして就中鮫鱈網漁船の來るもの最も多し、時期は大概春夏の交にして冬季に入れば片影を見ざるに至る。

販路

此地魚市場の概況は既に第一輯に於て述べたる所なり、生鮮魚は主として定住日本漁夫の供給に待つか故に其漁船歸港せされば魚類なく、爲に休業すること屢あり、殊に冬季に在りては甚しく時に釜山より供給を仰けり、販路は本港、光州、羅州、

榮山浦等なり、従前に在りては時々仁川に輸送したることありしも、去明治四十年光州の販路開けし以來之れを廢したり、目下の處にては販路に窮せすして寧ろ供給不足を感ずるの狀態なり。

一老面

榮山江内に斗出せる半島形の地にして西方三郷及二老外面に、北西方朴谷面に接し、其他は一帯江に沿へり、而して伏龍廣岩、東亭、九井洞、注龍津、望海洞、望月洞、士良洞、良苗洞、鼎冠等は其臨江部落なり、注龍望海附近は本面の斗出に依りて河幅最も狭く、對岸靈巖郡に屬する昆一終面の地と相呼應し得へし、注龍津は靈巖邑に至る渡津にして望海洞は同郡の西倉及海南郡に至る渡津たり、共に旅客の往來稍繁し、鼎冠洞の河岸小堂は日本人鹿島組の根據地なり、同組は鰻を漁獲して大阪に輸送し、又た其浦燒罐詰製造に従事す、小堂角の前面には小島浮ひて附近に岩礁多し、同角を北に廻れば一條の濬あり、小船を泊するに宜し。

朴谷面

一老面の北東に接續して西方二老外面及二西面に、北方石津面に連なり、東方榮山江に沿へて羅州郡に屬する豆洞面及靈巖郡に屬する終南面の地と相望む、臨江部落に明山夢灘、明湖、明岩、康湖、新興、葛山等あり。

夢灘津

夢灘津(夢灘津)木浦より榮山江を溯航すること約六里に渡津あり、兩側ともに夢灘と稱す、其東側なるは羅州郡に屬する夢灘にして西側は即ち本郡に屬する夢灘是れなり、前岸に簡單なる突堤を築きて著舟に便す、此邊江の中心に於て大潮時最深四尋許、潮汐干満の差は一丈一尺位にして底質は石、介殼、泥土等なり、背後即ち西方一帯に丘陵繞りて土地狭しと雖も仍は多少開拓の餘地あり、水田一斗落の價格三貫文乃至五貫文、畑は一貫二、三百文位なりといふ、沿岸に人家四戸あり、一戸は邦人客主にして他の三戸は日本人なり、日本人は佐賀縣の出身にて鰻漁獲其他の漁を業とするもの一戸、三人、木浦居留民にして牡蠣養殖を業とするもの一戸、三人、山梨縣出身にて農業を營むもの一戸、三人なり、山梨縣の出身者か移住したるは去光

武九年(明治三)の頃にして田地を所有し自作農業にして生計の基礎鞏固なり佐賀縣漁業者は一昨隆熙元年(明治四)通漁者として來り翌年定住したるものなれども元と同縣か施行する移住獎勵の許に居を定めしものにして其主たる生業は鰻搔きに止まり而も周年稼行し得へきにあらざれば基礎薄弱なり。

鰻抓は木浦附近より榮山浦に至る十里の間を涉漁す季節は五月一日より十月末に至る六箇月なり下流より著手して初夏及盛夏の交は夢灘附近を中心とし秋季に入れば溯りて榮山浦附近に至る漁獲物は前二年とも鼎冠洞小堂を根據とする鹿島組に賣渡し來れり其値段は一貫匁に付一昨隆熙元年夏季に八十五錢秋季に一圓三十錢昨年は夏季に七十八錢秋季に九十錢乃至一圓なりき斯くて昨年一漁期中に於ける一人の稼高は最多一百五十圓最小一百圓位なりしといふ。

養蠣は木浦居留民石森某外一名の經營する所にして此地に居住するものは其使用人なり養蠣場は榮山江本流滲筋の左右兩側にして北は此地と對岸羅州郡に屬する夢灘との見通線を限界とし南は靈巖郡終南面南飛島本郡一老面鼎冠洞の東方なる摺鉢山の見通線に至る此間を三區に區劃す左の如し。

鰻抓

養蠣

第一區 羅州郡に屬する豆洞面地先長一千二百間幅七間(澤添ひ左右各三間半)
第二區 靈巖郡に屬する終南面地先一千一百間幅七間(同上)
第三區 本郡に屬する朴谷面及一老面地先長二千一百間幅七間(同上)
此養蠣場は隆熙元年七月二十三日附を以て出願し越へて翌二年二月二十日附を以て許可せられしものに係れり其許可命令書左の如し。

命 令 書

- 第一條 許可期間ハ本許可ノ日ヨリ十箇年トス
- 第二條 牡蠣養殖場 位置區域及面積ハ左ノ如シ
 - 位置 全羅南道榮山江本流左右兩岸沿澤
 - 區域 別紙圖本ノ如シ
 - 面積 第一區二町八反歩
 - 第二區二町五反六畝二十歩
 - 第三區四町九反歩

第三條 本許可ノ日ヨリ二箇月以内ニ養殖場ノ境界ニ標識ヲ建設シテ其區域及方法ヲ明示スヘシ。

第四章 全羅道(南道) 第十一節 務安府 朴谷面 夢羅津

第四條 養殖場區域内ニ於ケル他人ノ騷擾其他ノ營業カ自己ノ事業ニ直接妨害アルニ非ラサレハ其營業ヲ拒ムコトヲ得ス。

第五條 許可區域ハ牡蠣養殖以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス。

第六條 本許可ノ日ヨリ四箇年ヲ經過シタル後ハ江面區劃料トシテ毎年十二月ニ於テ一町歩毎ニ一箇年五十錢宛ヲ納付スヘシ、一町歩未滿ノ端數ハ各區別ニ一町歩ト計算ス。

已納ノ區劃料ハ之レヲ還付ス。

第七條 本許可ニ依ル權利ヲ讓渡又ハ擔保ノ目的ト爲サントスル時ハ當事者連署ノ上農商工部大臣ニ出願スヘシ。

第八條 每事業年度經過後二箇月以内ニ其年度ニ於ケル牡蠣養殖ノ經過及成績書竝ニ收支計算書ヲ農商工部大臣ニ提出スヘシ。

第九條 事業ニ著手シ又ハ事業ヲ休止シタル時ハ其都度農商工部大臣ニ届出シヘシ、會社ノ代表者ニ變更アルタルトキ亦同シ。

第十條 農商工部大臣ニ於テ必要アルトキハ本許可ヲ取消シ又ハ本命令ヲ變更スルコトアルヘシ。

第十一條 本命令ノ規定ニ違背シタルトキハ農商工部大臣ハ本許可ヲ取消

スコトアルヘシ。

本許可ノ日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ著手セス又ハ二箇年間引續キ休業シタルトキハ亦前項ニ同シ。

第十二條 許可期間滿了シ又ハ許可ヲ取消シタル場合ニ於テ許可區域内ニ建設物アルトキハ一箇月以内ニ之レヲ撤去スヘシ若シ其期間内ニ撤去セザルトキハ農商工部ニ於テ之レヲ撤去シ其費用ヲ徴收スヘシ。

斯くて許可の當年及翌年に互りて簀立を爲すこと第一區に二百間、第二區に六百間、第三區に一百六十間にして材料は雜木、松、竹等を使用したり、然るに其成績不良にして蠣苗の附著は孰れも悪し、元來此地方は牡蠣の産地として知られし處なるのみならず今仍は其産なきにあらざるなり、而も此の如く成績不良なるは潮流の關係なる歟、簀立法の適當ならざるか爲歟、將た害敵に關係するもの歟、經營者此等に就きて種々調査を遂げ試験を重ねたるも未だ確たる原因を見出し能はずといふ。

此一帶に於ける邦人は主として漁を營むものなし、されは適々漁を爲すものあ

れども漁具の幼稚なる規模の小なる紹介するに價值あり、其漁獲物は鯰、鱸、鱧、せいご、鰯、白鰻等にして孰れも自家の食用と爲すに止まれり。

此地交通は木浦、榮山浦間を往來する小蒸汽船時々寄航するが故に頗る便なり。

多慶面、海除面、珍下山面、望雲面、

各面共に臨淄半島に並列するものにして其位置は府の概勢に述べたる所なり。臨海部落少なからずと雖も地形を利用して魚箭を設置するに止まり他の漁業は甚だ微々たり、魚箭は通して十數基あるへし、其形狀は方形なるあり、三角形なるあり、方形のものは大概魚捕部を二箇に附し、三角形のものは一箇所に附す、大なるは左右兩翼各一百五、六十間なるあり、春夏の交を漁季とし、漁獲物は鮑、鱈、石首魚、鰈等なり、魚箭の外に小形の刺網あり、潟地に張下して雜魚を捕ふ、干潟の一帶には手長蛸を饒産す、四時掘りて之れを捕獲す。

海除面の西南角糠山村には智島に渡る渡船あり、臨淄半島は丘陵起伏して平地少なしと雖も多慶面の地は耕地稍多し、住民一般に農を主とし、又鹽業を營む、農産

物中主要なるを大豆、雜穀及棉花とす。

第十二節 咸平郡

本と高麗の咸豐、年平二縣の地なり、本朝太宗の九年合せて咸平縣となし、舊に因りて靈光郡の屬となせしか、近時郡と爲し今に至る。

北方靈光郡に、東北方長城郡及光州郡に、東南方羅州郡に、南方務安府に接し、西の一面咸平灣に沿ひて其臨海區域廣からず。

域内丘岳起伏して平地少なし、其稍廣きものは羅州郡界に近く、榮山江の一支に沿ふもの及咸平邑附近のもの是れなり、就中後者主要にして南北一里、東西十五町許の廣袤を有し、地味肥沃なり。

山岳の稍高峻なるは靈光郡界に峙てる君遊、母岳、佛甲、月岳等なり、然れども孰れも海拔一千二百呎にして二千呎に達するものあらず、河川の内稍大なるものに

沿革 地域 地勢 山岳河川

東部平地の間を流る、猪川及咸平邑の東を通する大川あり、孰れも東南に流下して榮山江に會す。

咸平灣

咸平灣は務安府に屬する臨淄半島に擁せられて成る深入灣なり、灣内狭く小嶼淺灘横はると雖も尙は大船を通航し得へし、然れども灣口より約三裡半に至れば淺くして且つ水急なれば大船を入ること能はず、沿岸一帯は泥灘廣衍して所々僅に濤を通するに過ぎされは繫船又は著舟に適地なし、本郡の沿海は即ち此灣の北側及灣奥の一部を成すものにして其南側一帯及灣奥一部の地は務安府の管地なり、而して灣口の北側を靈光郡に屬する六昌及鹽所二面の地とす。

咸平灣の目標は灣奥咸平邑の南方即ち務安府玄化面に峙てる坎方山なり、海抜僅に八百四十二呎に過ぎされとも赭色の長嶺を成して西方より觀望し得へく甚た顯著なり、潮汐は灣口附近にて朔望高潮二時十八分、大潮升二十呎四分の三、小潮升十四呎二分の一、小潮差八呎四分の一なり、潮流は漲落兩流共に二節四分の三に達し灣内の轉流時は道里浦の高低潮時に略は同じといふ。(水路誌に據る)

咸平邑

咸平邑は郡の西南隅に位し灣奥より約一里半に在りて別名を箕城といふ、郡衙

交通及通信

の外に財務署、郵便電信取扱所(樓閣里に在り)、憲兵分遣所、巡查駐在所等を置かる、場市あり、此地方の集散地にして市街稍賑はへり、戸數八百四十五、人口三千百六十六、日本人の現在者五戸、八人あり。

交通、通信共に便ならざるも咸平邑は本道西海岸道路の衝に位して往來繁し、靈光邑へ六里、務安邑へ三里、木浦港へ十里餘、羅州邑へ約五里、智島邑へ八里とし、皆郵便線路なり、郵便物は木浦港へ毎日、靈光邑及智島邑へ月十五回相互に遞送せらる、電信線は木浦を起點とするもの本邑を経て諸他の各邑に至る。

場市

場市は邑前(郡内)、沙川(新光)、羅山(平陸)、酒舖(永豐)、水朴(月岳)等に在り、就中邑前、沙川、羅山の三市盛んなり、開市は邑前市二、七の日、沙川市五、十の日、羅山市四、九の日にして集散物は米、牛皮、魚類、陶器、煙草、木綿、鹽等なり、但し水産物の集散多きは酒舖及邑前の二市にして其價額は二市を通して一箇月平均百七十圓許なりといふ、而して本郡沿岸の漁獲物は幾んど此二市の集散する所なり。

物産

物産は農産を主とす、種類は米、麥、大豆、粟、煙草等にして毎一年の産米は三萬七千石餘、麥は八千餘石、大豆は二千石許なりといふ、一般に二毛作行はる。

區劃及臨
海漁村

第四章 全羅道(南道) 第十二節 咸平郡 永豐面 石頭里 石溪里 芝湖、於田里

水産物には鯉、鯪、其他鰕、牡蠣、蛤等を産すれども其量多からず。

郡内區劃十八面にして其海に面するは永豐、孫佛の二面なり、永豐面は南方務安界に、孫佛面は其北に並ひて靈光界に在り。

漁業は沿岸の地勢に伴ひて甚た振はす、臨海部落中多少漁を營めるは永豐面に屬する石頭、孫佛面に屬する芝湖、於田、石溪の四里あるのみ概況左の如し。

石頭里(석두) 永豐面の中部に凹入せる干潟灣口の南岸にあり、戸數十五、六戸の小部落にして魚箭三基あり、漁獲物を鯉、白鰕其他雜魚とし、販路は邑前場及酒舖場なり。

石溪里(석계) 孫佛面の南端周峰山(五百二)の麓に位して石頭里と相對す、住民漁業を主とするものなきも務安府海際面の人此地の地先に魚箭を設置す、其漁獲物は石頭里に同じ。

芝湖里(지호) 石溪里の西約一里にあり、戸數二十戸許里人魚箭を有して四時雜魚を捕ふ。

於田里(어전리) 芝湖里の北方に位して君遊山より發する一小溪に沿へり、戸數

沿革

境域

地勢及山
岳

三十餘里人に網漁を營むものあれども其産多からず。

第十三節 靈光郡

本と百濟の武戸伊郡、新羅武靈郡と爲し、高麗靈光に改め、本朝これに仍り以て今日に至れり。

南道最北の臨海郡にして北方北道の茂長郡に、東方本道の長城郡に、南方は咸平郡に接し、西方一帶海に面す、屬島嶼に鹽所、桐島、鼠島、駕島其他の小嶼あり。

郡内山岳重疊して平地少なし、山の著名なるものを郡邑靈光の南方咸平郡界に峙てる母岳とす、山中洞窟あり、之れを龍窟と稱へ、靈地と爲す、これに因つて山名著はる、海岸にありて高峻なるものは法聖浦の南一里に聳ふる梅山なり、高さ一千二百三十三呎にして樹木茂生し、遠望黒色を呈す、又た法聖浦を示すものに九岩山あり、港門の北岸に聳へ高さ八百五十三呎より九百二十二呎に達す、其他南部に三岳

山(一千九百九) 鳳德山(九百六)等あり。

河川の稍、大なるものは道、鞭川、一あるのみ、源を茂長郡の高山、白山の二峰に發し、西下して郡邑の北方を流れ、法聖浦に至りて海に入る。

平地の稍、廣きものは郡邑靈光の北東方に於て之れを見る、東西約二里、南北一里許なるへし、之れを郡民の生命とす。

沿岸一帯に干潟廣延して繫船に適地なし、然れども法聖浦は常に郡内唯一の良港たるのみならず、木浦以北群山に至る間に於ける各港中最も主要なるものに係れり、而も七山灘の中央に位せるか故に石首魚漁船の根據地としても亦重要にして春季其盛漁期となれば内外漁船の輻湊するもの甚た盛んなり。

郡内區劃二十六面あり、而して其海に瀕するは弘農、陳良、東部、令麻、九水、奉山、元山、鹽所、六昌の九面なり、但し奉山、鹽所、元山、六昌の四面は外海に、弘農面は外海及法聖浦に沿へり。

靈光邑は眞城、又は靜州等と呼ぶ、法聖浦を距る東南二里半許、幾んど郡の中央に位して郡衙の外に財務署、巡查駐在所、郵便電信取扱所を置かれ、市街稍、賑はへり、戶

交通及通信

口は之れを最近の調査に見るに三百四十八戸、一千四百一人を算し、尙ほ此外に日本人十三戸、三十八人あり、此地交通は法聖浦との間道路稍、備はれりと雖も其他は孰れも險仄にして往來便ならず、南方咸平邑に六里、羅州邑に九里、北方茂長邑に四里、長城邑に八里とす、郵便物は咸平及茂長の兩邑へ月十五回相互に遞送し、法聖浦へは大抵毎日集配す。

場市

靈光邑内、法聖浦、浦川、社倉等に場市あり、邑内、社倉は一、六の日、▲法聖浦は三、八の日、▲浦川は二、七の日に各開市す、▲浦川は靈光邑の西南二里半にあり、▲社倉は東方長城郡界附近にあり、各市に於ける集散貨物は米、豆、煙草、木綿、苧布、陶器、獸肉、魚類、蔗、薪炭等にして、其集散高は各市通して一箇月平均七千圓許なりと云ふ。

土地及農産

郡民克く農に力め、郡を通して二毛作行はる、水田一反の價格は平均十二圓位なり、主要作物は米、麥、大豆、棉花、煙草等にして、毎一年に於ける穀類の産高は米二萬九千餘石、麥六千餘石、大豆八千餘石なるへし。

漁業及水産物

漁も亦普通に行はる、而して其漁採物は石首魚を第一とし、大刀魚、鮫、烏賊、鰕、鱈、鰓、鱒等之れに次ぎ、其他竹蛸、蛤、牡蠣、和布、海苔等を産す、鹽業は稍、盛んなり、鹽業調査書に

依れば鹽田總面積三十二町一反七畝二十九歩にして一箇年の製鹽高は百十七萬四千八百九十六斤なりといふ。

鹽所面

郡の南西端に突出する半島形の地にして其前面泥堆中に浮へる一島を併せ面と爲す、其漁業者を有する部落左の如し。

堂斗里九斗 月平里十三 裡里三十 九乃里四

此等部落に於ける漁は總て魚箭を設置するのみにして外海に出漁するにあらず、魚箭は四里を通して五基あり、漁獲物は浦川に送りて販賣す、各里より浦川市に至る大概三里内外なり、製鹽地に鹽所洞あり、鹽田十四町歩餘を有し、其製産の多大なる本郡第一に位せり。

奉山面

鹽所面の北方に位して東方令麻、九水二面に接し、西方一帶七山灘に面す、其漁業

者を有する部落左の如し。

插古里三十 早良里二十 冬柏里二十 上村里六十 下村里二十

前掲部落中漁業稍盛んなるは插古里にして大網一統(五十)魚箭三基を有し、石首魚其他雜魚を漁獲す、其他の部落は總て魚箭一本釣を營むに止まり網具を有せず、魚箭は各里共に地先に建設し通して十基あり、漁獲物は石首魚其他の雜魚にして石首魚は春季に多し、鹽所面に於ける各村と等しく浦川市に送りて販賣す、各部落より浦川市に至る大概二里内外なり。

陳良面

北方弘農面に、南方東部面に接し、西方法聖浦灣に瀕して沿岸に法聖浦及左右浦あり。

法聖浦灣 木浦を距る北方約四十哩、七山灘の東側に於ける一深入灣にして實に南道の北端に位せるものなり、本灣の目標を九岩山とす、此山は郡の概勢に於て一言したるか如く灣の北角に聳へ海拔八百五十三呎に達する尖頂を有して顯著

なり、灣口に桐島(最高點二百)鼠島(六十)及一岩嶼(十四)列ふ、桐島は南方に位して其南東側は干出堆に依り灣の南角と連續す、本島も亦尖頂にして遠望稍顯著なり、鼠島は灣口の中央に浮へる小嶼にして樹木克く茂生す、其南北兩側は即ち此灣に入入するの通路なり、灣内水淺しと雖も潮汐を利用せば小汽船を容るるに足れり、灣は其正面なる中央に突出する丘陵地に依りて南東と北東とに分たる、北東支灣は大にして彎入も亦深しと雖も水極めて淺く泥堆廣衍して著舟に適地なし、これに反して南東支灣は前者に比し狭小なりと雖も道鞭川の注く所にして水稍深く低潮時に在りても仍は狹濤を存し小舟の往來に妨げあらず、南東支灣の北岸即ち灣を南北に二分せる突出地の南側に一大部落あり、法聖浦即ち是れなり、本支灣の東側即ち法聖浦の南東に當り高さ七百八十呎に達する一峰あり、晉陽山といふ、此山は本支灣に入るの目標にして外海より灣に入ること一哩許なれば之れを望見することを得へし、本灣は其四邊に丘陵環りて山水秀麗なり、故に古來小洞庭湖の名あり。

法聖浦

法聖浦(법성포)位置は前示の如くにして前岸稍彎曲を爲し其泊地は毫も風浪の

虞あらず、而も潮汐を利用せば百噸未満の小汽船尙ほ且つ臻ることを得へきなり、然れども濤筋の外は通航すること能はざるか故に航路を熟知するにあらざれば出入危険を免かれず、潮汐干満の差大なれば張落時に於ける潮流も亦甚た急激にして溯航し得へきにあらず、然れども之れを利用して往來すれば其迅速なること矢よりも早く覺ゆす快哉の聲を擧ぐるに至る。

本浦は往年水軍萬戶法聖浦營を置かれし地にして當時又た倉廩を設けられ貢米轉運の起點たりき、郡邑を距ること遠からず、郡の吞吐口なると同時に近海七山灘は著名なる石首魚漁場に係るか故に春季其漁期に入れば漁船及出買船の集合するもの甚た多く、市街の繁榮なる西岸諸港中有數の一區として知らるる所なり、戸口は最近の統計を缺く、然れども其戸數は從來五百と稱したり、里人農商を主とすれども亦漁を營むものあり、居留外國人は今隆熙三年六月現在日本人二十四戸、四十三人(男二十九)清國人二戸、三人あり、日本人は農一、米穀商一、雜貨商十三、料理店一、旅店一、組合員一にして他は官吏なり、清國人は布帛商一、飲食店一なりとす。

警備機關に巡查駐在所憲兵分遣所あり、漁業者の機關に朝鮮海水産組合出張所

あり、但し同出張所は今春設置せられし所なり。

教育機關は割合に備はりて日語學校及法聖學校あり、後者は普通學校にして其在籍生徒七十名と稱す。

交通は本浦を起點とする沿岸回航の汽船頗る頻々なれば甚た便なり、即ち木浦、群山間回航のもの月三回▲木浦苗浦間回航のもの月三回▲木浦本港間回航のもの月二回各往復共に寄港せり、而して其賃銀は木浦に一圓二十錢、智島に七十錢、苗浦に八十錢、群山に一圓五十錢なり。

通信は未だ其機關の設置なく、郵便物は靈光郵便電信取扱所の集配する所なれば不便を免れず。

客主五戸あり、移入品の幾んど全部は彼等に依つて取扱はる、移出品の重なるものは米穀、石首魚にして移入品にありては明太魚、金巾、石油、雜貨等なり、毎一年に於ける取扱高は正確なる統計を得すと雖も彼等の語る所に依れば、移出に米十萬餘圓、石首魚一萬八千餘圓、移入に明太魚約二萬圓、金巾、木綿一萬六千餘圓、石油、雜貨二萬餘圓なりと云ふ。

前示移出の石首魚は此地漁民の漁獲せるものの外に集合漁船の齎らす所なり、該魚か全羅明太の稱あると同時に該魚に於ける此地の關係は、明太魚に於ける新浦又は遮湖の關係と稍似たるものあり、即ち此地には該魚の乾燥を業とするもの三十戸、又た特に該魚の仲買を營むもの數十戸あり、而も其季に入れば里人の幾んど總ても其處理、販賣、運搬等に關係して繁忙を極め、乾場の總ては該魚を懸垂せられ甚た盛況を呈するに至る。

乾場は松丸太を樹てて稍、三角形と爲し、高さ四間許、幅約六間、これに横木を架して幾個の階段を造れるものなり、而して魚を乾燥するには各階段の背面を藁又は藁にて障屏し、一晝夜間鹽漬となしたる魚十尾を一連となして各階段即ち横木に懸垂し、墜落又は盜難を防ぐか爲めに表面を網にて掩ふ、一乾場一回の乾燥量は大概七萬尾と稱す、乾燥期間は五、六日又は二十日以上なるあり、其長短は仕向地の遠近によりて加減す、乾場は時として賃貸することあり、此場合には一期間側面一間に付二圓の割合なりと云ふ。

買出しの爲め來集せる魚商人の多くは生鮮の儘買入れ、處理は鹽藏を主として

乾燥するは少なし。

鹽藏及鹽乾製に要する鹽量は鹽藏にありては魚千尾に付六斗(日本量以)乃至一石二斗にして、貯藏見込日數の如何に依りて加減す、乾燥するものにありては一千尾に付約五斗を普通とす、出買船は大概所要の食鹽を準備し來ると雖も陸路買出しに來るものは此地にて購入せり、毎年春季此等の爲め本浦にて消費する鹽量は、大凡一千石なりと云ふ。

七山灘に於ける石首魚の盛漁期は陰曆三月より四月中旬迄にしてこれを終れば引續きて大刀魚の入荷あり、同灘に於ける大刀魚の盛漁期は四月中旬より五月中旬迄の間とし、大刀魚の集散は石首魚に較へて甚た少なし。

魚價は今隆熙三年春期に於て石首魚生鮮のもの一千尾八圓、鹽藏又は乾製品十五圓乃至十六圓にして大刀魚は生鮮のもの一千尾四十圓、鹽藏六十圓なりき、石首魚は孟蘭盆前に至れば著しく騰貴す、昨隆熙二年は一尾十五文乃至二十文を値したり。

其他附近漁場より此地に齎らし來る魚類は鱧、鯛、鮓、鱈、鱈、雜魚にして就中鱧稍多

し。

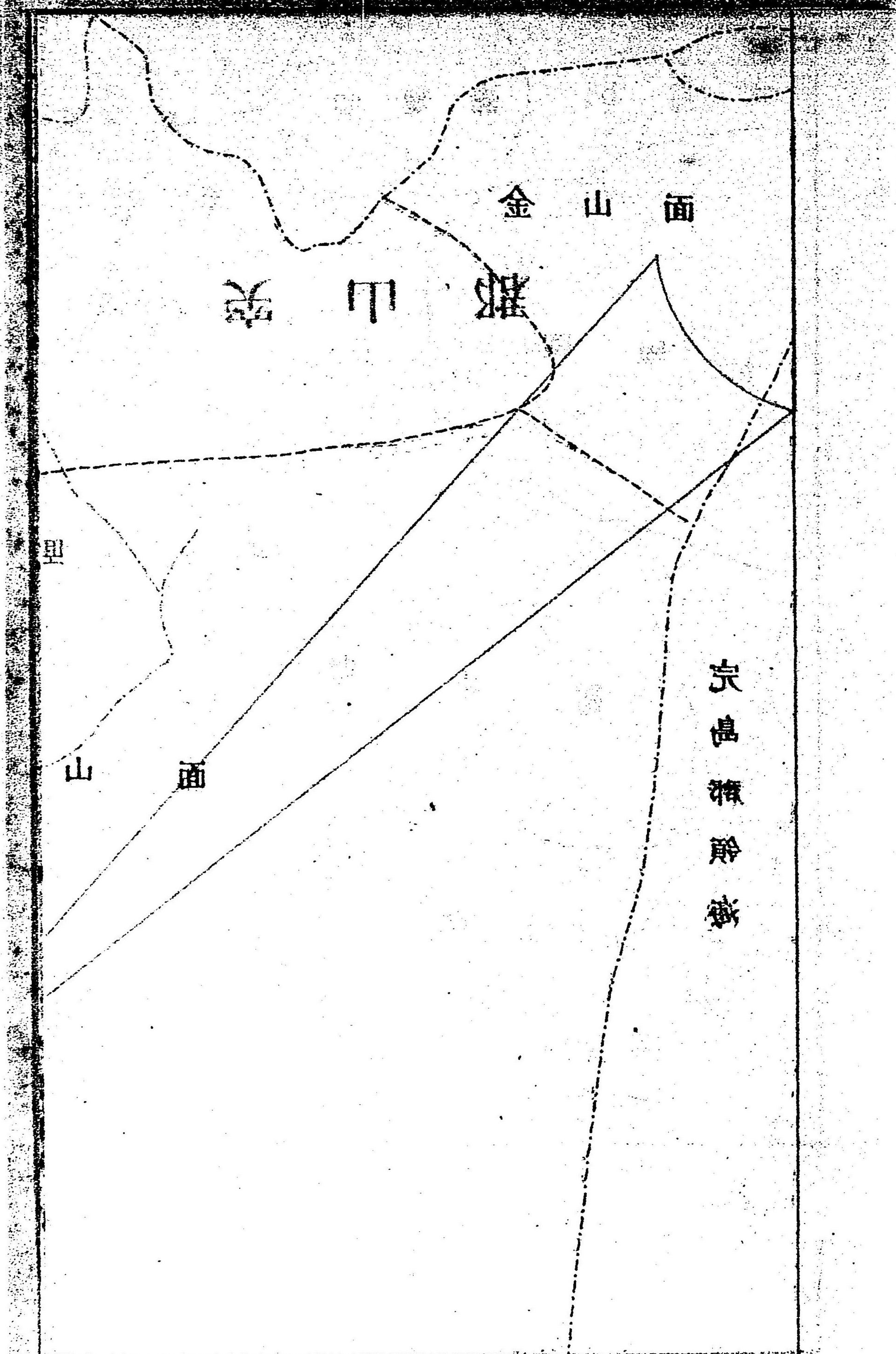
漁戸七戸あり、漁船七隻、大網七統(三幅)を有して七山灘に出漁し、主として石首魚、大刀魚等を漁獲す、其一年の漁獲高は大概三千五百圓許なりと云ふ、又灣内にて小鰈を漁獲するものあり。

本浦の前面に約四五萬坪の干潟地あり、其最高部は沙地にして稍、堅く大潮時にあらされは浸水せずと雖も其他の部分には干満によりて隠顯し、蛤、蛸、牡蠣等を産す附近の里人採取を爲し一年の産額約百貫文を下らすと云ふ、此干潟地は道鞭川の注口に位し嚴冬の交と雖も僅に薄氷を見るに過ぎされは此等貝類の生育には最も恰適せり、故に若しこれを利用して養殖を營まは有望なるへし。

左右浦(ソナウ) 法聖浦の北方七、八町に於ける一小部落なり、漁戸三、弓船二隻を有し灣口附近に於て鰈其他雜魚を捕ふ。

弘農面

法聖浦灣の北岸をなす地にして西方外海に面し、北方更に一深入灣を容れて其



沿革
境界

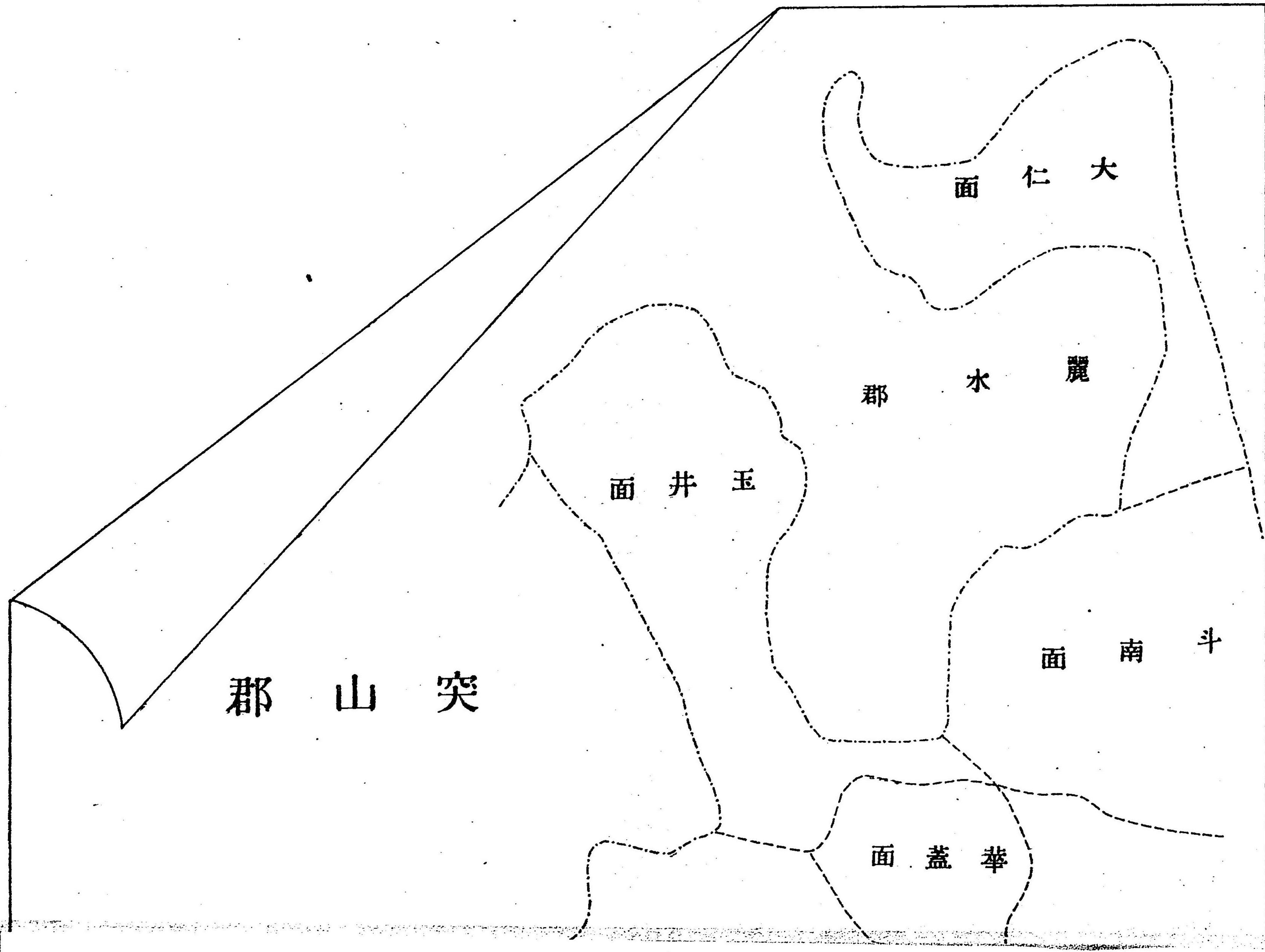
第四章 全羅道 (南道) 第十四節 突山郡 概勢

境域は幾んど半島を形成す。面内山岳重疊して平地極めて狭小なり。屬島に鼠島、加馬島あり。鼠島は法聖浦灣口に浮へる小嶼にして加馬島は北方なる深入灣口に在り。法聖浦灣に沿へる一帶にては鹽業行はれ、外海に面する各地にては漁業稍盛なり。漁村浦に加馬浦、安馬浦、桂洞浦、項月浦あり。孰れも碇船を有して七山灘に出漁し主として石首魚、大刀魚を漁獲す。各浦中人家多きは安馬浦にして漁業盛んなるは加馬浦なり。

第十四節 突山郡

本と百濟の突山縣、新羅盧山縣に改め、高麗復た古名を稱し昇平郡(今順天郡)の屬縣と爲す。本朝これに因りしか、後ち郡と爲し今に至る。

本道島郡の一にして麗水半島の前面に浮へる突山島を首めとし、其近海より興陽半島の前面に互りて碁布星羅せる諸島、竝に光陽及汝自二灣内に散布する島嶼



大仁面

水麗郡

玉井面

斗南面

興蓋面

突山郡

突山郡

華蓋面

金鰲面

金山面


蓬萊面

三山面

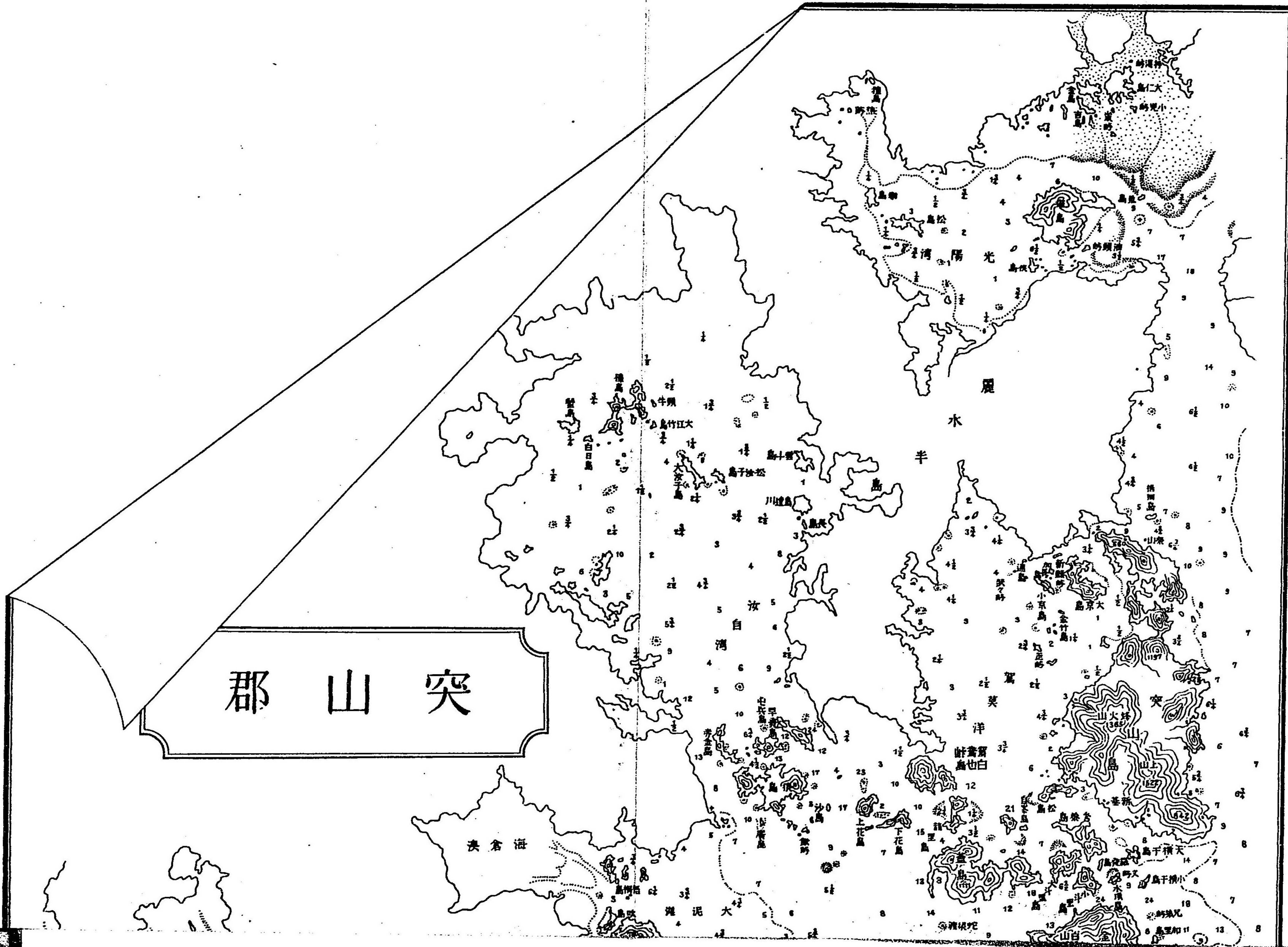
完島郡領海

凡例

郡界
面界



突山郡



奥倉海

大泥灘

穴根

山白

島干天

島干小

島干和

島干和

島干和

島干和

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大

島

島

島

島

洋

美

島

大


島

島

島

島

突山郡



海圖三。四號ニ據ル

を併せ管轄す、故に其境域線を劃すれば北は慶尙の河東及本道の光陽、麗水、順天の各郡と交はり、東は慶尙との道界を限り、西は興陽郡の前面一帯を劃して莞島郡に接し、南は遠く外洋に及へり、全管主要島嶼の數渾て六十有九、これに無人の小島嶼を加へなは其數無慮百を超ゆへし、而して此の如く境域の遼遠に互れる島嶼の無數なる、國中唯本道に於てのみ見る所にして是れに匹儔するは莞島、珍島及智島の三郡なりとす。

所管島嶼中大なるを突山島とす、東西二里餘、南北四里餘、面積四方里餘あり、これに亞くは内、外羅老島及金鰲島にして皆面積一方里を有す、其他周回二里乃至三里に達するものピール群島中の草島、三島(巨文島)の東西兩島及蓋島、猫島、新里島、安島等あり、此等諸島及夫れ以下の各島中名あるものと其總面積大約十七方里に及ぶ、即ち之れを以て本郡の總面積と爲す。

各島孰れも海拔七八百尺より一千尺以上に達する山嶺を有し、平地狹小なれども住民は能く農耕を勵みて未墾の餘地を存せず、而して山は用材の生育するものなしと雖も雜木繁茂して薪材に不足を告げず、飲料水は大概良好にして供給に餘

あり。

郡を區劃して斗南、金鰲、大仁、華蓋、玉井、蓬萊、錦山、三山の八面と爲す、其位置及所屬島嶼等は各面に於て詳述すへし。

交通は皆離島なるを以て不便を免かれざるも而も突山島は其北端麗水邑との距離近く、渡津容易にして、邑下より麗水邑に至る海陸併せて五里、これを郵便線路と爲し、往來稍、頻繁なり、然れども未だ汽船の定期寄航を見るに至らず、諸島中汽船定期に寄航するは三島(巨文)のハミルトン港及羅老島なり、共に日本漁船の出入も亦多し、羅老島は日本漁夫の所謂北山なり、春漁季に入れば其漁船輻輳するもの常に數十隻を以て數へらる、是れに伴ふて運搬船の出入も亦繁し、雜貨商其他臨時に居を構ふるもの甚だ盛んにして荒涼寂寥たる海濱俄然殷賑の區となり、絃歌の音斷へさるに至る、然れども漁季を過くれれば復た舊體に還る、此の如きもの年々變易なし、以て此近海漁業の多望なるを想ふへし、其期に入れば郡邑も亦日本漁船の出入頻々たり。

通信機關としては郡邑に郵便所あり、又三島には郵便所ありて電信をも取扱へ

區劃

交通

通信

日本人の定住する諸島

漁情

り。

郡内日本人の定住せるは三島(巨文)島、羅老島、突山島の三島にして、就中三島及羅老島を多數とす、而して此等定住者の大半は雜貨其他の商業を營むものにして、漁業者却て少なし、此の如きは一見奇異の感なきにあらざれども年々出漁者の多數なる此等商業者の定住を見るに至りし所以にして、彼等は實に出漁者に對する物資の供給者に外ならず、詮し來れば是れ寧ろ自然發達の順路に近し。

郡の近海氣候は海洋の調和に依りて寒暑共に酷烈ならず、島嶼無數にして各種水産物に富み、販路も亦遠からず、南海有數の好漁場として知らるる所なり、然れども本邦人の漁業は未だ發達を遂ぐるに至らず、郡衙の調査に依れば、漁戸六百三十五戸、從業者家族を合せて一千九百八十六人にして、漁船二百三十四隻、漁網五十七統、魚箭三十坐を有し、漁採物は鱧、鱒、石首魚、大刀魚、鯖、中蝦、小蝦等を主なるものとし、一年の漁獲一萬一千七百五十五圓と註せらる調査正確ならずと雖も之れを以て本郡漁業の大勢を窺ふに足るものあるへし、而して漁採物の販賣先は慶南の河東市及本道に在りては麗水、光陽、順天、樂安、筏橋、興陽、長興、寶城等の場市とし、各其便宜

に従ふ其詳細なる状況に至りては各島及各村浦に於て之れを述ふへし。

斗南面

斗南面の
境域

郡治所在面に於て其斗南と名けしは郡治の位置郡中八大名山の一たる斗山の南麓を占むればなり、本面所管は突山島を首めとして其北方麗水郡との海峡附近に浮へる諸島嶼、駕莫洋に散在せる各島にして之れを列擧すれば突山島、大京島、小京島、加長島(小京島の北に在り)、金竹島(小京島の南に在り)、進島(加長島の西に在り)、松島(突山の南に在り)、梧桐嶼(北東港の東口外即ち突山島百草の北に在り)、斬鯨嶼(麗水邑正南に浮ふ叢竹、鼓々嶼、四方に附水郡徳大洞の東に在り、周囲二百歩)、以上七島、四嶼是れなり、但し列擧諸島中、大京島以下進島に至る嶼、岳嶼(小京島の南に附屬す)、以上七島、四嶼是れなり、但し列擧諸島中、大京島以下進島に至る五島は元と斬鯨嶼以下三嶼と共に錦湖面として別に一面を成せしもの今之れを併す、故に其境域線を劃すれば郡の北端麗水郡界に起り、東、方海圖に所謂麗水海灣を通して慶南との道界を劃し、南方金鰲面秀泰島(一名禾島)に至り、西方華蓋面の自峰島(鳳山に紫)、玉井面の白也島に至り、駕莫洋を麗水郡の華陽面(古突山)、双鳳面の沿岸に近く繞りて麗水の西口を通し起點と結合す、面の各嶼は皆部落を有し其大なるも

附屬島嶼

斗南面の
戸口

のに至りては數部落あり、戸口は面内通して七百十二戸、二千三百八十人にして、内男一千二百八十六人と稱す。

突山島

突山島(トルサト)

麗水半島の前面に横はれる一島にして、東西廣き所二里九町、南北四里六町、面積四方里餘あり、島の北部は屈折甚しく、極めて狭き地峽を以て連續するもの三所、一見各離島の如し、島中山脈縦横に走りて其中央に於けるもの稍高く、海拔一千三百六十呎より一千五百二十呎に達す、又南端海に枕みて高さ八百四十呎を有する一峰あり、海圖に之れを檢頭と記す、馬鞍形の凹所を顯はして航海者の好目標たり、島内山岳縦横するを以て平地少なく耕地狭し、然れども島民克く農耕に努め開拓甚た行届けり、▲部落二十八あり、郡内禮橋、大福、新基、金川、伏雉、長城、粟田、稷川、作錦、星斗、栗浦、荏浦、防竹、驛基、竹圃、瑞基、昇月、徳谷、屯田、苗浦、月巖、平沙、羅津、窟前、牛斗、月田、百草、即ち是れなり、是等部落の配置は東側に多くして西側に少なし、而して其最北に位するは百草にして最南に於けるを星斗と爲す、南西邑下の前面に一小島浮ふ、之れを松島と爲す、形瓜に似たり、地域狭小なるも地味肥へ拓きて寸の餘地あらず、邑下の人皆之れを耕やす、故に里諺此島を食島と稱す、▲戸口は邑下駐在

突山島の
村落

突山島の
戸口

突山島の
漁村浦
郡下浦
竹園浦

警察官の調査に依るに各部落通して七百十二戸、二千三百八十人、内男一千二百八十六、女一千〇九十四なり、多くは農を以て生業と爲す、故に漁村浦として數ふべきは郡下浦(邑下)及竹園浦の二箇所に止まれり、而して前者は一百七十四戸、六百〇三人にして漁戸三十二戸、一百十五人、漁船十五隻、漁網二を有し、漁獲物は石首魚、大刀魚、鯨、章魚等にして一年の漁獲高五百圓内外、後者は百三戸、二百九十九人にして内漁戸九戸、二十八人、漁船三隻、漁網三統を有し、漁獲物は前者と大差なく一年の漁獲三百五十圓なりといふ、是等は皆郡の報告に據りたるものなれば其數の正確は保し難し、雖も本島漁業上好位置に居れるに拘はらず其不振なるは事實にして島民水産に利するは主として海蘿、海苔にあり。

郡邑は之れを突山と稱す、往年防踏鎮を置き、僉使在職の地たりしか先帝の三十二年乙未七月本邦沿海各水營を廢せらるゝと同時に本鎮も亦廢せられ、翌丙申七月突山郡の新設と共に郡守此地に蒞みて以て今に至れり、此地一名を盧山と呼ぶ、蓋し新羅の時縣名を盧山と稱せしに因る、邑は斗山の南麓に在りて石城を環らし南西に面す、部落は城の内外に連らなりて東洞、南洞の二に分たる、其戸口は前示の

突山邑及
其泊地

碇繫場

如くにして商業を營むもの多し、城内に日本人の居住者二戸あり、酒類及雜貨を商ふ。

碇繫場は北東繞らすに山を以てし、松島前面に横はりて西南を蔽ひ、灣内頗る靜穩にして、風泊安全なるのみならず、位置は南海漁業の要地を占むるを以て日本漁船の出入頻繁なりと雖も規模小にして水も亦淺し、今隆熙三年六月中入津せし日本船舶は汽船二隻、小蒸汽船一隻、石油發動機船二隻、帆船五十八隻にして其三十六隻は漁船、二十二隻は同母船なり、但し汽船二隻は視察船にして小汽船一隻及石油發動機船二隻は魚類運搬船なりとす。

潮流

潮流は松島の南北兩側にて落潮流は東方に、漲潮流は西方に流走し、同島の南岸附近は潮勢急烈なり、潮汐は港内にて大潮升約十二呎に達すへし。

樞要地との距離

此地より各地に至る距離は釜山に百六十五哩、三島(巨文島)に四十哩、統營に七十八哩、羅老島に二十八哩、三千浦に七十一哩、木浦に二百二十五哩、麗水に十七哩なり、大京島(大イキヨント)一に鏡湖島と稱す、突山島の北方麗水港の西口外に横はり、周回二里餘あり、其北方一帯は麗水半島の南東角に依りて、東方一帯は突山島に依りて

大京島

加長島に於ける日本活洲の根拠地

第四章 全羅道(南道) 第十四節 突山郡 金鰲面
包圍せられ、其北西に加長島(一に沿島)、西方に小京島等並ひ浮ふ、故に本島沿海は波靜にして湖の如く、殊に本島の北角附近より加長島に至る間は潮水常に渦流を爲して宛然鏡面を睹るか如し、鏡湖島の名ある蓋し偶然ならず、而も此邊水深二尋乃至三尋に達して繫船に宜しく、就中加長島の東側最も良好なり、故に從來日本活洲母船の重要な根拠地として選まれ、春季より初夏の交輻輳するもの甚た多く、これに伴ひて漁船の出入も亦繁し、されは其季に入れば釜山水産株式會社も亦出張所を置き運搬船を派して捕魚買入及輸送に従事す。

金鰲面

境域

所屬島嶼

斗南面の南方に浮へる諸島にして、面中金鰲島大なり、故に面名を是れに取る、本面は一に南面と稱す、郡治の正南に位すればなり、本面に屬するもの島十一、嶼八、各接近して集團せり、其名を列擧すれば、秀泰島(俗稱禾太島、斗南面)、大横干島(秀泰島の南に在り)、小横干島(大横干島の南に在り)、羅發島(秀泰島の南に在り)、大斗里島(羅發島の南に在り)、小斗里島(大斗里島の南に在り)、金鰲島(俗稱安島、金鰲島の南端に在り)、鵞島(俗稱所里、鵞島の南に在り)、水頂島(金鰲島の北に在り)、釜島(金鰲島の南に在り)、雁島(金鰲島の南に在り)、

金鰲面の戸口

金鰲島

四南側上) 文嶼(水頂島の東に附屬す)、三嶼(雁島の北に附屬す)、倍多嶼(三嶼の北に浮ぶ)、梧桐嶼(金鰲島中室洞の東に在り)、兄弟嶼(水頂島の南に附屬す)、加里島(金鰲島の東に在り)、檢同嶼(釜島の東に在り)、木嶼(釜島の北に在り)、是れなりとす。
諸島中邑下を距る近きを、秀泰島とし(其距離)、最も遠隔せるを、鵞島とす(其北端)、就中大なるは、金鰲島なりと雖も、其名日本出漁者に知らるゝは、雁島なり、蓋し同島は南海漁業の要地を占むると同時に、漁船往來の衝にして且つ適當の避港を有するを以てなり。

諸島皆部落あり、而して其二以上を有するものを金鰲島、雁島の三島とし、戸口はこれを最近調査に依るに、面を通して戸數四百〇六戸、人口一千二百八十二、内男七百十八口にして、人口の多き郡中第三位にあり、以下主要島嶼に就きて概況を敘述せん。

金鰲島(금오도) 邑を距る南三里、秀泰島の南方に在り、海圖に金鰲列島と記する群島中の最大なるものは、是れなり、東西二里十四町、南北一里二十九町にして、面積一方里を有す、本島は本と封山にして、左水營之れを監守し、大樹全島に鬱蒼として翠綠滴るか如く、實に南海中の一勝地たりしなり、然るに先帝の二年乙丑(日本慶應元年)、景福

宮造營の擧ありし時、盛んに伐截して京に運ひ、加ふるに其秋沿海大風あり、樹木挫折して倒るゝもの多く、本山も亦是れより赤裸々たる現状を呈するに至れり、後十七年を経て甲申の年、親軍左水營に屬せしめ、翌乙酉墾拓を許さる、此に於て四方の人移り、十年を出すして衆を爲し、今や全島張芝、心圃、尾浦、軫洞、牛室洞、鶴洞、織浦、貫賀洞、斗浦、太浦、松高里、女泉洞、大柳浦、小柳浦等の部落點々散在して人家四百に垂んとせり。

金紫島に於ける部落

深浦

牛室浦

梧桐島

島の沿革此の如く全島今は大樹を有せざるも尙ほ雜木の茂生するを見る、而して其北端に一峰高く海拔一千三百九十五呎に達するものあり、之れを白山と名く、南端に聳ゆるもの高さ一千百三十呎、之れを望山と云ふ、共に航海の目標たり、島の西岸は險崖連らなり、岩角の間幾多の小灣を構成す、其最南の一灣は深浦にして偏東風を凌くに足る、島の東岸は殆んど直線を成し、其南端に近く牛室浦あり、灣は狭長にして水深三尋乃至九尋に達す、泥底にして小船を泊するに宜し、此灣口附近には高一百十三呎に達する圓形の小嶋あるを以て知ること易し、小嶋は之れを梧桐島と名く、又牛室浦口より東方一裡に小嶋三つ浮ひて鼎足を爲すものあり、之れを

三嶋

牛室浦に於ける湖沙

横千島斗里島

金紫島の流情

三嶋といふ、高さもの海拔一百五十八呎、水路誌之れを外三島と記す、此三嶋より島の北角に至る間には加里嶋、木嶋、兄弟嶋等幾多の岩嶋碁布し、其最も外にあるを倍多嶋とし、(海面に倍多嶋と記す)高さ七十二呎あり、此等岩嶋の間は水深不齊なり、湖沙は牛室浦に於て朔望高潮七時五十八分、大潮升約七呎なり。

牛室浦の南方に一灣あり、其東南に方り島嶋(海面に記す)浮ひて灣口を保障す、灣内水深七尋の處は小船の好錨地なり。

本島と突山島との間には横干(島あり)斗里(島あり)等諸多の島嶋羅列せり、而して此群島と本島間の水路を通航するには、其中央を保航し、本島北側諸突角にある激湍を避けざるへからず。

本島は暖流の衝に位し、沿海多少回游魚の鬣影を認むれども、島人の漁獲するもの多からず、島内各部落中稍、漁業を營めるは西側南端に近き深浦にして、戸數三十戸、人口九十四人、内漁戸二十、漁民六十三を數へ、漁船七隻、漁網一統を有す、漁獲物は大刀魚、石首魚等にして、其産多からず、此近海は從來日本漁民の鮭流網又は鯛繩、鱧繩等の根據地として名ありし處なり、近時地方不穩の爲め稍、衰頹の觀ありと雖も

雁島 (安)

上東山
四郷

元と是れ一時の現象に過ぎされは將來更に一段の發展あるを疑はず。

雁島 (安) 一に安島と書す、元と是れ俗稱なれども今は却て一般に廣く此字を用ふるに至れり、金鱉列島中の一にして同島の南東端に近く浮ぶ、島は屈折甚しく周回三里、部落三あり、上山、東郷、西郷といふ、戸數合せて百五十、人口四百三十餘、平地少なく、其生活は主として海産の利に依れり、然れども島人能く農耕に勵み開墾に適する寸の餘地を存せず、島は屈折多きと同時に彎入に富めり、東側及南側に彎入するもの稍、大なり、然れども共に漁船繫留に適せず、但し南側のものは稍、保障を有し、水も亦深く巨船容るゝを得へしと雖も岩底にして錨抓き惡しきの難あり、北側のものは金鱉島の南東端と相對す、底質泥殻、水深四尋乃至十尋を有し、彎入深からざるも稍、東、南、西の風波を凌ぐに足れり、然れども強風起らば安全ならず、此灣の中央に當り岩壁の間僅に漁船を通し得へき一海門あり、入れは則ち更に内灣を形成す、四圍山にして周回四、五町、宛然湖の如し、然れども一帯水淺くして干潮時には其大半を干出し普通の漁船尙ほ且つ門口を通し難きの憾みあり、但し此内灣は外灣の短所を補ふに足り、外灣又内灣の缺點を補ふに足る、是れ從來漁船避港として有

雁島の泊地

四郷の概況

數のものに數へられし所以ならん。

内灣の南西方に當り稍、高さ一峰あり、樹木其西南側より頂に茂生して目標と爲すに足る、灣は此北麓を東に環りて深く南方に凹入し、島の南側に於ける灣入の澳底と隔つること百歩に満たす、兩灣の間礫堆積して宛も堤防の如く以て彼我を遮斷せり、蓋し元と是れ一帯海水を通せしものか此内灣の東側に沿ふて一部落あり、西郷と稱す、又舊地洞と呼ぶ、此は本島を代表するものにして戸數七十内外、船舶大小合せて十三隻を有し、内網船四隻あり、漁採物は大刀魚、石首魚、鰻、鱧、其他雜魚、海蘿、海苔、和布、天草等なり、就中海蘿、天草は島人の生命とする所にして、全島一年の生産二種を合せて一萬斤に上る、但し海蘿はまふのり多し、例年釜山地方より出買船來る、鰻、鱧は夏季の候此内灣に於て漁獲すること屢々あり、本灣を利用して貯魚若くは養魚場とせば望みなきにあらざるへし。

薪材飲料水共に不足を告げす、唯穀類の産多からずして糧米は之れを輸入に仰く、蔬菜類餘ありと云ふを得ざるも出漁船一時の需用を充すを得へし。

例年此近海に日本出漁船の來漁するもの多く、而して其多數は此に寄港せり、故に

里人能く日本漁民と親み、中には日語に精通せる者あり、日本出漁船の種類及其去來に關し、里人河君範(四十に近し日語に精通し、日本漁夫の爲め能く百事幹旋の勞を執る故に出漁者間に知らる)の語る處左の如し。種類は重に鱧繩及鯛繩漁船、鱧流網漁船にして、鱧繩漁船は大分縣の出漁者なり、其初めて來りしは甲午日清戰役當時に在りて最も古し、爾來例年來りて今に變らず、季節は陰曆五月末より八月中旬迄にして船數十二、三隻あり、▲鯛繩は香川縣の出漁船なり、陰曆八月中旬頃に来り十月中旬若くは十一月中旬に去る、船數三十隻許あり、▲鱧流網は春季三月中旬より來り此地方にて漁業に従事すること大概十四、五日間なり、其出身地は一ならずして多數集合するときは百隻内外に達し甚た盛んなり云々。

本島沿海に於ける日韓漁民の年中行事の一斑を記せば左の如し。

- 一、二、三月 鯛一本釣及延繩漁業
- 四月 鯛、海鰻延繩、鱧流網其他雜魚一本釣、天草、海蘿の採取
- 五、六、七、八月 鯛、鱧、海鰻等の延繩及一本釣、鱧延繩、鱧網及天草、鳥貝の採取
- 九、十、十一、十二月 鯛、海鰻の延繩及一本釣、鱧延繩

釜島(早王)雁島の泊地、即ち西郷より西航して金鰲島の南東角との狹水路、即ち海圖に所謂磬城水道(日本軍艦磬城通過を試みしより此名あり)を通過せば其西口、安島に接して一小島浮ふ、是れを釜島と爲す、島頂三百四十四呎にして周圍險峻なれども、島と雁島との狹水路は北方金鰲島の南端を以て蔽はれ、東南雁島の西南角を以て障屏せられ、相待つて四方の風浪を遮斷す、故に繫泊稍、安全にして小船の避泊に宜し、此は日韓漁船の重要な根據地にして、春夏秋の交漁船の寄泊するもの甚た多く出入の帆影常に絶へず、種類は鱧流網、鯛繩、鱧繩及其母船並に海女船等にして、輻輳多きを秋季とし其數七、八十隻に達することあり、本島飲料水の供給に不足を告げず、薪材は之れを雁島若くは金鰲島に需めざるを得ず、然れども共に距離近きか故に甚しき不便を見ず、此は將來漁業の發達と共に益、重要避港として目せらるゝに至るを疑はず。

釜島(早王)一に所里島といふ所里島と呼ぶは俗稱なり、然れども今は俗稱却て廣く用ひらる、本島の北端は邑下を距る南九湮餘、雁島と一水路(海圖に新江を隔て水道云ふ)を隔てて其南に浮ひ、金鰲面中最南に位せり、島は廣き處東西約二十七町、南北一里十餘町

役浦洞

西便里

にして周回三里、其最高點は八百四十二呎なり、三角形にして顯著なれば知ること易し、島の東北端に一灣あり、灣入稍、深く水も亦深し、然れども適當の保障を有せず、灣底に部落あり、役浦洞と云ふ、又其西側中央より稍、南に偏して一深入灣あり、又た此灣と表裏して東側に一灣あり、以て殆んど島を横斷す、此東西兩灣に依て挾まるる狭小なる地峽の北端に一部落あり、西便里といふ、郡の報告に據れば、二部落通して八十戸、二百二十九人、此内漁戸三十一、八十三人にして、漁船十二隻、鯛網二流を有し、漁採物を大刀魚、鱧、其他雜魚、海藻等とし、就中海蘿の收穫多しと云ふ、未だ日本漁民の根據を定めしものなしと雖も、近時漁業法の發布に伴ひて東北端及東側、西側の各灣に大敷、瓢網、鱧焚寄等を出願せるものあり。

華蓋面

華蓋面の所屬島嶼

本面は邑の西方麗水郡古突山半島(華陽)の南方に浮へる群島より成る、群島中華蓋島大にして華蓋山あり、故に面名をこれに取る、所屬島嶼を列擧すれば蓋島、自峰島、諸里島、下花島、上花島、月島、佛舞嶼、鷄嶼にして都て六島、二嶼、戸口は通して百八十

蓋島

蓋島の部

自峰島 諸里島

下花島

上花島

二戸、五百二十六人なり。

蓋島(ハト)郡邑の西南三哩餘に浮へる一島にして周回約四里あり、島の南方に一峰聳へるもの(高さ一千一)之れを華蓋山と名く、沿岸屈曲に富みて灣入多し、然れども稍、繫船に便なるは南側に在りて東偏せる一灣のみ、島内部落五あり、大洞、月項、礪石、混城、第田、是れなり、島民主として農耕に力め、漁業振はす。

自峰島一に紫鳳島とも記す、蓋し同音なればなり、蓋島の北東松島との間に在り、其西方即ち蓋島の北端に當り浮へるもの之れを諸里島と爲す、本島は又齊里島とも書す、是れ亦同音なるに依る、戸口二十戸、五十七人にして此中十五戸二十五人は漁業者なり、漁船五隻、漁網一統を有し、漁採物を大刀魚、石首魚、雜魚及海藻とす。

本島の西方に方り東西に長く南北に短く横はるものを下花島とし、其北方に浮ふものを上花島とす、此島は郡邑を距る六哩餘、これを本面諸島中最も遠く隔てるものと爲す、兩島の間僅に七八町、一大灣狀を形成し水深二尋に達すれども、潮流急にして繫船に適せず、上花島には上花峯、堂祭峰聳へ、下花島には丹嶼山、立岩山等峙つ、共に土地礪確にして耕耘に適せず、兩島各一部落あり、其名島名と等しく一は上

然らざれば貝類及海苔類の採取に止まり、他に見るべきものならず、然れども此灣内海苔の生育に適し其養殖の盛んなるは既に光陽郡に於て詳述したるか如く、同郡の閑浦、骨若二面を中心として、本面の金島及吉島に及ぶ、其魚箭に至りては河東江外大沙灘一帯及猫島東側最も盛んなり、東方より露梁水道を通航して遠く之れを望めば、灣口一帯竹箭を以て杜塞せられ通路を存せざるの觀あり、而して其漁獲物は鰕を主とし太刀魚、石首魚其他雜魚を捕ふ、但し冬季は營まず、諸島中最大なるものを猫島としこれに亞けるを太仁島とす。

猫島

猫島(豆)麗水半島東角の北側に近く浮ひて光陽灣口を扼し、東西一里九町、南北三十二町許、周回三里に及べり、島に倉村、邑洞、温洞の三部落あり、戸口は通して七十八戸、一百九十五人なり、農を主として生を營み、漁業は鰕を目的として魚箭を設置するの外に手繰網を營めども漁獲多からず、島内山岳丘陵起伏すれども最高九百〇八呎にして多少緩傾斜地を存す、而も住民比較的寡少なれば所々に開拓し得べき草生地を散在せるを見る、本島沿海は北側即ち河東江外大沙灘との間、稍水深を有すれども、此一帯沿岸急斜にして屈曲少なく繫船に適するものなし、但し其北

太仁島

東端附近水深四尋乃至九尋、泥底の場所は本灣内唯一の錨地として撰まざる所なり、然れども是れ唯た巨船に就きて云ふべく、漁船を繫くに安全ならず、南側麗水半島間の水道は、北側に比して水深を有せざるも、尙ほ二尋より最深九尋に達し、沿岸多少屈曲を有して漁船碇繫に適するものなきにあらざる。

太仁島(豆)郡邑を距る北方二十哩餘、郡の最北を示すものにして光陽郡玉谷面の南方に位す、周回約三里あり、本面所屬島中其大さ第二に數ふへし、島内河東古地、塘内、道村の三部落あり、戸口は之れを郡の報告に依るに全島通して八十九戸、一百二十三人にして、此中五十七戸、一百六十人は漁戸なり、而して其漁業は魚箭を建設し又手繰弓船を使用して鰕漁を主とし又貝類及海苔類を採取す。

此の二島の外漁業地と看做すへきは金島、吉島、松島、嶺島、勒島等なるへし、然れども此等諸島の概勢は孰れも大同小異にして特筆に値すへきものならず、但し松島、勒島等には曾て日本出漁者鰕漁を目的として根據したることあり、其位置は本面の首に擧ぐる處にして住民の漁事に至りては卷末に添付する漁事一覽表に就て一斑を窺ふに足るものあるへし。

赤金島の
泊地

第四章 全羅道 (南道) 第十四節 突山郡 玉井面 赤金島

るは本島の東側に於ける一小灣に若くはなし、灣内水深二尋許、砂泥底にして東西南の風を避くるに宜し、灣の中央に一小嶼あり、松柏茂りて風景掬すへし、灣奥に狹ふる一峰あり之れを狗牙山といふ、其東麓を纏ふて灣に沿へる一部落あり、これ本島唯一の部落にして其名、島と同じく積金洞といふ、戸口は五十戸、一百二十四人にして内三十戸、七十二人は漁業者なり、漁船十四隻を有す、中に弓船五隻、手繰網二隻あり、此の如く島民の過半は漁民にして其生業は漁を主とすれども、亦能く農耕に力め、全島開墾甚た行届きて寸の餘地あるを見ず、農作物は粟、麥、大豆、苧麻等を主とし、又た其副業として牛を畜ふもの多し、稻米は水田なきを以て之れを産せず、飲料水不足ならざるも薪材に乏しく、又鹽田を有せず、故に輸入品の主なるものは米、鹽、石油、綿布、燐寸、薪等なりとす。

赤金島の
漁情

水産物の種類は赤魚、石首魚、大刀魚、鱧、黒鯛、目張、鮪、牛舌魚等にして漁場は本島、屯兵島及其東方に浮へる早發島並に狼島の沿海即ち汝自灣口の水道なりとす、而して此等は主として釣獲し、就中赤魚、鱧、黒鯛、目張の漁獲多し、但し大刀魚、石首魚、牛舌魚等は島の西北方(汝自灣内)、濤筋又は水深三尋乃至九尋に達して底質砂泥、貝殻相

赤金島に
於ける日
本人漁業

混せる處漁獲多し、而も此邊干満共に潮流急なるを以て多獲を望まは小潮時に於ける干潮時を撰むへし、漁期は毎年三月下旬より十月下旬に至る間即ち春夏秋に亙れり、然れども其盛漁期を春秋の二季とす、此季に入れば本郡の狼島、早發島、突山島、羅老島等の漁船及興陽郡沿岸各浦に於ける漁船集合し、多きは四五十隻に達することありて甚た盛況を呈す。

本島の位置此の如く、其漁情も亦此の如し、故に日本出漁者の赤魚を目的とする延繩及一本釣漁船にして年々陽曆五月初旬より八月中旬に至る間來漁するもの甚た多し、其出身は愛媛、廣島、岡山の三縣にして、彼等は部落の南方即ち島の南端に小舎を建設し其數七に及へり、(地所貸入料十坪に付一漁期即ち凡そ)、抑も此に日本出漁者の來漁を見るに至りしは、古く光武二年(明治三年)の頃にして、其最先者は廣島縣洲名見の人、上原友衛門及岡山縣備前日比村の漁夫中道長次郎なりと傳へらる、當時赤魚を目的として試漁數時間優に五十貫餘を釣獲したりといふ、今や當年の如く漁利多大ならずと雖も、尙ほ本郡有數の漁場たるを失はず、昨隆熙二年漁季に際し此に集合せしもの、延繩漁船四十四隻(愛媛六隻、廣島十二隻、岡山二十五隻)、一本釣漁船七十隻、活

第四章 全羅道 (南道) 第十四節 突山郡 玉井面 赤金島

洲母船七隻、活洲籠三十五を敷へたり、又た釜山水産株式會社其他の活洲装置を施せる石油發動機船、生魚蒐集の爲め時々寄航するあり、以て此地漁業の有望なるを窺ふに足るものあるへし。

因に云ふ此等日本出漁船、本島近海の漁業を了へたるときは、慶南の欲知島近海の鯛漁に移る、又此近海漁業中餌料は眞鰕、ツノヅ、コネリ、鱧等を用ひ、小形の袋網を使用して各自に漁獲す、又土人より購入することあり、購入するときは鰕一尾に付葉錢一文内外なりと云ふ、又各漁船は各自に魚類二十貫許を貯ふに足るへき活洲装置を爲せり、捕魚これに滿つれば根據地に戻りて母船に賣渡す、其一貫目相場赤魚は六十錢、鰕は三十八九錢を普通とす、母船各漁船より購入したるときは潮流宜しき處を撰みて豫め準備したる活洲籠に放養す、斯くて五日乃至十日を經其數一千貫内外に達せば活洲籠に移して日本内地に運ぶ。

汝子島(叶不三)又勃子島といふ海圖に、大汝自島と記せるもの、則ち是れなり、汝自灣の略は中央に位し大小二島あり、其西方に位するもの稍大にして南北約十五町、東西五町許、之れを單に汝子島と稱し、其東方に浮へるは前者に較へて稍小なり、こ

汝子島

れを松汝子島と呼ぶ、蓋し一松樹ありしを以て松字を冠し區別したるに基けり、松汝子島の北方に一小嶼あり、納多島と稱す、元と無人なりしも、今は日本人此に根據して鰕漁に従事す、部落及戸口等左の如し。

汝子島に於ける戸口及其他

| 島名 | 里名 | 總戸數 | 人口 | 漁業者數 | 同上人口 | 漁船 | 水田 | 畑 |
|------|-----|-----|-----|------|------|----|----|----|
| 汝子島 | 大洞 | 一八 | 八〇 | | | | | 五三 |
| | 馬波里 | 二五 | 二二 | | | | | 三 |
| 松汝子島 | 松汝里 | 二 | 四三 | | | | 三 | 一九 |
| | 計 | 三 | 二四三 | 二〇 | 五四 | 一三 | 三 | 八四 |

土地狹小にして肥沃ならざるも住民能く農耕に力めて餘地を見ず、農産は粟、麥、大豆等にして又苧麻を耕作す、飲料水潤澤にして質良好なるも薪材に乏し、生活物資は多く之れを順天又筏橋に仰ぎ、生産物中鰕、干鹽魚、苧麻は之れを筏橋市に出して放賣す。

交通は南方又は西方の諸島より順天及筏橋に通航する衝に當れるを以て寄航

第四章 全羅道 (南道) 第十四節 突山郡 玉井面 汝子島
の船少なからず、隨て此の兩地との間往來稍頻々なり、郡邑に至るは海路十六哩餘なりとす。

漁採物は鰻、大刀魚、石首魚、鮫、牛舌魚、鱧等にして、▲鰻、牛舌魚、大刀魚等は島の西北沖合黒砂泥底にして水深四尋潮流急なる所▲石首魚、鮫、鱧等は島の東端一、二哩を距る沖合に於て多獲せらる、而して大刀魚、石首魚、鰻、牛舌魚等は多く弓船及魚箭にて漁獲し又手繰網を使用することあり▲其他の魚類は大概一本釣を用ふ、一本釣又は弓船は嶺島及興陽郡沿岸部落より出漁するもの少なからず、弓船、手繰網等は、大抵此地に出漁せる日本摺鰻製造業者より仕込を受くるものにして其仕込金は一漁期一船に對し二十五圓乃至四十圓なり、漁獲物と差引計算す。

本島近海は著名の鰻漁場にして日本漁船の出漁甚だ盛んなり、小舎を松汝子島及納多島に構へて、干鰻製造に従事するものあり、松汝子島に根據せるは岡山縣の漁民森谷某にして、其創始を光武七年(日本明治三十六年)の頃とす、爾來引續き年々渡來し、昨年の如きは漁船十二隻、小廻船四隻を引率し來り、尙ほ本島附近本邦人の弓船三十隻と契約して其漁獲物を買收し製造甚だ盛んなりき、漁期は春季陽曆三月初旬よ

り五月中旬まで、秋季八月中旬より十一月下旬に至る、春季は漁船一隻の漁獲通例一千五百貫以上其價額二百五六十圓、秋季は一隻五六百貫にして價額百圓内外なり、納多島に根據せるは釜山在住の桐岡某にして其創始は四、五年前に係り、前者に比して規模小なり、此他福岡、熊本、長崎地方より來る出漁船多く、一昨隆熙元年春季の如きは鰻鮫鱧網を以て試漁したるものありしに其成績頗る良好なりき、是を以て昨隆熙二年に於ては來漁者甚だ盛んにして熊本、長崎地方より百二十隻、福岡地方より四十餘隻の多きに達したり、但し是等出漁者は汝自灣一帯を稼行せるものにして本島近海にのみ止まらざるは勿論なり、而して灣内各所邦人の弓船、手繰網又は魚箭に依りて漁獲するものも亦甚だ盛んなり、故に順天、筏橋等より出買船の來るもの多く、日本出漁者も亦本島に根據せるもの、其他羅老島に根據せるもの等、各其手船を出して買收に力めり、されは其漁期に入れば灣内一帯の漁村活氣を帯ひ甚だ盛況を呈す。

嶺島(チャンゴト)灣の北部なる稍、中央即ち汝子島を距る北西約二哩に位す、沿岸屈曲に富みて周回二里餘ありと雖も一帯遠淺にして繫船に適地なし、而も其北側一帯は

大洞及び浮水洞

深泥三尺に達して徒涉し得へきにわらず、但た東南側は沙泥なるを以て此を上陸地點となせり、島内に二里あり、大洞及浮水洞といふ、其戸口等左の如し。

| 里名 | 總戸數 | 同人口 | 漁業 | 農業 | 商業 | 漁船 | 漁網 | 水田 | 畑 | 未墾地 |
|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 大洞 | 二六 | 八三 | 二〇 | 三 | 三 | 一〇 | 一 | 三〇 | 八〇 | 八〇 |
| 浮水洞 | 三三 | 一一 | 一八 | 二 | 二 | 三 | 一 | 四〇 | 八〇 | 一七六 |
| 計 | 五八 | 一九三 | 三八 | 五 | 五 | 一三 | 三 | 七〇 | 一六〇 | 二五八 |

土地礫确なりと雖も島民能く農耕に力め其未墾地と稱するものの如き最早開拓に値ひすへきものを存せず、山林の見るへきものなしと雖も雜木所々に繁茂せり、故に薪材は島民の需用に不足を告げず、飲料水潤澤にして質良好なり、出漁船に供給して不足なし、生活物資は順天及筏橋に仰く、交通は以上兩邑に往來する船舶時々寄航せるを以て甚しき不便を感せず、本島より順天邑に至る六哩、筏橋に至る五哩とす。

嶺島の漁情

ソングン内

漁採物は鰈、石首魚、伏老貝等なり、鰈漁は近時大抵日本出漁者(現時岡)の仕込を受けて其漁獲の全部を賣渡す、仕込金は大概一漁期二十五、六圓にして漁獲物賣渡代價は日本楯七升五合許を百文とせり、其仕込を受けざるものに在りては筏橋及順天地方より來る出買船に賣渡す、其値段は大概一筭(日本升約)六十文内外なり、漁具は弓船多く又手繰網を使用す、魚箭に在りても亦其漁獲物は鰈を主たる目的とするものにして石首魚、鮓、鱸、鰻等を獲ることあるも此等は従たるものに過ぎざるなり、漁期は二月下旬より八月下旬までにして一箭一潮時の漁獲多きは二、三貫文乃至十貫文に達し、一箇年の漁獲九百貫内外に上るといふ。

本島の北西に方り周回一漚許の一小島あり、無人島にして頗る風景に富む、日本人は此島をソングン内と呼び、例年其鰈手繰網、鱸繩、鰻繩等の漁船出漁するもの多し。

蓬萊面

本面は興陽半島の前面に接近して浮へる諸島より成る、面の境域線を劃すれば

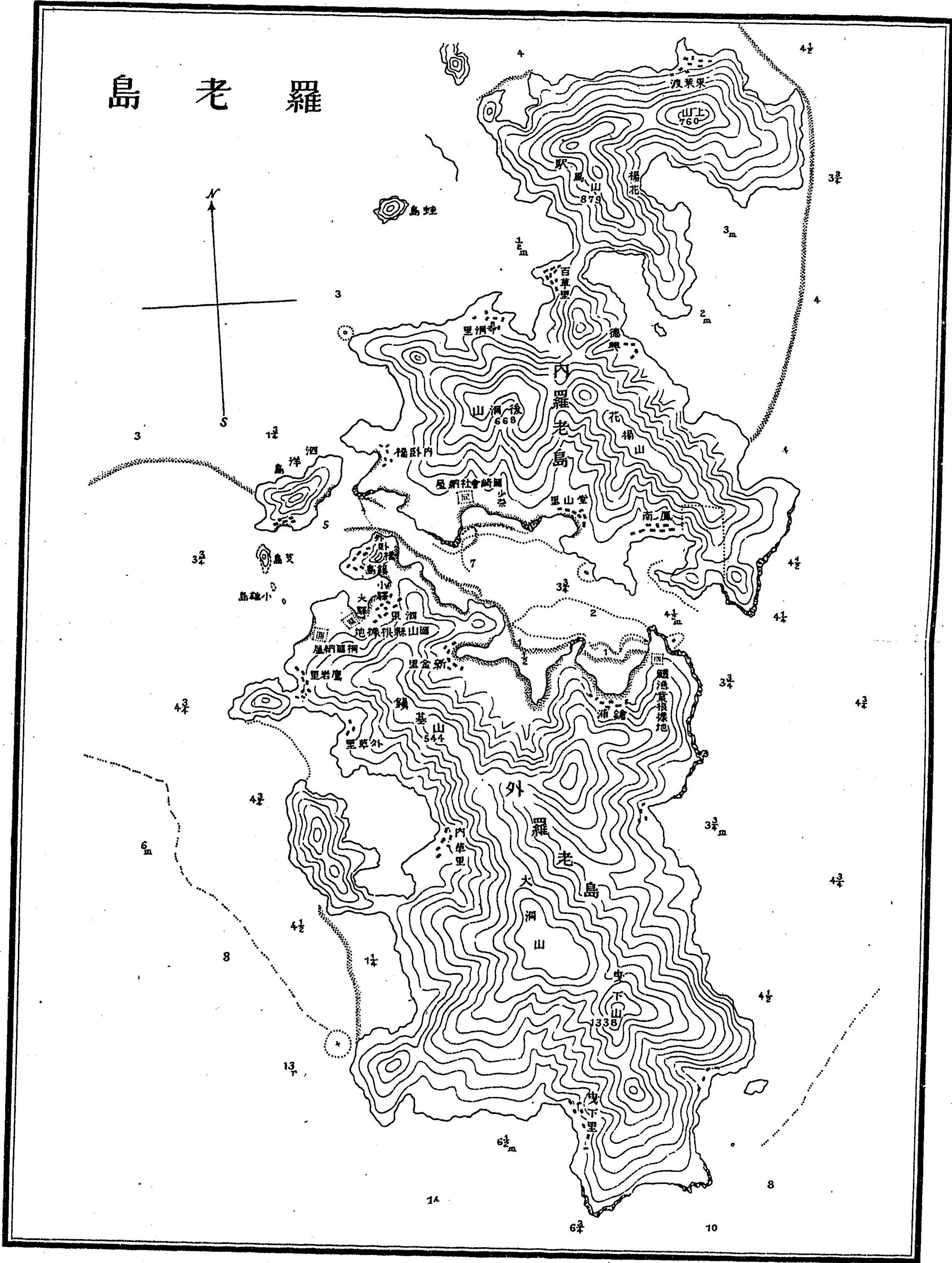
北興陽郡の沿岸を限り、東方、華蓋、金鰲、二面の西方沖合を経て、南方三山面巽竹島(横介列島)の北方を通し、西方、錦山面、折錦面(海圖に所居金島)の東方を劃して起點に合す、所屬群島中最大なるを内、外國島とす、而して其西方に艾島、浮ふ、艾島は俗稱にして原名を蓬萊といふ、風景佳、故に面名をこれに取る、屢島を列擧すれば内國島(一名内、外國島)、羅老島、梧桐島(内國の北興陽郡蛇渡の西)、吹島(梧桐島の南に在り)、沔洋島(内國の南西端、外國島の北西端)、水洛島(泗洋島の西に在り)、芝五島(水洛島の西南に在り、海圖に近く浮ふ、周回二里)、竹島(芝五島の西に在り)、示山島(又矢山島と書す、芝五島の南に在り)、兄弟嶼(芝五島の北に在り)、以上十二島、五嶼是れなりとす。

本面諸島中著名なるは國島にして、日本人の居住せるも亦同島一あるのみ、其他の諸島皆日本出漁者の來漁せざるはなしと雖も、其名未だ普く知らるるに至らず、而して近海水産の主なるものは小鰈、鱈等なり、其他石首魚、大刀魚、鱈、黑鯛等も亦漁獲多し、以下主要島嶼に就きて概況を敘述せん。

國島(三ツト)南北兩島に分たる、北に在るを内國島と名け、南に在るを外國島と稱す。

國島(北)

羅老島



國島の
落及戸口部

第四章 全羅道(南道) 第十四節 梁山郡 蓬萊面 國島

| 鎮 | 島 國 内 | | | | | | | 里 名 |
|----|-------|------|----|----|-----|-----|----|-----|
| | 新 九 | 小計六里 | 細草 | 寺洞 | 少榮 | 鳳南 | 徳興 | |
| 二 | 二 | 一〇五 | 八 | 一七 | 二六 | 三五 | 一八 | 二 |
| 四 | 八〇 | 四五〇 | 三 | 五一 | 一五四 | 二二五 | 三八 | 四 |
| 九 | 一七 | 九〇 | 八 | 一六 | 三 | 三 | 一七 | 四 |
| 一 | 一 | 七 | | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 |
| 一 | 三 | 七 | | | 二 | 一 | | 四 |
| 二 | 一 | 五 | | | 二 | | | 三 |
| 〇 | 九〇 | 二五七 | 二〇 | 二 | 〇 | 三〇 | 五六 | 二〇 |
| 六八 | 一三〇 | 五六 | 七 | 七 | 六 | 八 | 二〇 | 八七 |

其一名を羅老島といふは俗稱なり、又一に瀛洲と書す蓋し古號なり、日本漁夫は北山と通稱し、國島羅老島の名却て彼等間に知られず。二島面積部落、戸口其他を表示すれば大凡左の如し。

| 外 | 内 | 外 | 島 | 合計 |
|-----|----|----|------|------|
| 曳下里 | 洞 | 草里 | 小計五里 | 計十一里 |
| 二四 | 二二 | 二九 | 九八 | 二〇三 |
| 九六 | 六二 | 二〇 | 三九八 | 八四八 |
| 二二 | 三 | 二六 | 八七 | 一七七 |
| 一 | 一 | 三 | 七 | 一四 |
| 一 | 一 | 一 | 四 | 二 |
| 八二 | 六五 | 五〇 | 二九七 | 八 |
| 九 | 七 | 五 | 四三 | 五五四 |
| 九 | 六 | 五 | 四三 | 九四二 |

内外二島間に於ける海峡は水深三尋以上七尋にして小蒸汽船を通ずるに足る。日本漁夫は此を北山の瀬戸と呼ぶ。南北兩岸共に屈曲に富むと雖も大概干潟灣にして繫船上適地少なし。前示部落中此瀬戸に臨めるは鳳南少榮(内國島新九)に在り。中央に在り(稗)の三里なり。然れども繫船稍可なるは少榮里の一あるのみ。日本人居住して盛んに干蝦製造に従事するものあり。隨て日韓漁船の輻輳多し。

外國島の北東端一小凹あり養浦(一に給浦)といふ。浦は等しく干潟にして浦内魚箭を建設せるか故に漁船尙ほ且つ深く入り難しと雖も其北東角の内方は稍水深を有して四方大抵の風は凌ぐを得へし。而も外海に近くして出入に便なると。潮流岬角に衝突して海水渦流を爲し巡環止むなきときは活洲母船の根據に適するか

國島の泊地

少榮里

外國島養浦

國島に於ける其他の泊地

故に毎年鱧及鱒の春漁季に入れば日本活洲母船の集合するもの三十隻内外を數へ釜山水産株式會社も亦其出張所を置き所屬船を派して捕魚の買入及輸送に力めり。隨て漁船及其曳船等の出入する者一百四五十隻の多きに達す。されは是に伴ふて雜貨店、飲食店等臨時開店せられて甚た盛況を呈する事幾んど例年に及へり。此瀬戸内以外の沿岸も亦外國島の東南側を除くの外は屈曲に富みて灣入多し。其著しきもの内國島の東側に二あり、これを防築浦(奥に楊花)古浦(奥に德興)とし、外國島の南西側に一あり、これを内洞浦(灣口の西北側に内洞)と名く、これに次く灣入は内外二島の西側に各一、其内國島に於けるを白秋浦(灣口の北側に寺洞)外國島に於けるを驛浦と稱す。口一にして内方二支に分る。南支を大驛、北支を小驛と呼ぶ。(灣口北岸に鎮基、奥に酒里)是等諸灣中稍水深を有するは唯た防築浦の一にして他は皆干潟灣に屬すれども而も漁船の避泊に支へなし。防築浦は灣入深く水深一尋以上にして繫船便に且つ其沿岸は蛤を産すること甚た多く餌料供給地として著名なり。其他は特筆すべき價值を有するものなく。最後の驛浦は日本岡山縣漁民の移住地として稍知らる。驛浦の南方に一小浦あり茂求味といふ。全島中日本漁民

の最も古く居を定めし處なり、其位置は漁場に近くして出入便なれば日韓漁船の輻輳するもの多し。

土地は二島共に山岳連亘して峻阻なれば平地狭く、隨て耕地面積は前表示せしか、如く甚た小なり、而も環海水産に富み、其利無慮算なきに拘はらず、住民は概ね農を以て生業の本と爲し、漁を主とするもの多からず、農産の主なるものは粟、稗、麥、大豆、米、綿花、苧麻等なりと雖も、孰れも其産多からず、故に農家の副業として牧、牛、盛んに行はれ一家多きは四十餘頭を飼養するものあり、農家牧、牛を以て副業とせるは本郡諸島に於て屢、見る所なり、而して本島の如きは就中一盛地として擧ぐへさものに係れり。

耕地賣買價格は上、中、下に依りて相違あるも、普通大概一斗落十三、四貫文なり、若し買手日本人なるときは一、二割方不廉なるを免かれず。

全島山岳連亘すれども山林の見るへさものなし、然れども雜木所々に茂りて薪材に缺乏ならず、飲料水は各地共に潤澤にして質良好なり。

交通は沿岸回航汽船の寄航するあり、而も南海航路の要衝に位せると同時に普

通帆船又は漁船の寄航するもの頻々たれば頗る便なり、内外二島の交通は瀬戸内西端の最も狭き所に渡船場あり臥橋と名く、西口は泗洋島及艾島を以て蔽はるるか故に、波靜かにして渡津甚た安全なり、大陸興陽郡との交通は内國島の北端、東萊渡より其浦頭面に屬する鎮串に渡る、其間約半湮、北方に梧桐島、南方に吹島横はり兩々相對して水道を保障す、故に渡船甚た安全なり。

通信は郡邑突山より月三、四回集配せらるるの外、近頃少榮里岡崎合資會社出張所に郵便受取所を置かれ、興陽邑と連絡して每一週乃至十日に一回、木浦及釜山に遞送するあり。

近海水産物の主なるものは鱧、鱒、小鰈なり、鱧、鱒の漁場は東沿岸を距る四湮沖合水深七尋内外の處、鰈の漁場は東西兩沿岸水深四尋乃至六尋潮流急なる所なり、但し春季は東岸、秋季は西岸を宜しとす、漁期は何れも春秋二季なれども、鱒は春期を主とし、陰曆四月中旬より六月中旬までを盛漁期とす、▲漁具は鱧は延繩、鱒は流網、鰈は邦人主として弓船を使用すれども、日本人は漕網、鮫鱓網を使用す、但し漕網を使用するは岡山、廣島、香川等の出漁者とし、鮫鱓網を使用するは福岡、熊本、長崎、佐賀

等の出漁者とす、其他石首魚、大刀魚、鱧、黑鯛等は魚箭又は一本釣にて漁獲し、鰕は魚箭にて雜魚と混獲するものも亦少なからず。

國島に於ける日本人漁業

日本人の居住者は之れを突山邑駐在警察官の最近調査に依るに全島(國内外)を通じて十九戸、七十一人あり、職業別左の如し。

| 職業 | 戸數 | 人口 | | 計 | 出身地別 |
|------|----|----|----|----|----------------------------|
| | | 男 | 女 | | |
| 漁業 | 八 | 三三 | 二三 | 五五 | 岡山縣 |
| 漁具商 | 一 | 三 | 一 | 四 | 同 |
| 雜貨商 | 七 | 二二 | 二 | 二三 | 岡山縣三月、十人、大阪府三月、十人、山口縣一月、二人 |
| 貿易商 | 一 | 三 | 一 | 四 | 島根縣 |
| 大工職 | 一 | 二 | 三 | 五 | 和歌山縣 |
| 菓子製造 | 一 | 一 | 一 | 二 | 大阪府 |
| 計 | 一九 | 四三 | 二九 | 七二 | |

此の如くにして其居住者の主なるものは少、榮里に於ける岡崎合資會社の出張

所茂、求味に於ける桐岡合資會社の出張所、大驛浦に於ける岡山縣移住漁民等なりとす、岡崎、桐岡兩合資會社は共に其本社を岡山縣に有し、又其創立も等しく明治三十八年(光武九年)四月に係り、其資本金は前者三萬圓、後者二萬圓にして、此地に出張所を定設するに至りしは共に創立當時に係ると雖も、來歴は後者最も古くして其前身は日本明治二十七年(先帝の三)小野某の創始せるものに係れり、二社共に日韓漁船に仕込して小鰕を買收し、盛んに干鰕製造に従事せり、其製造高は年に依りて不同あるも一昨隆熙元年春秋二季に於ける岡崎合資會社の製造高は二十三萬六千七百五十斤にして、販賣地を神戸とし、百斤二十五圓替へ、總賣上五萬六千六百八十七圓餘、尙ほ此他に雜魚の賣上一千五百圓内外に及ひしと云ふ、桐岡合資會社の製造高は精細を缺く、然れども是れ亦毎年春秋二季を通して二十萬斤を下らずといふ、仕込金は本邦漁船一隻に對し、一漁季二十五圓乃至三十圓にして、日本漁船一隻に對しては三十圓乃至五十圓なり、而して其漁獲物引取值段は漁場渡し百斤二十錢の相場なりとす、但し本邦漁船に在りては「ケンチ」を韓錢百文の割合として引取る、「ケンチ」は一貫八百文許にして、韓錢は相場の高下あれども、其百文は大抵

二十三錢位の見當なりといふ。

大驛浦に於ける岡山縣漁民は去る隆熙元年五月(日本明治四十年)始めて移住經營に著手したるものにして其漁民家族を合せて七戸二十名あり。

島内日本人の定住者は前示の如しと雖も春季鱧及鱒の盛漁期に至れば養浦(國東端の北)又は茂求味(同島の西端)に臨時假小舎を營み、雜貨を商ふもの、飲食店又は料理店を營むもの、軒檐櫛比して頗る盛況を極む、就中養浦最も盛んなり、昨隆熙二年の事實として突山駐在警察官の調査する所に依れば、雜貨店二戸、料理店十四戸、飲食店二戸計十八戸にして、人員二百二十人を算し、而して其大半は婦女に係り、而も醜業を營むもの一百四十三人に達したりといふ、風俗上の問題は姑らく別として、此の如き事實を現出するは近海漁業の有望なるを證して餘れり。

泗洋島(세양도) 艾島(아이도) 共に内外國島間海峡の西口外に沿へり、泗洋島大にして北に位し、艾島小にして南方に位す、艾島は遠望佳、故に一に蓬萊島と稱し、面名をこれに取れるは前既に一言したる如し、二島の戸數其他を表示すれば左の如し。

盛漁季に於ける養浦

泗洋島 艾島

| 島名 | 戸數 | 人口 | 農業 | 商業 | 漁業 | 漁船 | 畑 |
|-----|-----|-----|----|----|-----|----|------|
| 泗洋島 | 二三戸 | 八二口 | 四戸 | 二戸 | 二六戸 | 七隻 | 二〇〇斗 |
| 艾島 | 一七 | 五 | 三 | 二 | 三 | 二〇 | 七〇 |
| 計 | 三九 | 二三四 | 七 | 四 | 二八 | 二七 | 一九〇 |

此の如くにして住民は漁を主とすれども亦能く農耕に力む、水産物及漁業の狀態等國島に於て記せるか如く兩島亦年々日本漁夫の來漁多し。

芝吾島(지아도) 海圖之五里島と記せるものにして、興陽郡道化面に屬する丹粧里を距る南方三百間餘、國島の西端茂求味を距る西方約七哩半に在り、島は周回一里許、其北東に可暮島、鹽島、浮ひ、北西に竹島、横はる、北方に一灣あり、水深四、五尋、底質沙泥保障を有して、大小船舶の碇繫に適し、風泊安全なり、島内概ね峻嶮にして平地少なしと雖も、住民克く開拓に力め、米、麥、粟、大豆等多少の産あり、然れども素より量少なく、唯僅に需用の一半を充たすに過ぎざるなり。

芝吾里

芝吾島の概況

芝吾島

部落は北灣に沿ふて唯た一あるのみ、島名と等しく芝吾里といふ、戸數七十四戸、

人口三百五十一人あり、農を以て生計の基礎と爲せるは他の諸島に異ならずと雖も、本島は耕地狭く、農産少なく、他に副業を営むなきを以て、其生計海産の利に依るもの多きに居れり、漁戸三十戸、漁船十七隻を有す、此他に魚類沖買を業とするもの二隻あり。

芝吾島の交通

交通は位置南海沿岸航路(特に突山、汝自灣等より折歸島)の衝に占むるか故に普通帆船及日韓漁船の寄航するもの多く多少の便あり、興陽邑に至る海陸五里、郡邑突山に至る二十三裡餘、釜山に至る約一百二十裡、木浦に至る四十二裡許とす。

芝吾島の漁情

水産物は大刀魚、石首魚、鱧、真鰈、白鰈、鰈、海鰻、赤魚、鯛、黒鯛、白魚、鮑等にして、漁場は島の四圍なりとす、但し鰈、石首魚は本島と示山島の間なる海圖に所謂居金水道中潮流急にして海深六尋内外沙泥底の所殊に漁獲多し。

本島未だ日本漁民の定住なしと雖も島の西面なる高地を撰み岡山縣の漁民森谷某小舎を營み、毎年渡來して干鰈製造に従事せり、日韓漁民に仕込みを爲し、其漁獲物を蒐集すること、國島居住の同業者と異ならず、其他春秋二季出漁者の來漁多し、▲其漁獲の主なるものは鱧、鰈、鰈、赤魚、海鰻等にして、▲鱧は三月より八月迄、▲鰈は

示山島の

は三月より九月迄、▲鱧は四月より七月迄、▲赤魚は五月より七月迄、▲海鰻は十月より十一月迄とし、▲赤魚は一本釣、▲鱧、海鰻は延繩、▲鱧は多く空釣、延繩、▲鰈は漕網を普通とし、近來鮫鱈網を用ふるもの多し。

示山里

示山島(示山)又矢山島(示山)といふ、芝吾島の南西に浮へる稍大なる一島にして、南北一里餘、東西廣さ處二十八、九町、周回四里に達す、北側に一灣あり、水深は六尋内外に及び沙泥底にして灣口に二小島浮ひ四方保障を有して碇繫便なり、此に部落あり示山里といふ、戸數四十三戸、人口一百三十二人あり、本里の背後に當り一峯高く聳ゆるもの之れを大寶山と名く、海拔一千尺に足らざるも、獨峯にして山頂に松樹茂生し山姿秀麗、此邊航路の目標と爲す、此山の麓は緩斜にして青草能く茂り、牧場に適地なり、故に牧牛稍盛んに行はれ、一戸多きは七八頭を畜ふものあり、(總未詳なるも百に達するもの一頭十五六貫文乃至二十貫文なりといふ)牛は本島物産の主なるものにして、之れに次けるを大豆とす。

示山島の牧牛

示山島の漁情

水産の主なるものは鯛、鰈、鰈、石首魚、大刀魚なり、其棲息饒多なりと雖も島民は僅に一本釣を營むに止まりて漁業見るべきものなし、日本出漁船の本島近海に來る

ものは鯛繩船にして例年夏季の頃(六、七、八)なり、其數二十隻許あり、彼等は重に本島東南三湮の沖合を涉漁す(漁獲物は鹽切す)又昨年夏季中本島の東端二湮の沖合に於て鮫鱈網を用ひ試漁せしものありしか石首魚、大刀魚、牛舌魚、鮫、鱈等を多獲したりと云ふ。

錦山面

錦山面の境域

興陽半島の南西端に浮へる一大島なる折金島及其四圍に附屬せる小鹿、五馬、粉梅、兄弟、蓮洪の諸島を併せて本面を成す。

折金島(宮島)

折金島(宮島)海圖に之れを居、金島と記す、興陽半島の南西、古邑及道陽二面の前に横はり東西三里餘、南北二里餘にして周回十里餘、山岳崗丘起伏連互して樹木繁茂し遠望佳、故に日本漁夫は本島を宮島と稱す、蓋し元と廣島地方の漁夫に依て名けられしものか、島内部落十一あり戸口其他左の如し。

| 里名 | 戸數 | 人口 | 漁船 | 里名 | 戸數 | 人口 | 漁船 |
|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 錦津 | 二七 | 九三 | 二 | 石橋 | 二四 | 二八 | 八 |
| 新村 | 四〇 | 一六三 | 〇 | 新平 | 一八 | 四五 | 〇 |
| 新興 | 一四 | 六四 | 〇 | 眞庄 | 一四 | 四〇 | 〇 |
| 梧桐 | 三三 | 一三〇 | 三 | 於田 | 五七 | 一五二 | 二 |
| 洞井 | 一五 | 三八 | 〇 | 大網 | 三〇 | 八七 | 〇 |
| 明川 | 不詳 | | | 水鳴 | 不詳 | | |

折金島の部落及戸口

| | | | | | | | |
|----|----|-----|---|----|----|-----|---|
| 錦津 | 二七 | 九三 | 二 | 石橋 | 二四 | 二八 | 八 |
| 新村 | 四〇 | 一六三 | 〇 | 新平 | 一八 | 四五 | 〇 |
| 新興 | 一四 | 六四 | 〇 | 眞庄 | 一四 | 四〇 | 〇 |
| 梧桐 | 三三 | 一三〇 | 三 | 於田 | 五七 | 一五二 | 二 |
| 洞井 | 一五 | 三八 | 〇 | 大網 | 三〇 | 八七 | 〇 |
| 明川 | 不詳 | | | 水鳴 | 不詳 | | |

折金島の漁情

島民多くは農業を以て生を營み、漁業盛んならず、農産は麥、粟、大豆、苧麻等を主とし、海産は石首魚、大刀魚、鮫、鰻、海蘿、海苔、和布等主要にして、就中採藻に利するもの多し、採藻は▲海苔陰曆正月より三月迄▲和布三月頃▲海蘿四、五月の頃なりとす▲附近一帶赤魚、鰻の好漁場にして日韓漁船の出漁者を見る。

其他小鹿島には二十七戸、六十八人、五馬島には二十戸、七十人あり、尙ほ他の屬島にも亦住民ありと雖も統計を缺く、何れも半農半漁にして漁業は皆採藻を主とし特筆するの價值を有せず。

小鹿島、五馬島

三山面

三山面の
所屬島嶼

本郡中最も遠く洋中に位せる諸島より成る、屬島中面積大にして且つ名あるものを三島(海圖に巨文と記さる)とす、其前に三峰嶼、浮ふ、故に面名をこれに取る、其他の所屬島嶼中主要なるものを列記すれば草島(示山島の南方に在り)、巽竹(海圖に損竹と記す)、巨文島(海圖に距伊島と記す)、平島(巨文島の南方に在り)、盈萬島(海圖に赤萬島と記す)、方六(其中間に在り)、三峰嶼(海圖に三夫島と記す)、三島(島の東方沖合に在り)、海圖小頭(中結嶼、龍嶼、座嶼の北面に在り)等なり、而して此等以下の小嶼に至りては其數多く列擧するの煩に堪へず。

巽竹島

巽竹島(全奇三)海圖に所謂損竹島にして東西約十八町、南北二十七町、周回二里許あり、中央に聳ゆる損竹峰は海拔五百尺餘に過ぎされども傾斜急にして沿岸も亦これに伴ひ附近に岩礁多し、島の北側に一小灣あり南に彎入すること七、八町餘、幅三町許の小灣に過ぎされども水深三尋許、沙泥底にして繫船便なり、潮流は沿岸に在りては干満共に略は南北に通すれども南方二三哩の沖合に至れば漸次東西に

巽竹島の
概況

轉す。

部落は前記の灣奥に在り、戸口は六十三戸、二百五十八人にして能く農耕に力む、然れども土地狹隘にして僅に麥、粟を産するのみ、故に其多くは漁を以て生を營めり、飲料水良好にして供給に餘あり、生活物資は興陽郡の南浦又は錦山面に屬する小鹿島、又は本面に屬する三島の商船によりて供給せられ海藻又は干魚類と現物交換を爲せり。

巽竹島の
漁情

沿海に於ける水産物の主なるものは鯛、鱧、赤魚、鱈、鱈、鱈、目張、小鱈、石首魚、和布、天草、海苔、海蘿等にして其漁採物の主なるものは石首魚、目張、小鱈、鱈、海藻類等なり、漁具は流網又は一本釣行はる、流網は全島通して六統あり、毎年四月上旬より九月下旬に至る間、夕刻五時頃より陸を距ること五、六町の沖合に到り海底暗礁ある附近又は沿岸出入暗礁多くして潮流緩なる所を撰み配下す、一本釣も亦多くは同時季とす、而して漁獲物は大概干製して放賣す、價格は干製石首魚二十文、鱈六十文内外なりとす、其産額は詳らかならずと雖も海藻類の生産は一年四百貫許に上るといふ。

日本漁民の定住者なしと雖も鯨及鯛の盛漁季に入れば來漁者多く漁季間本島に根據するものも亦少なからず。

三島(巨文島)海圖に巨文島と記せるものにして西島東島及古島の三島接近して浮ひ遠く望めは一島の如し故に之れを總稱して三島といふ三島中西島最も大なり、東西一里に足らざるも南北一里二十三町に達す次に東島稍面積を有して東西南北各約一里に及び古島小にして周回十餘町に過ぎず本島附近には多數の島嶼散在すと雖も本島は其形状の大なると排列位置の特異なるとに依りて遠望之れを識別すること容易なり各島共に樹木能く茂り風光愛すへし三島間の内海は廣くして水深九尋乃至十五尋に及び大艦巨舶集泊し得へし此は所謂ハミルトン港にして會て英國艦隊の占據せし處なり位置は東西航路の要衝に占めて錨地も亦此の如し其軍事上の價値に至りては世既に之れを認めり港門北方に一南方に二あり其北方に於けるものは水深淺くして輕吃水の船にあらされは通し難しと雖も南方に於けるものは二者共に水深を有し殊に東に向つて開口せるもの即ち東島及古島間の水路は其幅廣くして水深五尋以上八九尋に及ぶこれを巨船の通路と

三島の泊地

三島(巨文島)

爲す西島の南端沙堆を以て僅に連続せる一小嶼あり別嶼と名く中に一峯聳ふるもの海拔六百三十七呎海圖之れを後水越山と記す其南側に燈臺あり日露戰役當時日本大本營の建造せしものにして既に第一輯に於て詳記したる處に係ると雖も其要を再録せば燈火の高さは海面上二百二十呎にして光力は六萬七千燭光閃光は紅白閃光達は二十二連なり戰時の賜として航海者に益する多大なるものあり別嶼の北方東西兩島間の南方に介在するものは即ち古島にして一に倭島と名く英艦は之れをオペルウェーと稱したり其西端に於ける小灣は前面西島に依て屏障せらるゝのみならず尙ほ保障を有して幾んど天然の「ドック」を爲せり此は英艦占據當時艦船修理所に使用せし處にして當時の遺物たる一小波止場の存在するものあり今は日本人此島に居住して此波止場を利用し小船の繫留に便するもの少なからず。

日本水路部刊行の朝鮮近海水路誌は本港に於ける潮汐及氣象を説くこと懇切なり左に之れを摘録すへし。

潮ハハミルトン港ニ於テハ朔望高潮九時十五分ナリ大潮升約十呎小潮升

三島に於ける潮汐

第四章 全羅道 (南道) 第十四節 突山郡 三山面 三島

七呎ニシテ潮升ハ風向ニ因テ増減シ、偏南風時ニハ偏北風ノ時ヨリモ二呎或ハ三呎高シ、又漲潮流ハ北方ニ、落潮流ハ南方ニ流走シ、北口ニテハ其速度強シ。氣象及風向ハ冬季中偏北風流行シ、年初ノ三箇月ハ空氣稍乾燥スレトモ夏季ハ主ニ偏南又ハ偏東風吹キテ多量ノ雨ヲ來ス、颶風ハ七月ヨリ九月ニ至ル間襲來スルコトアリ、而シテ若シ南東ノ間ヨリ來ル時ハ港口浪高ク巨濤港内ニ侵入シ之レカ爲メ錨泊船ハ徐々ニ汽力ヲ用ヒテ錨鎖ノ緊張ヲ防カサルヘカラス、暴風ハ夏季ヨリモ冬季ニ多シ、霧ハ通常三月ニ發生シ、六、七月ニ至リテ最モ多次トナル。

部落は東、西二島に各二あり、戸口は之れを最近調査に依るに各里通して五百十三戸、二千二百二十九人なり、漁を主として生を營む、各里孰れも薪材豊かに飲料水も亦潤澤にして共に需要に餘れり、日語を解するもの少なからず、又た英語を語るものあり。

日本人は都て古島に居住す、其人口隆熙三年六月末現在百三十内外なり、多くは漁業者若くは漁業關係者にして既に日本人會を組織して自治を圖れり。

交通は釜山汽船會社の宗信丸、蛭子丸、月四、五回寄航するあり、又木浦濟州間を往來するもの其他帆船の寄航するもの少なからざれば其住民絶海に在りと雖も甚しき不便を感せず、本島各要地間の距離大凡左の如し。

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 釜山 | 約百二十哩 | 突山 | 約四十三哩 |
| 馬山 | 同百十哩 | 濟州島牛島 | 同四十哩 |
| 統營 | 同八十哩 | 木浦 | 同八十五哩 |

通信は古島に郵便所ありて郵便の外に電信をも取扱ふ、されは近海に出漁せる日本漁夫等通信の爲め態と本島に寄港するもの少なからず、蓋し是れ亦日露戰役の賜たらずんばあらざるなり。

陸産物は麥、粟、稗を主とし、麥は全島を通して五百石許を産すれども素より島民の需用に足らず、故に糧米は之れを青山島及興陽地方に、麥は之れを突山其他に仰くを常とす。

海産物は位置暖流の影響を受くる多きを以て甚だ豊富なり、然れども島民漁採物の主要なるものは大刀魚、鱒、鱒、鰻、鯛及海藻、鮑等なりとす、而して其一年に於け

る漁獲高は統計を缺く然れども全島を通して漁戸一百十九戸、四百三十六人にして(以上郡の報)大敷二統、引網十二統、焚入網九統、建網三統、繩船六隻、一本釣二十隻内外を(以上調査)有せるか故に島民生計の大部分は水産の利に依れるや蓋し想像に餘れるなり。

三島居住
日本人の
漁業

居住日本人の漁業は木村某なるもの大敷二箇所、漁船十餘隻、運搬帆船二隻(二隻)を有して従業せると、釜山水産株式會社の經營に係る大敷二箇所、坪網數箇所との外には未だ特筆に値ひすへきものあらず、後者は昨隆熙二年其經營に著手せしものにして其年八千圓以上の漁獲を爲したり、本年は更に數棟の小舎を建築し二十噸許の石油發動機船を備へて漁獲物を其本據に輸送すへき計畫なりといふ、其他本島には今回漁業法發布と共に大敷、鯽建網、瓢網、坪網、鯉焚寄の出願甚だ多し、されは將來一入の發展を見るに至るや蓋し疑を容るゝの餘地なけん、而して其近海に於ける出漁者の漁業に至りては鱒流、鯛繩、蟻繩、鯖、烏賊一本釣等なり、例年春秋二季來漁者甚だ多くして盛漁期に入れば集合の漁船百隻に上り、一隻の水揚三百圓を下らすといふ、以て本島附近漁業の多望なるを知るへきなり。

莞島郡

興陽郡

得粮面

金堂面

平日面

生日面

長興郡

助藥面

青山面

薪智面

古今面

茅島面

康津郡

郡内面

郡外面

東面

東面

西面

海南郡

西面

甫吉面

務島面

魚佛面

馬路面

智島郡

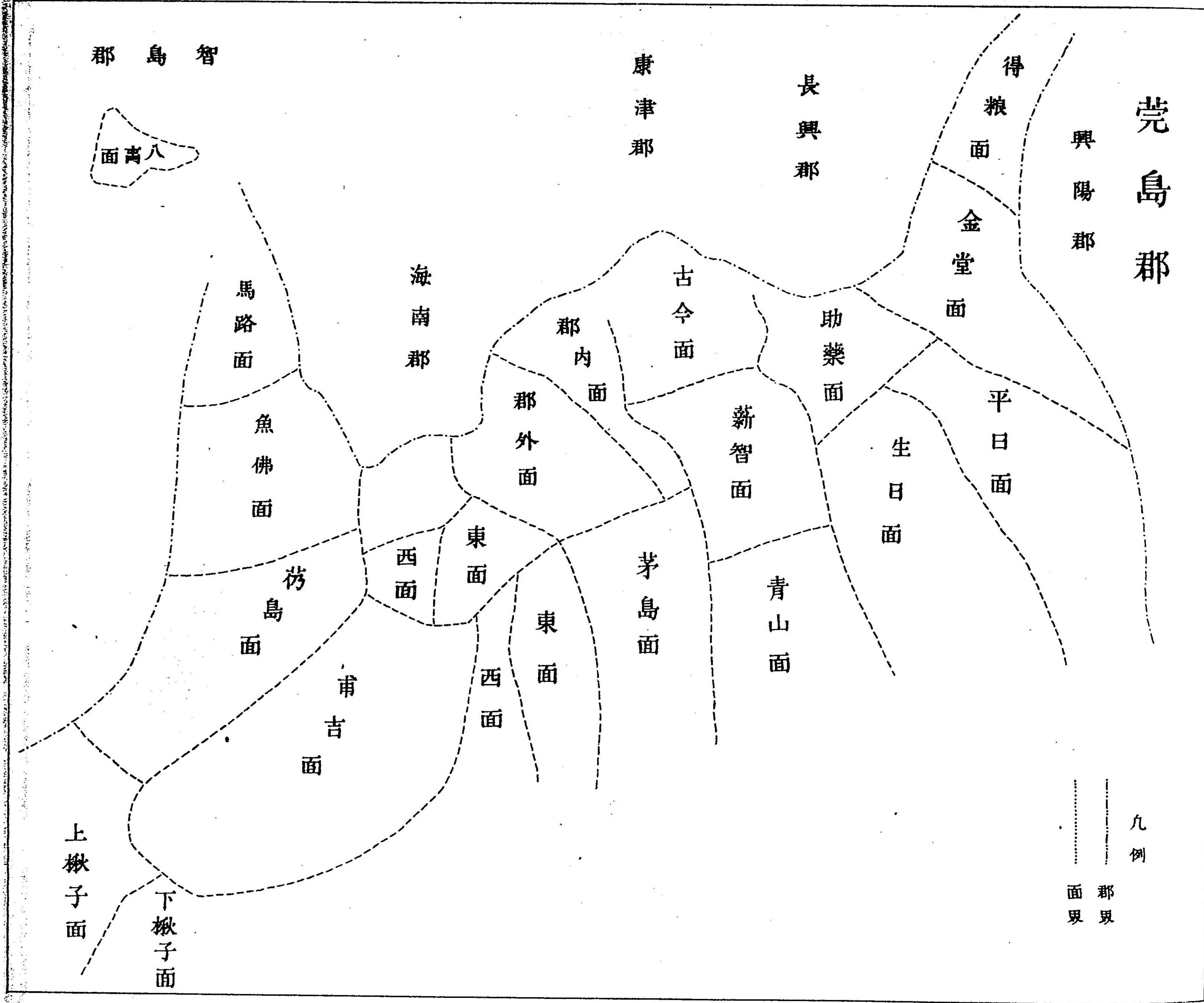
八高面

上楸子面

下楸子面

凡例

郡界
面界



第十五節 莞島郡

本邦島郡の一にして海南角の東方に浮へる莞島及其四圍に星羅碁布せる諸島を併せ成る、試に前例に依りて其境域線を劃すれば莞島の北端を起點として馬島海に浮へる諸島を入れ、康津灣口を過ぎて馬島水道を通し、長興郡の沿岸を北上して得狼灣に侵入し、寶城郡の前面に横はれる得狼島を容れて南下し、興陽郡道陽面及突山郡に屬する小鹿島、折金島(金島に居)の西方即ち海圖に所謂金堂水道を通して稍、東偏し、海圖にビール群島と記せる諸島、中圓島及爾山島を容れて(同群島中の最)山郡(上)南西に轉し、餘瑞島、楸子島の南方を通過して其沖合に浮へる小島嶼を包括し、此より北上して海南角の南西に散在せる海圖に云ふ長群島及外毛群島の西方を過ぎ海南珍島間の馬路海に入りて馬路島を包み、轉して海南郡の沿岸を一週し、其附近に浮へる諸島を悉く圏内に容れて起線に合す、されは其境域線の長大なる島嶼の無數なる突山郡と伯仲し、而も本郡屬島には大島多くして其總面積は約二

十六方里餘に達し遙に突山郡を凌駕せり。

屬島中大なるものは莞島の東方に位する古今、薪智、助藥、金塘、金堂、平日、山日の諸島、東南方に位する青山島、南方に位する所安、露兒、甫吉の三島等にして尙ほ此他に前示境域線の圏外に入禽島あり(八禽島は元々羅州郡に屬せしもの智島郡新設の間在り)此等諸島に亞きて面積あるものは楸子島(所安島の西南、横看島(露兒島の南)に在り)大茅島(所安島及青山島)龍門島(安島の南方に在り)枋島(甫吉島の北)等なり、其他屬島中稍名あるものを合算すれば其數六十有餘にしてこれに無人の小嶼を加へなは無慮百を超ゆへし。

郡内戸口は九千六百四十三戸、三萬九千四百四十九人なり、隣郡珍島郡に比して少なく突山郡に較へて多し。

行政區劃は渾て二十三面なり、各島大なるは之れを一面若くは二面となし、小なるは數島を合せて一面となせり、左の如し。

- 郡内面 莞島一半 古今農面 古今島一半 得狼面 得狼島一圓
- 郡外面 莞島一半及附近諸島 助藥面 助藥島一圓 金塘面 金塘島一圓

屬島

戸口

區劃

長直路

所安港

楸子島

- 古今南面 古今島一半 薪智面 薪智島一圓 平日面 平日島及附近諸島
- 生日面 生日島及附近諸島 露兒東面 露兒島一半 楸子下面 下楸子島
- 青山面 青山島及附近諸島 露兒西面 同 魚佛面 於佛島及附近諸島
- 茅島面 茅島及附近諸島 甫吉面 甫吉島一圓 馬路面 馬路島及附近諸島
- 所安東面 所安島一半 枋島面 枋島及附近諸島 八禽面 八禽島一圓
- 所安西面 同 楸子上面 上楸子島

錨地の著名なるものに長直路、所安の二港あり、前者は古今、助藥、薪智の三島に依つて構成せらるゝ海峡なり、其廣濶なる水深き、突山郡に屬する三島内海(ハミルトン港)の比にあらすと雖も而も附近の大陸は山地多くして物産に富まず、位置も亦汽船航路を距ること遠きか故に錨地良好なりと雖も利用少なく唯た歴史上名あるに止まれり(甲午日清戰役當時日本艦隊の策源地たりし)、後者は露兒、所安、甫吉の三島に依りて成る内海なり、前者に比すれば遙に狭く、且つ錨地良好ならずと雖も南西沿海汽船航路の衝に位せるを以て避港としての價値を有す、其他に小船泊地の名あるものに楸子島あり、木浦、濟州島間航路の中間に位して重要な寄港地たるのみならず而も本

島は鯷、鯖、烏賊等の好漁場なれば春夏の交日韓漁船の輻湊するもの多く、其盛んなること三島に較へて遜色を見ず。

交通及通信

各島中汽船の寄航あるを莞島、所安島、楸子島とす、莞島は釜山を起點とする地廻線、所安島は同沖廻線、楸子島は木浦を起點とする濟州線の寄航地なりとす、通信は莞島邑下に郵便所ありて海南邑と連絡す、同邑に至る差立便は一月十回即ち毎三日目にして郵便線路は邑下より陸行北西なる院洞に至り、同所より海南郡南倉に渡航し、同邑下に至る十一里なり、各島に於ける集配は一箇月五回の規定なれども風波等の故障を免かれされは一定ならず。

漁情

日本人の居住せるは莞島邑下及所安島、港門島、楸子島の四島なり、然れども春夏漁季に入れば各島共に其漁船の寄航するもの少なからず、殊に山日島には數年前より小舎を構へて鮑其他の罐詰を業とし例年一定の期間居住するものあり。

郡の全域都て島嶼に係ると雖も住民の大部分は農を業とし(主要農産物は麥、粟、大豆にして米産少)入を待てり、(輪)漁に依りて生を營めるものは多からず、郡の報告に従へば各島通して漁民七百二十四戸、二千八百餘人を算し、而して其漁採物の主要なるものを鯷

郡内、郡外面の境

鯖、鱒、石首魚、大刀魚、鱈、鯨、鯛、鰻、鮑、海鼠、天草、海蘿、海苔、和布等とし一年の産大凡壹萬八千五百餘圓なりといふ、素より見込高に過ぎされども甚た寡少に失せるを覺ゆ、主要漁村の概況は各島に就て順次敘述すへしと雖も茲に特筆大書を要するは余瑞島なり、同島近海海産に富まざるにはあらずと雖も例年鱈漁を目的として遠く西岸於青島近海に出漁するもの多く其漁業の盛んなること本邦全岸中屈指のものに數ふへし。

郡内面 郡外面

莞島を分ちて郡内、郡外の二面となし且つ其附近に浮へる小島を分屬せしむ、乃ち郡内面は莞島の北東一半にして其北東馬島海に浮へる諸島を管し、郡外面は其西南一半にして西南方海南角に至る間に浮へる大小花島、白日島、生日島其他の小島を領す、左に一括して概要を敘述せん。

莞島(완도)本郡第一の大島にして面積大約五方里餘、地勢は北方に於ける一部を除くの外は山岳丘陵連亘して其最高を二千一百二十六呎とし森林鬱蒼たるを以

莞島

沿岸

て著名なり、此森林は皇室に屬するものにして立木地積方三里に亙り八道の沿岸稀に見るものに係り甚た珍とする所なり。
沿岸は南端に於て多小の屈曲を見るに止まり他は概ね直線を爲し且つ干潟廣延して適當の繫船地なし、南岸に一灣あり富興浦と名く、本島最大灣に係ると雖も干潟灣にして繫船の便を有せず。

莞島邑

郡邑は島の南東端薪智島との海峡に面する小灣内に在り、元と鎮を置かれし地にして一に清海と呼ぶ蓋し古號なり、前面に一小島浮ぶこれを倭巖と稱す、往年日本人占據したるに依つて此名あり、島は樹木鬱蒼して風景掬すへし、灣内淺しと雖も此小島附近は水深三尋内外を有するを以て大抵の船繋ぐに支へなし、而も其前面一帶薪智島に依つて保障せらるるか故に風泊稍安全なり、邑下は戸數一百三十戸、郡衙の外に郵便所及財務署警察官駐在所あり、又普通學校、日語學校あり、日本商人の居住するものは僅に雜貨を商ふもの二あるのみ、此地より康津に至る海路十五哩、所安島の孟仙里に至る七哩、木浦に至る五十三哩とす。
全島耕地面積概測八百十六町歩と稱せしか即ち總面積の一割強に相當せり、多

耕地

莞島の水産物

海藻類

くは畑地にして水田少なく糧米は之れを輸入に待てり。
沿海水産に富めども住民は主として農を營み漁業振はず、然れども海藻類饒多にして其産多し、種類は海苔、海蘿、石花菜なり、而して其發芽期は概ね珍島に比し早きを覺ゆ、乃ち海蘿の發芽期は十月中旬若くは十一月上旬にして其採取期は翌年一月中旬より四月迄、海苔の發芽は九十月の交にして其採取期は十二月初旬より翌年二月下旬まで、石花菜の發芽期は調査未了なりと雖も其採取期は二月より六七月の間なりとす、▲産地は外海に面したる部分に多く殊に石場里、望里、正道里等産額大なり、▲品質は海蘿は柔軟にして珍島産に比し良好なれども海苔は不良なり、海苔は其製品を長一尺幅五、六寸とし、三十枚を以て一束と爲し、其相場走り物二十文位にして漸次下落し末物は七文位となる、此の末季の製品は色澤を失ひて香味共に宜しからず。

魚類に在りては石首魚、鰻等漁獲せらるれども其量多からず、漁場を外海一帯十、四、五尋の處とし、漁期を石首魚九、十、鰻は二、三月とす、鰻はつのは、小鰻にして一尺二三寸位のもの多く、餌料は鱒を用ひ、石首魚は干潟地又は岩礁間に棲息するいそめ

魚類

第四章 全羅道 (南道) 第十五節 莞島郡 古今面 古今島
を用ふ、春夏の交、日本漁夫の來漁するもの少なからず。

島内鹽業を營める地二箇所あり、一は郡邑の北方二里に於ける大也、所にして郡内面に屬し、一は富興浦の西方に於ける正道里にして共に鹽田面積大ならず、隨て一年の製産通して十萬斤に足らず、本島に於ける鹽業は薪材の供給不足ならざるを以て珍島に比して利潤多し。

古今面

古今島及其周圍の小島を合せて面となし、南面及農面の二に分たる、左に其概況を述へん。

古今島(古今島)莞島の東方に位する大島にして面積二方里餘あり、北方馬島水道を隔てて康津郡に屬する大口面に、東方助藥島に向ひ、南方長直路の東港を隔てて薪智島に對す。

島の東南部を除くの外は山岳綿亘すれども最高七百八十呎にして一帯に高からず、到る處に松柏雜木繁茂して且つ緩傾斜地に富み、開墾屈きて耕地割合に多

沿岸概して屈折少なく、東西南の三面に各一の灣入ありと雖も皆干潟灣なり、其南側に於けるもの最も深く凹入して殆んど島の半に達し、中央に添を通して小舟出入することを得へし、本島と助藥島との間、曲走する狹水道あり、長直路東港の中央より北方に分岐せるものにして水深七尋より八尋に達す、所々淺灘の横はるありと雖も而も水深三尋以上に達して大抵の汽船通過に支へなく、殊に本島の東南端、徳洞の前面は水深六尋乃至七尋を有して良好なる錨地たり。
島内部落二十八戸口は通して九百三十一戸、三千八百六十九人なり、内譯左の如し。

| 地名 | 戸數 | 人口 | 漁戸 | 地名 | 戸數 | 人口 | 漁戸 | 地名 | 戸數 | 人口 | 漁戸 |
|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 龍草里 | 二 | 四九 | 五 | 徳洞 | 六〇 | 二四八 | 二八 | 長中里 | 二〇 | 八二 | 一 |
| 桂洞 | 四〇 | 一八二 | 三 | 濶洞 | 二〇 | 八一 | 二 | 白雲洞 | 二〇 | 八六 | 一 |
| 橋洞 | 五〇 | 一八七 | 一 | 永富洞 | 三〇 | 二九 | 二 | 大坪里 | 四〇 | 一六二 | 一 |

| | | | | | | | |
|------|----|----|-----|----|-----|-----|------|
| 新場里 | 三〇 | 七 | 東村 | 〇 | 三六 | 農上里 | 六〇 |
| 駕九尾里 | 二四 | 六 | 青島 | 四〇 | 三三 | 中木里 | 四〇 |
| 袖子里 | 〇 | 八七 | 頂洞 | 〇 | 三三 | 道谷里 | 七〇 |
| 尺替里 | 〇 | 八三 | 長峙洞 | 五〇 | 一九二 | 獐項里 | 七 |
| 冬柏亭 | 〇 | 四 | 大谷洞 | 三 | 六九 | 乾川里 | 六〇 |
| 内洞 | 〇 | 八五 | 鳳岩洞 | 二〇 | 九六 | 合計 | 九三 |
| 細洞 | 四〇 | 二〇 | 上亭洞 | 七〇 | 三六六 | | 三八六九 |
| | | | | | | | 九〇 |

古今島の漁情

此の如くにして大概農民に係り漁は其副業たるに過ぎず、農家蠶を飼ふものあり、上記部落中最も水産に關係あるは東南端に於ける徳洞なりとす、其前面助薬島間との海峡は水深を有して繫錨良好なること前示の如く、而も小船岸に碇泊して安全なり、里人漁を専業とするもの二十八戸、漁獲物は石首魚、大刀魚、鱧、鱈、鱈等にして一本釣多く、又手繰網を使用す、島の四圍到る處漁場ならざるはなしと雖も、就中良好なるを南側一帯とす、又沿岸鯛の餌料として良好なる蝨及手長蛸の産多し、故に例年春夏の交其購入の爲め日本漁船の來るもの五十隻以上に及ふ、蛸は大

海苔養殖

小に依りて一尾一文より五文位を値せり、又此地海苔養殖を營む、附著宜しきも淡水缺乏の爲め發育可ならず、其製造に従事するもの二十一戸あり、毎戸干簀五、六百枚を有し、一期間の製造高三千四、五百枚乃至五千枚に上り、通して八萬三千枚に達す。

其他本面東側の深入灣内に在りては鹽田稍多く、開拓せられ一年の鹽製産大約二十四萬五千斤に上る。

助薬面

助薬島を以て面と爲す。

助薬島(五岬)は古今島の東にありて長直路東港北側の一部を爲せる一島なり、東方花島水道を隔てて平日及山日の二島に面し、北方長興郡の大興面に對し、南方新智島に面す、面積一方里餘あり。

沿岸一帯砂濱にして北側は出入多きも、東南岸は平調なり、西南側に一大干潟灣あり、其東南を草胡頭角といふ、新智島の下明地浦と相對す。

山脈は島の中央に蟠屈して北東より南西に走り最高一千三百〇七呎に達す、之れを望峰と稱し其形状平山脊に類す、其南西なる末端は則ち革胡頭角なりとす。島内部落十二戸口は通して四百十四戸、一千七百五十六人あり、内譯左の如し。

| 洞里別 | 戸數 | 人口 | 洞里別 | 戸數 | 人口 |
|-----|-----|------|------|----|-----|
| 得洞 | 六 | 二六二 | 天道里 | 三 | 二七 |
| 牛頭里 | 二 | 四三 | 曲加乃里 | 五 | 一九七 |
| 九城里 | 三 | 八七 | 新興里 | 三 | 一四三 |
| 加乃里 | 三 | 一四〇 | 宮上里 | 九 | 四三〇 |
| 合計 | 四一四 | 一七五六 | 堂木里 | 五 | 二五 |
| | | | 泉九味里 | 三 | 八三 |
| | | | 竹仙里 | 二 | 四三 |
| | | | 漁頭里 | 三 | 九〇 |

住民の生活は農を主とし漁業、採藻及製鹽の如きは大抵副業たるに過ぎざるなり、漁業の種類は魚箭、手繰網及一本釣にして主要漁獲物は石首魚、大刀魚、鱈、黒鯛、鯨、鰈等なり、魚箭は島内通して二十二座あり、其建設費は手先四十間のものにて三十貫文内外を要す、一座一年の收穫は構造の大、小又は場所に依りて一定ならざるも

助藥島に於ける部落の人口

助藥島の漁情

漁頭里

大概一百五、六十貫目に過ぎずといふ、鹽田は島の北側牛頭里其他にあり、其一年の製産大約四萬斤に及ぶ。前示部落中主要漁村に推すべきは漁頭里なるへし、本里は島の北側東端に斗出せる半島の内方に位して二十餘戸九十餘人あり、前面水淺しと雖も漁船の出入に支へなく繫船に便なる島内有數のものに係れり、春夏漁季に入れば漁船輻輳するもの多くして時々日本漁船も寄港す、漁業及漁獲物は前説する所に異ならず、此地に海苔養殖を爲すものあり、毎年陰曆八、九月の交、竹木を束ねて二列又は三列に建設し翌春二、三月の頃採取す、古今島の徳洞地先に於けると等しく附著可なるも發育十分ならず、海苔養殖場は土地と等しく慣行上個人の所有に歸し、一反歩の値段は長七寸、幅五寸にして一年の産生海苔八十貫許なりとす。

薪智面

薪智島を以て面と爲しこれに附近の小島を屬せしむ。

薪智島

薪智島(신지도)は古今助藥二島の南に位して東西に長く長直路の南側を爲す、面積二方里餘あり。

沿岸屈折に富む、島の東北端に斗出する一角の南北兩側には各灣入ありて頸地を形成す、北側なるを下明地浦と名け、泥底にして水深二尋半を有すれども低潮には干出す、南側なるを軍令浦と呼ぶ、東南に面して水深二尋乃至四尋に及び險崖錯出す。

長直路 東西二港に分たる東港は東西約六裡、南北一裡乃至二裡に達し時々風浪興ることあるも波濤湧起することなく潮流も亦急ならずして頗る安全なり、潮は朔望高潮九時五十七分、大潮昇十一呎半、小潮昇七呎半なり、西港は南北に長く約三裡半、東西一裡半に及びて、是れ亦繫泊安全なり。

島の中央部に聳ゆる一峯を東峯といふ、高さ七百三十二呎あり、東走して軍令浦の南角を爲し海に没す、これと對峙して西方に一峯あり、之れを西峯と名く、高さ一千一百二十五呎にして島中の最高點なり、此他には高岳なく一帯丘陵にして樹木克く茂り比較的緩傾斜地多し。

島内部落十二、六百十七戸、二千四百六十三人あり、内譯左の如し。

| 里 | 洞 | 戸數 | 人口 | 里 | 洞 | 戸數 | 人口 |
|-----|---|----|-----|-----|---|-----|-------|
| 東古里 | | 九七 | 四五〇 | 新基里 | | 三〇 | 八六 |
| 陽旨里 | | 四三 | 一三九 | 松谷里 | | 六〇 | 二一六 |
| 上里 | | 五〇 | 二〇二 | 新里 | | 一〇七 | 四三三 |
| 加仁里 | | 四〇 | 一五六 | 合計 | | 六二七 | 二、四六三 |
| 日復洞 | | 六〇 | 二〇〇 | 江獨里 | | 三〇 | 一八七 |

島民の大部分は農業に従事し、漁業見るべきものならず、前記部落中多少漁業に關係を有するを軍令浦内に於ける東古里とす、一本釣、手繰網行はれ、漁獲物に石首魚、大刀魚、鱧、鯪、鰕あり、此地薪水豊かにして且つ鱸を多産するが故に毎年五、六月の交に至れば日本漁船時々寄港し多きは十數隻に達することあり。

屬島中東岸に並列するを穿孔島、渴磨島、兄弟島とし、南東に在るを達乃島、牟黃島とす、皆一小島に係ると雖も、孰れも海藻克く著生して且つ磯付魚の棲息多し。

得狼面

得狼島

得狼島を以て面と爲す。

得狼島(トッケン)は得狼灣の中央に浮へる小島にして郡邑を距る約二十七哩、遠隔面の一なり、島は圓形に近くして東西、南北略は等しく共に十八町許に過ぎず、西北及東南に突角あり、西北角より東岸を過ぎ西南端に至る間は沙濱にして水淺し、島の最高點は八百〇六呎なり、峻阻にして平地又は緩斜地に乏し、住民四十戸、二百八十七あり、農漁を兼ね生を營む、漁獲物は鰕を主とし、其他石首魚、大刀魚、鱧、鰻等なりとす。

金塘面

金塘面の境域

金塘島及附近に散在せる小島を合せて面と爲す、屬島中稍面積を有するものは東方に於ける角占島、南方に於ける忠島及薪島なりとす。

金塘島(クムダクト)又金堂島と書す、得狼灣口の中央に浮ひて、東方突山郡に屬する折

金塘島の部落

| 里 | 洞 | 戸 | 數 | 人 | 口 | 里 | 洞 | 戸 | 數 | 人 | 口 |
|---|---|---|-----|-------|---|---|---|----|---|-----|---|
| 陸 | 洞 | | 五〇 | 二〇〇 | 三 | 山 | 里 | 四 | | 一九〇 | |
| 駕 | 宮 | | 四〇 | 一七七 | 許 | 月 | 洞 | 一九 | | 八三 | |
| 禹 | 湖 | | 四〇 | 一九八 | 車 | 月 | 里 | 八六 | | 四二五 | |
| 合 | 計 | | 二七六 | 一、〇〇三 | | | | | | | |

金島(一)に居金島に對し、南方忠島、龍島を挟みて平日島に面し、西方遙に助藥島と對す、東西一里九町、南北一里二十二町にして面積は一方里未滿なりとす、沿岸北側及東側は險崖を爲すと雖も西側は傾斜稍緩なり、北側及南側に灣入あり、其南側に於けるもの大にして凹入も亦深し、低潮時には干出すれども漁船を繋ぐに支へなく之れを本島唯一の繫船地と爲す、島内松柏雜木所々に茂生せり、部落七あり、里名及戸口左の如し。

島民の生業

此の如くにして島民多くは農を以て生業とし、三山里及車月里に在りては鹽業を營むものあり、一年の製鹽高は三山里約十四萬斤餘、車月里八萬六千五百餘斤に

して合せて二十二萬六千五百餘斤なりとす、多くは木浦地方に搬出せり、漁を以て
專業とするものは甚た少なく全島を通して僅に二十餘戸に過ぎず、漁獲物の主要
なるものは石首魚、鰕、蛸等にして就中鰕及蛸の漁獲多し、鰕は醃藏と爲し、蛸は乾蛸
として販賣す、鰕醃藏品は一砂鉢約一合、三十文乃至五十文にして蛸は大小に依り
て差あるも大抵一尾二十文許なり、石首魚は魚箭又は一本釣を以て、鰕は多く手繰
網を以て漁獲す。

車月里より木浦に至る海路約七十裡、邑下に至る約十七裡とす。

平日面

金塘面の南方に位せる平日島及其附近に於ける島嶼を合せて面と爲す、所屬島
嶼中平日島の東南側に接近せるは小浪島にして順次東方に多浪島、加馬島、攝島、其
他の小嶼並列せり、但し加馬島は北方に、攝島は南方に並ひ浮ひて其間半裡に足ら
ず、攝島は燈臺建設の豫定地なり、其建設成るの日は航海者を利すること多大なる
へし。

本面戸口は六百二十五戸、二千七百八十五人なり、左に平日島及其附近の概況を
敘述せん。

平日島(平日島)金塘の南方助藥島の東方に浮へる大島にして東西二里二十七町
南北二里、面積一方里餘あり。

島内山脈の連亘するもの少なく、最高點を七百七十七呎とし島の中央狹窄なる
地點に兀立す、其他は大概丘陵にして一帶に傾斜地廣く耕地多し、沿岸は屈折に富
み岬角の斗出するもの甚た多く、同時に灣形を成すもの亦多し、然れども孰れも
干潟灣にして繫船に適するものあらず、但し鹽田開拓に適する場所多く、現に其南
北兩側に多少の鹽田を見る。

本島の西方助藥島間の海峡は海圖に所謂花島水道にして最近距離は約二裡な
り、此水道は南方より得狼灣に入る本水路にして其北水道の中央に花島浮ひ、其北
方金堂島の西方に七器島あり、共に岩嶼點々羅布して此水路中の障碍たり、海圖に
前者を南點列島と記し、後者を北點列島と記せり。

島内部落六あり、甘木、月松、東面、日亭、都庄、龜頭、是れなり、住民は農を主とし、漁を生

第四章 全羅道 (南道) 第十五節 莞島郡 生日面 甘木里
業とするものは極めて少なし、全島を通して漁船二十五隻あり、漁採物に石首魚、鱒、鱧、牛舌魚、鯛、鮑、天草、海蘿、海苔等ありと雖も其量多からず、本島に於ける一年の鹽製産高は約十七萬斤許なるへし。

甘木里 (甘木里) 島の南側に位して生日島に面す、前海淺くして船舶の出入碇繋に便ならずと雖も其前に二、三の小嶼浮へるを以て海波甚た靜穩なり、海底沙泥なりと雖も沖合に至るに従ひて砂礫となる、沿岸地先に竹木を樹てて海苔養殖を營む、其區域大凡五千坪許あり、粗朶の高さは七、八尺位とし一坪に約五十本宛灣曲形に竝へ植へて數列と爲す、毎年陰曆九月初旬に樹へて翌春正月下旬に採取す、此地は本島第一の漁村にして海苔養殖の外建網、延繩を使用して石首魚、鱒、鱧等を漁獲す、例年春夏の交日本通漁者の潜水器船及綱繩、鱒流網漁船の寄港するもの少なからず。

生日面

平日面の西南に浮へる生日島及其東南に羅列する圓生島、長口島、加牛島、馮九島、

每勿島、黃堤島其他小嶼を合せて面と爲す、此等小島嶼中稍大なるは加牛島にして高頂を有するを馮九島とし海拔五百五十六呎あり、本面戸口は二百七十四戸、人口一千二百四十二人なり、左に生日島及其近海の梗概を記さん。

生日島 (生日島) 又馬島と稱し海圖に之れを山日島と記され、日本漁夫は樟島と呼ぶ、助藥島の南東方約二哩、平日島の南方一水路を隔てて横はる、東西一里十四町、南北一里五町、面積一方里に満たず、最高峰は西側の中央に在りて高さ一千五百九十呎に達し其嶺稍扁平なり、これに亞くは南端に在りて其高さ一千一百三十四呎あり、海上より之れを望めは形狀宛も二箇の乳房の如く、南西沿海叢島中最も顯著なるものの一なりとす、其他山脈縦横に連亘すれども多くは丘陵にして高峻ならず、中央に至れば松柏克く茂生するものあり、島内此の如く山岳丘陵重疊連亘すれども島民克く農耕に努め耕地山腹に亙りて開拓せらるるもの少なからず、部落五あり、西城、金谷、龍出、柳甫、屈前是れなりとす、戸口は本面の大部分を占め住民の多くは農を營み漁を以て生業とするもの少なし。

西城里 (西城里) は北側に在りて平日島に面す、其前海は水深からざるも灣入七百

間許に及び丘陵環りて各風を保障し漁船繋りて安全なり、本島第一の大部落にして又此地方に於ける重要なる漁港とす、戸數五十餘戸、人口二百餘人あり、里人の生業は農商相半し、漁を以て専業とするもの數戸に過ぎず、然れども漁船十五隻を有し刺網又は延繩を使用するものあり、漁採物は石首魚、大刀魚、鱧、鯛、鱒、蛸、利布、海苔、天草等にして海藻は慣行上島民共同に採取し、且つ面長監督の下に其全部を販賣して代金を公費に充てり、此地に在釜山の日本人緒方綱太郎なるもの小舎を構へ毎年春夏の交來りて鮑其他の罐詰業を營む、其初めて本島に來りしは今より十五六年前なり、近時一漁期中に於ける製造高は五十函乃至八十函に達すと云ふ、此他例年春夏の交日本通漁者の潜水器船又は鯛繩、鱒流網漁船等來りて根據するもの二十四五乃至三十隻あり。

本島は薪材豊にして飲料水潤澤なり、農産物も亦島民の需用に不足を告げず、輸入品は陶器、磁器、鐵器、綿布、石油、燐寸等にして多くは木浦に仰けり。

本島に書房あり角雲齋と稱す、本面唯一の教育機關にして生徒十數名あり。本島附近に散在せる小島嶼に就ては調査未済なり、水路誌又は海圖に依りて其

生日島の
總誌業

圓生島

長口島

加牛島

渴九島

每勿島

沿海の狀況を記さん。

圓生島(원생도)海圖に之れを圓牛島(원우도)と記す、生日島の南方に在りて高さ二百四十八呎あり、北西角附近は岸を距ること二鍵までは巨船の通航危険なり、又南東二鍵の處に黑色岩ありて其間淺灘擴延し、南西に至れば低潮に七呎干出する岩礁あり、▲長口島(장구도)圓生島の南方約七鍵半に在り、高百七十四呎を有する小島なり。▲加牛島(가우도)圓生島の南方一哩半に在り、島形南北に長く東南岸に一の暗礁あり、高頂四百四十九呎を有し東方及西方より望めば二の著峰を見る、▲渴九島(갈구도)は最高五百五十六呎なり、▲每勿島(매물도)は四百六十三呎なり、加牛島の南方に在りて相並ひ其形狀相似たり、共に樹木茂生す、故に遠望附近の諸島に比して濃黒を呈せり、其南東方に夥多の小嶼及高岩あり、▲黃堤島(황제도)高頂二百四十四呎なり、渴九島の南東方にありて周圍の水深十五尋乃至十八尋に達す、東岸には漁船を泊すへき港あり、本島の周邊には數箇の離島及露岩散在す。

青山面

第四章 全羅道 (南道) 第十五節 莞島郡 青山面 青山島

青山島及附屬島嶼を以て面と爲す、附屬島嶼中東にあるを頂島と稱し、西方三島並列するものを長島、芝草島、斗億島と稱す、本面戸口は九百六十九戸、三千二百六十六人なり。

青山島(オソクサト)莞島の東南沖合即ち大茅島の東方約四哩半に位す、東西一里二十九町、南北一里三十二町許にして面積約二方里半あり、本道沿海諸島中最高頂を有する一島にして其東南岸に聳ゆる寶積山の如きは實に海拔四千四百呎に達し甚た顯著なり、其他一千呎以上の高點三あり、島は此の如く高岳を巔きて而も樹木克く茂り遠望濃黒色を呈す、河流數條あり孰れも清流滾々として四時停まず、中に稍大なるもの二條あり、共に中央の山谷より發し、一は北東灣に、一は南灣に開口す、島内幾んど一圓に山岳蟠屈せるを以て平地甚た狭小なりと雖も灌水の便あるを以て溪谷の傾斜地は悉く開墾せられて尺土を餘さず、耕地僅に水田十町餘、畑二十七町餘と稱すれども本郡中米質良好なるを以て著名なり、島内部落あり其戸口等左の如し。

| 里洞 | 戸數 | 人口 | 里洞 | 戸數 | 人口 |
|-----|-----|-------|-----|----|-----|
| 道清里 | 一〇〇 | 三七〇 | 新興里 | 五〇 | 一九九 |
| 上勝里 | 六〇 | 二五〇 | 東里 | 三〇 | 一一三 |
| 新登里 | 三〇 | 一〇一 | 東村里 | 六〇 | 二二二 |
| 海衣里 | 一〇 | 三三 | 堂里 | 六〇 | 二四五 |
| 中興里 | 四〇 | 一四〇 | 後興里 | 六〇 | 二七〇 |
| 福有里 | 二〇 | 八二 | 小空里 | 三〇 | 八六 |
| 菊花里 | 二〇 | 七 | 龜里 | 九〇 | 三五五 |
| 道樂里 | 六〇 | 二六四 | 清溪里 | 八〇 | 三六六 |
| 珍山里 | 三〇 | 二二 | 池里 | 八〇 | 三三二 |
| 合計 | 九〇〇 | 三、六一六 | | | |

本島近海に産する重要水産物は鱈、鯛、鱧、鯖、石首魚、大刀魚、鮫、鱈、鮑、蛸、海鼠、海蘿、海苔、天草、和布等にして、島民の漁採物は鱈、鯖、蛸及海蘿、海苔、和布等なり、鱈、鯛、鮑、海鼠、天

草等は主として日本通漁者に依つて漁獲せられ、毎年春夏の候來漁するもの五六
十隻に及ぶ、近來同出漁者中、毎年本島に來り瓢網を使用して鱸漁業に従事するも
のあり。

郡の報告に依れば、島民中漁を専業とするもの一百七十七戸、五百九人にして、一
年の漁獲概算八千二百餘圓と稱す、然れども此概算は寡少に失せるを覺ゆ。

島の東北に一灣あり、水淺しと雖も漁船を入るゝに支へなく、灣は繞らすに丘陵
を以てし四方の風浪を避くるに足る、毎年春夏の候内外漁船の輻輳するもの多し、
灣の西澳に部落あり、これを新興里と爲す、住民一本釣又は建網を使用して石首魚、
鱧、鱧等を漁獲す、盛漁季は大概春季陰曆四月頃なり、一本釣に用ふる餌料は鱒、船蟲、
目張等にして之れを得ること容易なり。

南側に一灣あり、東北西の風浪を保障し水深八尋乃至九尋にして泥底なり、巨船
四五隻を繋ぐに足る、灣澳に部落あり、清溪里と云ふ、戸口は前示する所にして新興
里に比し遙に多し、部落の中央を貫流する一小河あり、水清澄にして質良好なり、飲
料に供することを得へし。

青山島の
泊地

新興里

清溪里

島民の生活物資は多く之れを木浦に仰けり、木浦に至る約六十哩、郡邑に至る九
哩半とす。

茅島面

大小茅島及附近の小嶼を合せて面と爲す、最近の調査に依れば面内戸口一百四
十九戸四百七十九人あり、左に二島の概況を敘すへし。

大茅島(大茅島)青山島と所安島との中間に位して莞島の南方六哩に在り、東西十
八町、南北一里にして面積は半方に満たす、山岳は南北に連亘して最高點は七百
九十呎に及ぶ、之れを大上山と稱す、山頂鋸齒狀を呈して顯著なり、南部一帯は峻嶮
を極むれども他は概ね傾斜緩なり、部落は東西兩側に各一あり、東側なるは東里と
稱し人家四十八、一百五十三人、漁戸二十六、西側なるは西里と名け人家五十戸、一
百九十八人、漁戸二十九あり、共に漁を主とすれども亦克く農業に努め、水田二十斗落、
畑八十斗落を有し、全島開墾に價すべき餘地を存せず、水産物は石首魚、大刀魚、鯛、鱧、
鱧、鱧、鮫、目張等主なるものにして、其漁場を周邊及、沖合五、六哩の間とし、二村通して

大茅島

東里

西里

大茅島及
附近の漁

漁船十一隻、建網二十五統あり、建網は一定の場所に定置するにあらすして島の周邊岩礁多き沖合の沙地を撰み夜間投網して翌朝曳揚くるなり、而して漁船一隻に七八人乗組みて網六張乃至七張を使用す、建網にて漁獲するものは小鱈、鮫、鱈、目張等なり、其他の魚類は多く一本釣を用ひ漁場を島の沖合二三湮の間とす、餌料は船虫、小鱈、蛸、蛤等にして島の周邊之れを獲ること容易なり、漁獲物は多く乾製して莞島、古今島又は木浦附近より來る出買船に賣渡し、又は日用品と交換す、標準價格大凡左の如し。

| | | | | |
|------|------------|------|----------------|-----|
| 干製鱈 | 二十五文 | 生大刀魚 | 長さ三尺位のもの | 三十文 |
| 同 鱈 | 長さ三尺五寸位のもの | 干揚天草 | 一沙鉢(一升位) | 三十文 |
| 同石首魚 | 同七八寸位のもの | 同 和布 | 一把(七枚を一把とせるもの) | 十文 |

日本通漁者は潜水器船及鯛繩、鱈流網漁船等各十二三隻位來漁するに止まり、季節は毎年五、六、七月の交なりとす。

小茅島(소모도)大茅島の北方約一湮に在り、島の最高點は東岸にありては四百三呎に過ぎず、沿海低潮時に於て干出する岩礁多し、殊に南西側には半湮の遠きに延

小茅島

出するものあり、故に大茅島間の海峡を通過せんとするものは注意を拂ふへし、部落一あり其島と名を一にし小茅里といふ、戸數二十五、人口九十三あり、島民農を主とするもの半數を占め、商を兼ねるものあり、漁を業とするもの九戸にして漁獲物の種類は大茅島に於けると異ならず。

所安面

所安島を以て面となし、南西二面に分つ、而して西面には鳩島、小鳩島(所安島の北に在り)等附屬せり。

所安島(소안도)莞島の南方に浮ぶ、東西一里九町、南北二里十六町にして面積約二方里あり、狹頸地に由りて南北二部に分たる、北部は面積小にして東西に擴張し東邊に高さ一千一百十六呎に達する一峯あり、之れを清邊峯と名け北部に於ける最高點と爲す、其東端を清邊角と稱し、險崖甚たし、北角をクムチヨンニヨと稱し、是れ亦甚しく險崖を爲せり、其北方一湮に孤立岩あり、海圖に之れを隱嶼と名け、高潮に没す、本嶼は所安港北口外の中央に位せるを以て、夜行警戒を加ふへし、隱嶼の南方

所安島

露兒島東角との間に浮へる一小島は則ち鳩島なり、南部は南北に長く、最高點は北方の東邊に在りて高さ一千二百〇四呎なり、之れを駕鶴嶺と稱す、清邊灣を隔て、清邊峯と相向ふ、最南端を舉網峙角と稱す、其西方北東に向つて凹入せる一灣は即ち小珍里浦なり、潮流弱くして其中央部は四尋あり、泥底にして投錨稍可なり、其灣の内方東側に小珍里あり、又灣澳に珍山里あり、其孰れにても漁船を繋ぐに足るへし。

所安島の部落

小珍里

部落は北部に月項里、北岩里、梨南里、樞子洞の五里、南部に官廳里、美羅津、曳下里、小珍里、東珍山里、西珍山里、孟仙里の七里、計十二里あり、戸口は全島を通して戸數七百二十三、人口三千二百三十八と稱す、其生業は農を主とし、漁を營めるは僅に三十戸、一百二十人に過ぎずして、漁採物は海蘿を主とし、一年の産額約五萬斤に達すへし。

孟仙里

孟仙里(孟仙里)所安西面に屬し、所安港の南口内、東側に位す、其南方に敦岩角突出して、甫吉島の射岩角と相對し、所安港の南口を扼す、其前面は所安港の南錨地にして、沿岸回航船寄港し、又た時々汽船避泊することあり、海濱は砂礫にして遠淺なれども無碍なり、人家は山麓の傾斜地に在りて、海濱に防風林を環らす、戸數六十、人口

定住日本
漁夫並明
鮑海參製
造業

三百と稱す、平地狹小にして耕地少く、農産に乏し、夏季近海に於て鱧、大刀魚等を漁獲す、此地の海濱には日本漁業者二戸あり、一は竹内熊吉にして、一は竹内宅造なり、共に潜水器漁業を營み、明鮑、海參製造に従事せり、竹内熊吉の初めて本島に根據を据へしは遠く今より二十年前即ち明治二十二年四月の頃にして、當時其歲十二月迄本島に止まりしも、翌年春より濟州島に移り、明治二十六年に至りて再び本島に根據を移し、爾來引續きて今日に至れるなり、漁場は全羅及慶尙兩道の沿海にして、季節を逐ふて各地を涉漁す、夏季には鮑、冬季には海鼠の漁獲多し、竹内熊吉の談する處に據れば、昨年迄器械九臺を以て務行したりしも、今隆熙三年には六臺に減したりと、蓋し漁獲減少の爲めに外ならず。

一昨隆熙元年中に於ける兩組の製産高は明鮑大凡一萬三千斤(竹内熊吉約八千斤、竹内宅造約五千斤)、海參二萬斤(竹内熊吉一萬二千斤、竹内宅造七千斤)許なりしと云ふ、潜水器船一隻の乗組は八人にして、中に潜夫一人あり、多くは長崎地方にて雇備し來る、潜夫一箇月の給料は普通二十圓にして、最高を三十圓とす、水夫は五、六圓位にして、食を與へ尙ほ漁獲四斗樽一箇に付若干の歩合金を給與す、時々水夫に土人を使用することあり、其給料は二貫

文より二貫五百文許なり、此の如くにして潜水器船一隻一箇月に要する費用は約一百四五十圓なりと云ふ、鮑の種類はむくろがい及めだかがいの二種あれども本島及莞島附近にはめだか多し、漁場遠き時は鹽藏として本島に輸送し來る、此附近の鮑は生一貫目にて明鮑九十匁を製し得るといふ、介殼は數年前まで大阪に輸送し百斤四圓五十錢位の相場なりしも先年來下落して一圓五十錢許に過ぎされは輸送せず、海參は「ログード」にて著色す、四斗樽一杯、生一百三十斤にして製品歩留十四五斤なりと云ふ。

珍山里

珍山里(진산리)孟仙里の南方二十町、小珍里、浦内の北岸に在り、東西に分たる戸口は合せて四十四戸、一百四十二人なり、農を常業とし、米、麥を産す、飲料水十分にして薪材も亦乏しからず、漁を業とするもの數戸にして、漁船三隻あり、漁場は本島の外海一帯にして、七八月の頃、鱧を釣獲す、鱧の餌料は石首魚を用ひ、石首魚を釣獲するには、鰯を用ふ、一船五、六人乗を普通とす、若し五人乗りの場合には、漁獲物を六分して、其一步を船賃とす、釣具、餌料及食料等は各自辨なり、又夏季には、鱒釣の爲め、楸子島近海へ出漁することあり、海羅の産多く、一年約一萬斤に上る、但し海苔は多からず。

露兒面

露兒島を以て面と爲し、更に東西二面に分つ、屬島七あり、東北岸に於けるを長嶋島とし、東岸に於けるを長龜龍島、石島、南岸に於けるを龜龍島、猪島、西岸に於けるを松島、老鹿島とす、戸口は七百六戸、二千六百六十三人なり、左に露兒島及附近の概況を記せん。

露兒島

露兒島(로이도)又露花島(로화도)と稱す、所安島の西方、甫吉島の北方に在りて、東西南北相等しく、各一里二十餘町、面積一方里半餘あり、島の北側は沙濱、又は險崖にして、稍水深を有すれども、適當の繫船地なし、其前面三鏈に横看島、浮ひ、狹水道を通す、此水道の東口に長嶋島、浮ふ、故に海圖、本水路を長嶋水道と記す、其中央の水深は十三、四尋乃至十六、七尋なり、東南側に二箇の深入灣あり、北東方なるを石中里浦と稱し、南西なるを都廳里浦と呼ぶ、後者は前者に比して遙に大なり、共に泥堆一圓に廣延して、小船尙ほ且つ容れ難し、但し後者には濬を通するありと雖も、屈折甚しく入

船容易ならず、石中里浦には姑島、其他一小嶼横はり、都廳里浦には楮島、其他一、二の小嶼浮ふ、本島東南側は所安港の北西岸を爲すものなり、而して其南側は甫吉島に接近して其間に狭水路を通す、此水路は水深六、七尋乃至八、九尋にして大抵の船通航に妨げなし、海圖之れを蛇島水道と稱す、其東側は所安島の北口を扼するものなり、而して其沿岸に點々羅列するものは前示の鳩島、小鳩島、長龜龍島、石島なりとす、南側に在りても亦險崖を爲すもの多くして中央に美羅里浦あり、半は泥堆干出すれども漁船を容るゝに妨げあらず。

島の最高點は都廳里浦を擁する南西角の中央に在り、之れを大谷と名け高さ僅に五百二呎に過ぎず、これに次くものは所安港の北口を擁する北東角に峙つ鳩山なり、其他所々に山岳の隆起するものありと雖も皆低峯丘陵に過ぎず、故に本島は緩斜地又は平地に富みて耕地多し。

島内部落二十四あり、其沿岸に於ける主要なるものは北西側に山陽津、▲東に廻りて縛斤里、東古地、▲南に廻りて石中里、虫島、都廳里、西側に堂山里、三幕洞、美羅里、北古地等あり、平地多きを以て住民は大概農業を營み、農産は以て島民の需用に餘れ

部落

り、海産物中重要なるは食鹽にして一年の産約六十餘萬斤に達すべく、これに次くものは海蘿にして一年の産約二萬斤に上るへし、▲海蘿の主産地は北方なる山陽津、北古地、西方なる美羅里等なり、▲鹽業を營めるは都廳里浦、石中里浦、美羅里浦等にして就中都廳里浦内盛んなり、左に石中里に於ける鹽業の一斑を記せん。

石中里

石中里(石中里)石中里浦内に在りて人家四十四戸、一百六十三人なり、鹽幕二座あり、一は五人、一は六人の共有に係る、鹽幕一座の鹽田は長さ三十四間、幅二十三間にして七百八十二坪とし、珍島諸島の鹽田に較ぶれば約三分一に過ぎず、沼井は三

石中里の製鹽業

間四方の角形にして一座に十箇あり、一人前の沼井數は二箇なりとす、沼井の底には雜草及松葉を敷く、浸出溜は一間四方の角形に造り周圍を板にて圍ひ蔽ふに板屋根を以てす、鹹水採取法は田面を耕起するや一日一回溝渠の潮水を灌き五日間乾燥して更に潮水を灌く、斯くすること四五回の後堆土と爲し浸出に附す、故にこれに要する日數は二十日若くは二十五日間なり、煎熬釜は牡蠣釜にして幅七尺六寸、長さ一丈一尺、深さ三寸あり、高さ一尺四寸の竈に据へ附け一釜を焚きて一俵半を得、三俵にて一石となる、故に一俵は日本量の三斗三升餘の割合なり、一年の製鹽

高三百俵即ち三萬斤と稱す、製鹽季節を三、四及八、九、十の五箇月とし他は休業す、薪材は松葉及雜木にして、甫吉島に求む、其價は珍島の約半價なりとす。

甫吉面

甫吉島を以て面と爲し其西南約十裡、楸子島の附近に於ける横看島を配屬す、本面戸口は百〇八戸、一千七百四十三人なり。

甫吉島(보길면)所安港の西側、蛇島水島の南岸を爲す大島にして東西二里二十七町、南北廣き所一里二十三町、面積一方里半餘あり、島の東方所安港及蛇島水島を構成する部分は北方より泥堆灣深く凹入して外海との間僅に狹頸地を以て相隔つるのみ、此狹頸地以西は幾んど圓形を成して周邊に一千呎内外の連峰を繞らす、(最高點一千四百二十九呎)故に其中央部は峽谷を成せり(此峽谷中一溪流を通し北に注ぐ之れを松眞峯と名く)而して此峽谷より各高峰の内側一帯は都て樹木鬱蒼として椿、椎、榎、檜、山樟等の堅木も亦夥しく南海中森林を有するを以て著名なり、夏季に入れば附近各地の通船、薪材積出しの爲め本島に集合するもの多く、西側なる船倉九味の如き

島民の生業

は船舶常に輻輳して各地との往來絶へず、狹頸地以東には高峰少なしと雖も傾斜急なれば耕地開拓の餘地あらず。

島内部落十二あり、戸口は通して二百六十三戸、九百五十三人なり、大抵は農民なれども伐木に依つて生を營むものも亦多し、水産物は海蘿を主とし一年の生産約五萬斤、これに次くは天草にして約五千斤あり、海苔は少なし、其他漁業としては夏季に於ける鯖漁、秋季に於ける鱈漁にして郡の報告に依れば一年中に於ける販賣高一千圓に上るといふ、本島には日本漁夫の來漁するもの稀なり、然れども島の東端所安島の孟仙里と相對する干潟灣内には朝鮮海水産組合の所有地約五百坪あり、移住漁民根據經營に便する爲め購入したるものに係るといふ、本灣は干出灣なりと雖も漁船を容るるに妨げなし。

水産物

横看島

横看島(횡간도)甫吉島の西南に當りて楸子群島の北界に位し島形東西に延びて南北に狭し、島の最高點は東端に在りて四百八十七呎なり、近海の潮流に關して水路誌の記する所左の如し。

横看島近海ハ東西ノ潮流衝突シテ其勢極メテ強烈ナリ、又半漲潮ノ時ニハ東

南ニ向フ急潮アリ、一般ニ漲潮流ハ西方ニ、落潮流ハ東方ニ向ヒ、其速度大潮ニハ共ニ五節ニ達シ、各島ノ附近ハ端舟ニ危険ナル湍潮ヲ生ス。

枋島面

甫吉島の西北方に浮へる枋島及其附近に浮へる埋鞍島、長里島、西島、免去島、明島、楮島、小楮島等を合せて面と爲す、但し所安港の南口に浮へる龍門島も亦本面に入れり、本面戸口は各島を通して一百七十七戸、五百八十二人なり、左に枋島及其附近の概勢を記さん。

枋島

枋島(イ)東北より西南に延ひて東西に狭く沿岸線は概して平調なり、且つ四邊は水浅くして東岸の一帶特に甚たし、島の北角を露積岩角と云ひ、東南角を猫島角といふ、山脈は島形と等しく東北より西南に走り、最高は五百十七呎なり、最南端に蒼々たる雜樹林あり、島内部落中人煙の稍密なるは北東岸に於ける内里とす。

西島

西島(イ)枋島の西南端に接近して浮ひ其間僅に二鍵、干潮時には徒涉し得へし、西岸中部に稍灣入せる所あり、泥底なるも水浅く繫船に便ならず、最高點は北方

龍門島

にありて五百二十五呎を有す。
龍門島(イ)又作只島(イ)と稱し、海圖に之れを港門島と記す、最高點は南部の中央に在りて高さ五百六十九呎なり、餅岩山と稱し其頂上に燈臺あり。
各島民は大抵漁に依て生を營めるも此地方未調査にして其詳を記すること能はず、然れども其漁業は甫吉島に於けると大差なかるへし、春夏の交日本漁夫の來漁するものなきにあらざるも其數も亦多からず。

楸子面

甫吉島の西南洋上に浮へる楸子島及秋加里島(海圖に愁徳)を合せて面と爲しこれを上下の二面に分ち若干の無人島を配屬す。

楸子島

楸子島(イ)上下の二島より成る、北西に位するは上楸子島にして單に之れを上島と呼び、周回一里あり、東南なるは下楸子島にして之れを下島と稱し、大さ上島に二倍す、上下二島の近距離僅に一百五十間許、終日渡船を通す、島は共に中央に於て隆起し、最高は下島に在りて高さ五百十七呎なり、上島は西部急峻にして下島は